

京都府再生可能エネルギーの導入等促進プラン (第3期)

中間案

令和8年●月策定
京 都 府

目 次

第1章 プランの趣旨等

第1節 プランの趣旨	2
第2節 プランの位置付け	3
第3節 プランの計画期間	3

第2章 再生可能エネルギーを取り巻く状況

第1節 海外の状況	5
第2節 国内の状況	6
第3節 京都府の状況	7

第3章 課題認識

第1節 再生可能エネルギーの導入加速	9
第2節 再生可能エネルギーの需要創出	13
第3節 地域共生型の再生可能エネルギー事業の普及促進	14
第4節 産業やイノベーション、地域の振興	14
第5節 理解促進、担い手育成	15

第4章 プランの基本方針

第1節 基本的な考え方	17
第2節 京都府が目指す再生可能エネルギー社会の将来像（2040年頃）	18
第3節 プランの目標	19
第4節 施策の基本方針	22

第5章 目標達成に向けた施策

第1節 再生可能エネルギーの導入加速	24
第2節 再生可能エネルギーの需要創出	26
第3節 地域共生型の再生可能エネルギー事業の普及促進	29
第4節 産業やイノベーション、地域の振興	31
第5節 理解促進、担い手育成	33

第6章 プランの実施体制・進行管理

第1節 実施体制	36
第2節 進行管理	36

附属資料	37
------	----

1

2

3

4

5

6

7

8

9

10

11 第1章 プランの趣旨等

12

13

14

15

16

17

18

19

20

21

22

第1節 プランの趣旨

京都府においては、再生可能エネルギー（以下「再エネ」という。）の導入等を促進することが、温室効果ガスの排出抑制を図る上で重要であるだけでなく、府民が安心・安全に利用することができるエネルギーの安定的な確保や地域資源を活用した再エネ事業による地域振興という点でも重要であることから、府が再エネの導入等に関する施策を実施することにより、府内のエネルギーの供給源の多様化及び再エネの供給量の増大を図り、もって、地球温暖化対策の更なる推進並びに地域社会及び地域経済の健全な発展に寄与することを目的に、平成27（2015）年7月に「京都府再生可能エネルギーの導入等の促進に関する条例」を制定しました。

また、同年12月には、同条例に基づき、再エネの導入等の促進に関する施策を実施するための計画（京都府再生可能エネルギーの導入等促進プラン）を策定、その後令和3（2021）年3月に計画を第2期に引継ぎ、令和12（2030）年度までに府内の総電力需要量のうち36～38%を再エネ電力とすること等を目標に設定するとともに、この目標達成に向け、府内の省エネによる電力需要量の削減と再エネの導入の促進を図る総合的な施策に取り組んでまいりました。

この間、国連気候変動枠組条約第28回締約国会議（COP28）*において、「化石燃料からの脱却を進め、この10年間で行動を加速させる」という旨が明示され、COP29においては先進国が途上国に向け拠出する気候資金*の目標を引き上げるなど、世界的に脱炭素化への機運が高まるとともに、RE100*への参画など再エネを積極的に調達しようとするといった需要家ニーズの多様化も進展しています。

国においては、2050年のカーボンニュートラルの実現と経済成長の両立を図るため、GX推進法*・GX脱炭素電源法*の制定や、GXに向けた投資の予見可能性を高めるために長期的な方向性を示す「GX2040ビジョン」が閣議決定されるなど、GXの実現に向けた取組が強まっています。

また、令和7（2025）年2月に閣議決定された「第7次エネルギー基本計画」においては、S+3E*の基本方針のもと再エネの主力電源化の徹底が改めて示されたところですが、新型コロナウィルス感染症の感染拡大を契機とした生活・ビジネススタイルの変化に伴うエネルギー需給の変化や、ウクライナ侵攻や中東情勢の緊張によるエネルギー供給の不確実性の高まりに伴い、再エネを取り巻く状況は大きく変化しています。

さらに、令和6（2024）年度の世界平均気温は観測史上最高となり、工業化以前より約1.55°C高かったことが世界気象機関（WMO）から発表され、単年のみではあるものの、初めて1.5°Cを超えるました。日本においても、真夏日や猛暑日等の日数の増加や、大雨や短時間強雨の発生頻度の増加、高温による農作物の生育障害など、気候変動の影響が既に発生しており、気候変動への対策は急務となっています。

本プランは、こうした再エネを取り巻く状況変化等を踏まえ、本プランの計画期間である令和22（2040）年度までの15年間について加速度的に取組を進めるべき時期と捉え、京都ならではの豊かな力を活かし、再エネの導入・利用の標準化やそれに伴う地域の魅力向上等の新しい価値を創出し、環境・経済・社会の好循環の輪を広げていくための新たなプランとして策定したものです。

第2節 プランの位置付け

本プランは、京都府再生可能エネルギーの導入等の促進に関する条例（平成27年京都府条例第42号）第5条の規定に基づき、再エネの導入等の促進に関する施策の目標や施策を実施するため必要な事項を定める実施計画です。

なお、本プランは、府政運営の指針である「京都府総合計画」の環境分野の個別計画である環境基本計画において、再エネ分野の個別計画として位置付けられたものです。

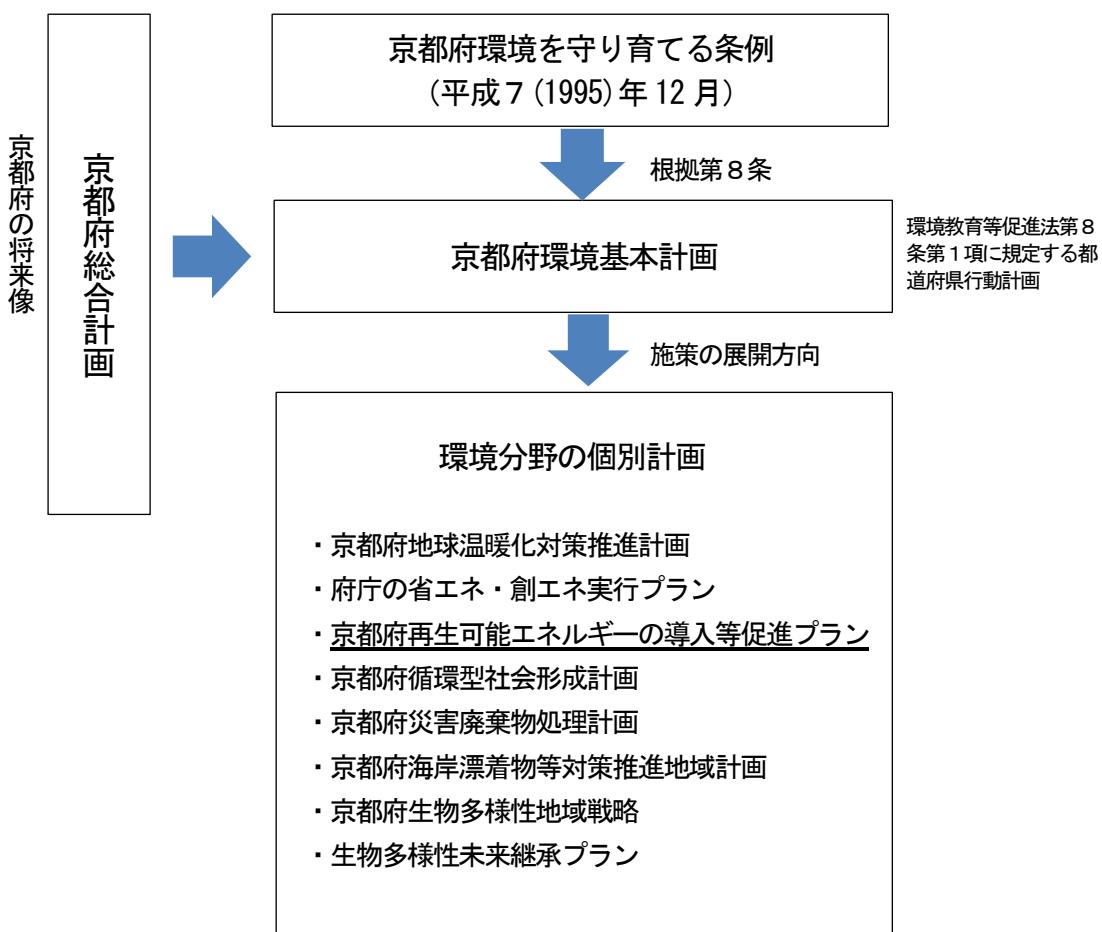


図1 本プランの位置づけ

第3節 プランの計画期間

本プランは、令和32（2050）年までの温室効果ガス排出量実質ゼロの実現に向け、令和22（2040）年度の本府の目指す再エネ社会の将来像や導入量等の目標を長期的な視点で描くとともに、計画期間である令和8（2026）年度から令和22（2040）年度における施策の方向性や具体的な施策を定めます。

なお、社会情勢の反映や進捗管理のため、5年毎にプラン・施策を不断に見直します。

1

2

3

4

5

6

7

8

9

10 第2章 再生可能エネルギーを取り巻く状況

11

12

13

14

15

16

17

18

19

20

21

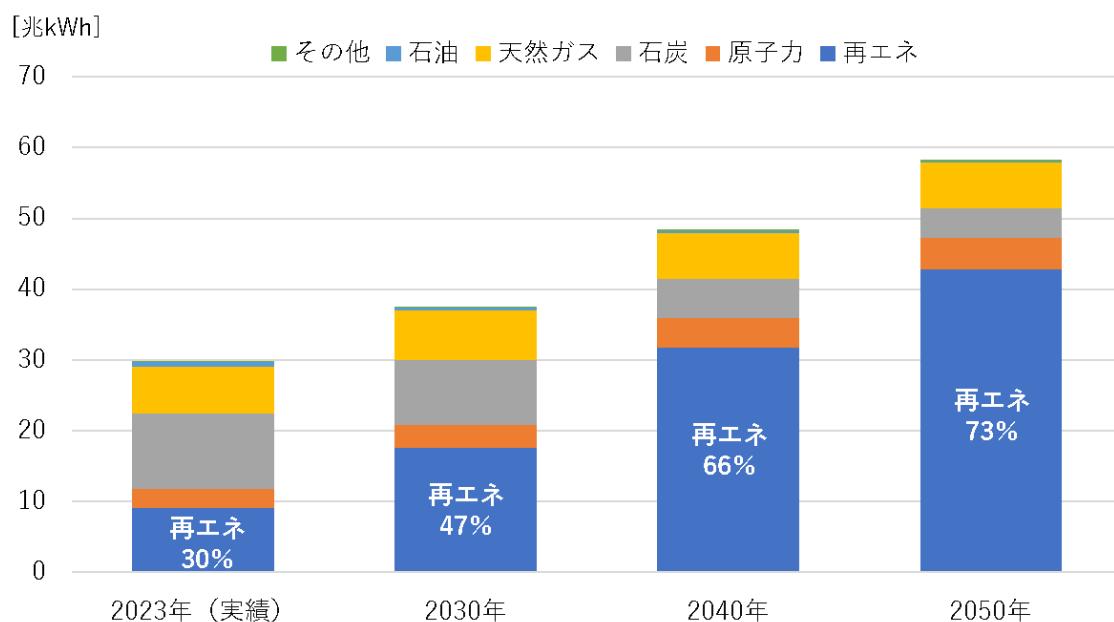
22

1 第1節 海外の状況

2
3 近年、気候変動が原因の一つと見られる大規模な自然災害の頻発といった気候変動問題への危
4 機感や、令和4（2022）年2月のロシアによるウクライナ侵攻に伴う国際的な原油価格の高騰に
5 よるエネルギー安全保障への関心の高まり等を背景として再エネの重要性が再認識されており、
6 欧州では2050年まで、中国では2060年まで、インドでは2070年までのカーボンニュートラルの
7 実現に向けて取組が加速しています。また、世界中でESG投資*が広まっており、脱炭素技術に対する
8 投資拡大が期待されています。

9 令和5（2023）年現在、世界の発電電力量のうち、再エネの割合は30%となっていますが、
10 IEA（国際エネルギー機関）が令和6（2024）年に行った試算（図2）では、各国が現在提案している
11 温暖化対策を実行した場合、令和12（2030）年には47%、令和22（2040）年には66%、令和
12 32（2050）年には73%まで拡大すると見込まれています。

13 世界的な企業の動きとして、パリ協定の目標達成を目指した削減シナリオと整合した目標の設
14 定・実行を求める国際的な枠組みであるSBT*や、事業活動に必要な電力を令和32（2050）年まで
15 に100%再エネでまかなうことを目指す企業連合であるRE100（国際イニシアティブ）への参
16 加企業が拡大しています。令和7（2025）年3月時点で、SBTには1万社以上¹、RE100には400
17 社以上が参加しており（図3）、RE100の2024年版年次報告書によると、参加企業のうちすでに
18 「100%」を達成している企業が32社以上あると報告されています。また、令和4（2022）年には、
19 RE100における再エネ電力の基準として令和6（2024）年1月以降に調達した再エネについ
20 ては一部の例外を除いて運転開始から15年以内の再エネ発電設備だけを対象とすることとされた
21 ことから、再エネ設備の新規導入に向けた機運は世界的に高まっていくと考えられます。さら
22 に、RE100参加企業の中には、自社のサプライチェーン*に対しても再エネの利用を求める動きが
23 出てきており、今後、府内の部品メーカー等にも影響を及ぼす可能性があります。



25 図2 世界の発電電力量の見通し

26 (出所) 国際エネルギー機関（IEA）「World Energy Outlook 2024」

¹ SBT認定取得企業及び2年以内のSBT認定取得宣言をした（コミットメント）企業の合計

累計企業数グラフ

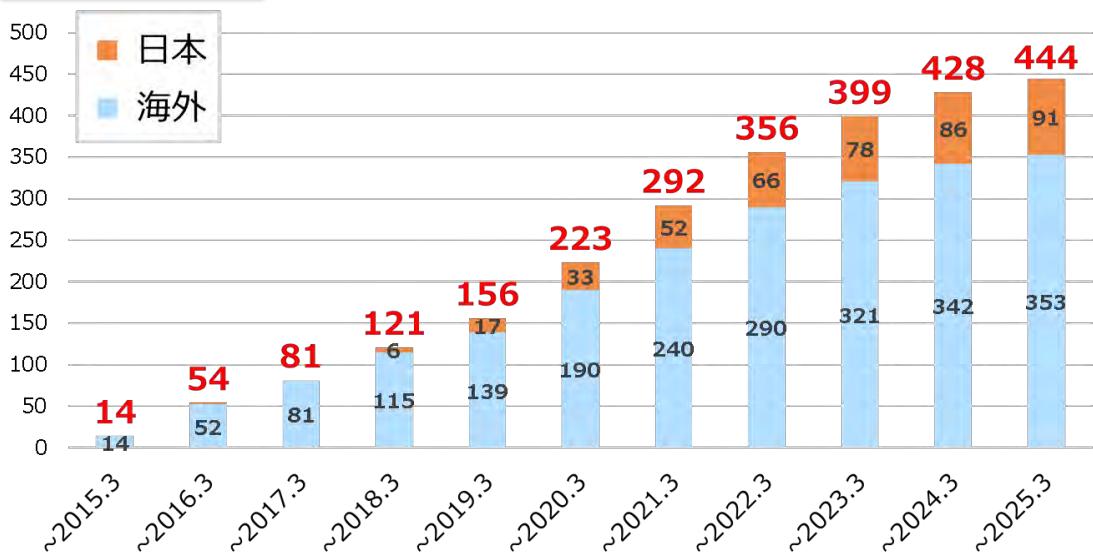


図3 RE100 の加盟企業数の推移

(出所) 環境省「RE100 概要資料」(2025年6月30日更新版)より抜粋

第2節 国内の状況

再生可能エネルギーの導入等促進プラン（第2期）を策定した令和3（2021）年3月以降、再エネの主力電源化の徹底が改めて示された「第7次エネルギー基本計画」の閣議決定（令和7（2025）年2月）や、エネルギー事業環境の予見性を高め国内投資を後押しするために長期的な方向性を示す「GX2040 ビジョン」の閣議決定（令和7（2025）年2月）等、政府による再エネの導入等に係る政策は、産業振興政策と併せて、ますますの発展を見せています。

この間の全国の再エネの導入量については、平成31（2019）年度に18.5%だった発電電力量に占める再エネの割合は、令和4（2022）年度には一時的な導入の鈍化があったものの、省エネの進展とともに着実に割合を伸ばし、令和6（2024）年度には26.7%となっています。

令和6（2024）年11月には次世代型太陽電池の導入拡大及び産業競争力強化に向け次世代型太陽電池戦略が取りまとめられ、また、令和7（2025）年4月には建築物省エネ法の改正によりすべての新築住宅・新築非住宅が省エネ適合義務の対象となり、令和12（2030）年には創エネも含めてZEH*基準を目指すことを見据えるなど、再エネの主力電源化に向けた国の政策は、省エネ政策と一体となって一層加速するとみられています。

こうした社会情勢を受け、企業・家庭の再エネに対する意識が高まりを見せる中、再エネの主力電源化の実現に向けては、再エネの出力制御や、再エネ設備の安全性確保による地域住民との共生、使用済み太陽光パネルの適正なリユース、リサイクル等、コスト面・制度面・規制面・技術面の様々な課題が残されています。

表1 日本全国における発電電力量に占める再エネ設備の発電電力量の割合

	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度
割合	18.5%	20.8%	22.4%	22.7%	25.7%	26.7%
前年比	-	+2.3%	+1.6%	+0.3%	+3.0%	+1.0%

(出所) 資源エネルギー庁電力調査統計等をもとに京都府作成

第3節 京都府の状況

京都府では、京都府総合計画による、「共生による環境先進地・京都の実現」を目指し、新たな時代のエネルギー社会システムの構築のため、「再エネで電気を創り、貯めて、賢く使う」というコンセプトのもと、家庭、事業者及び地域の各分野で再エネ導入等を推進してきました。

固定価格買取制度（以下、「FIT制度*」という。）の開始により、太陽光発電を中心に急速に導入が拡大し、府内の再エネ設備の発電電力量は、図4のとおり、平成26（2014）年度の11.8億kWhから、令和5（2023）年度には17.6億kWhまで増加しました。ただし、近年はFIT制度の買取価格の低減や適地の減少等の影響により導入量は伸び悩んでいます。

再エネの電源種別の発電電力量が最も多いのは全体の5割弱を占める太陽光発電であり、次いで多い水力発電と合わせると全体の約9割に達します。令和4（2022）年度までは水力発電が最大電源でしたが、令和5（2023）年度には太陽光発電が水力発電を超えて最大電源となるなど、太陽光発電が堅実な伸びを見せてています。

また、京都がもつ歴史や文化、多様な産業構造などの資源を活かして次代を担う企業や産業を生み出す拠点である産業創造リーディングゾーンの形成を推進する中で、脱炭素関連スタートアップのための拠点の立ち上げによる企業集積など、将来の脱炭素と産業転換の展開に向けた芽が出てきています。

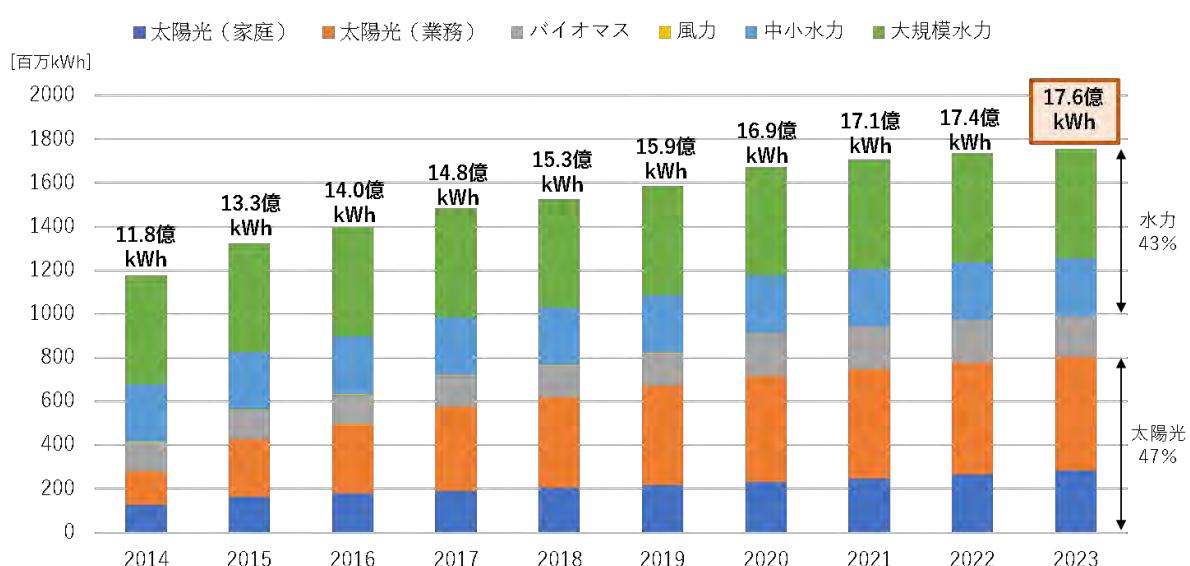


図4 京都府内の再エネの導入量（発電量ベース）の推移

（出所）資源エネルギー庁固定価格買取制度情報公表用ウェブサイト等をもとに京都府作成

表2 京都府内総電力需要量に対する府内の再エネ設備の発電電力量の割合

	2019年度*	2020年度**	2021年度	2022年度	2023年度
割合	10.2%	11.0%	11.0%	11.2%	11.3%
前年比	-	+ 0.8%	+ 0.0%	+ 0.2%	+ 0.1%

（出所）資源エネルギー庁電源調査統計等をもとに京都府作成

*令和元（2019）年度及び令和2（2020）年度実績は、第2期プランが開始した令和3（2021）年度の見直し後の算定方法にて再計算

1

2

3

4

5

6

7

8

9

10 第3章 課題認識

11

12

13

14

15

16

17

18

19

20

21

22

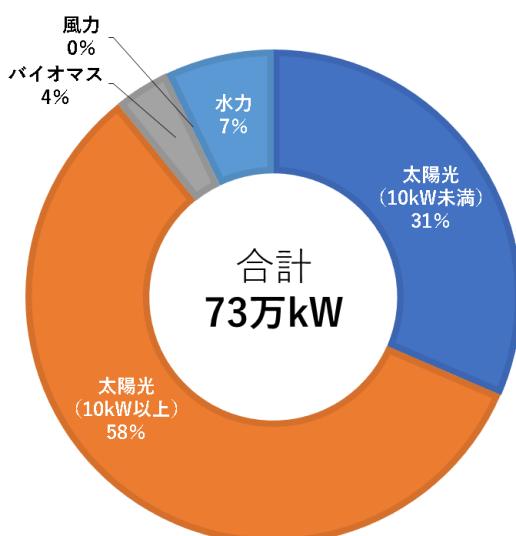
1 第1節 再生可能エネルギーの導入加速

2 東日本大震災後、再エネの導入促進のため、国民負担を伴う特別な措置として平成24（2012）
3 年7月にFIT制度が導入されました。同制度導入以降、太陽光発電を中心に再エネの導入量は大
4 きく拡大しました。府内における再エネ導入量は、大規模水力（3万kW以上）を除くと令和5
5 （2023）年度末時点で約73万kWとなっており、その大半を太陽光が占めています。（図5）

6 近年、FIT制度の縮小に伴い、同制度に基づく再エネ導入量は減少傾向にあります。一方で、
7 RE100などの国際的イニシアティブへの加盟企業の増加に見られるように、企業による再エネへ
8 の関心が高まっており、さらにデータセンター*の稼働拡大などを背景に、再エネ電力の需要は今
9 後も増加すると見込まれます。こうした再エネ電力の需要増加に対応するためにも、国の支援制
10 度を受けない、自立した電源としての再エネの導入加速が必要です。

11 このような状況の中、再エネの導入の加速化に向けては、技術開発等による再エネの導入・維
12 持管理コストの一層の低減に加え、景観規制をはじめとした制度・規制面の課題整理や、必要に
13 応じて国に規制緩和を求めることが必要と考えます。また、地域資源を活用した再エネ事業に
14 よる地域経済の活性化や、エネルギーの自立的確保による災害対応力の強化等といった地域に貢
15 献する再エネの普及拡大も重要な視点です。

16 さらに、エネルギーの安定供給を図るために、多様な電源を確保することが必要であり、以
17 下において主な電源種別の課題を整理しました。



20 ※大規模水力（3万kW以上）除く
21

22 図5 京都府内における再エネの電源種別の導入状況（2023年度末時点）

23 （出所）資源エネルギー庁 FIT 公表情報等による京都府調べ

1 (1) 太陽光発電

2 府内の太陽光発電設備導入量は、平成 22 (2010) 年度末から令和 6 (2024) 年度末の間に 13
3 倍に拡大しており（表 3）、FIT 制度の支援を受けて導入拡大が進んできましたが、近年は、FIT
4 制度の買取価格の低下や太陽光発電設備の設置に適した土地の減少により、同制度に基づく導入
5 は年々減少傾向にあります。

6 導入に係るリードタイムが比較的短い太陽光発電は、地球温暖化対策のために特に重要であ
7 り、加速度的な導入拡大が必要です。一方で、太陽光発電は発電量が時間帯や天候に左右される
8 といった特性があり、関西エリアにおいては令和 5 (2023) 年に初めて出力制御が発生しまし
9 た。今後、企業における再エネへの関心の高まりやデータセンター建設等により増加すると見込
10 まれる再エネ電力需要に対して、太陽光発電により発電した電力を無駄なく使う取組も重要であ
11 り、蓄電池の活用や電力需要時間のシフト等による自家消費やデマンド・レスポンス^{*}の推進が必
12 要となります。

13 太陽光発電の導入拡大のためには、引き続き建築物屋根のポテンシャルを十分に活かし自家消
14 費の取組を推進する必要があります。

15 建物については、新築時には省エネと一体的に再エネ導入を促すことで ZEH、ZEB^{*}化を進める
16 とともに、既存建築物についても PPA^{*}モデル等の新たな導入形態や、次世代型太陽電池^{*}等の新
17 技術を活かした導入促進の取組が必要です。また、増築・改築時等の太陽光発電設備の導入を促
18 す仕組みづくりや、地域における再エネ事業を支える人材の育成等も必要と考えます。

19 なお、戸建住宅では新築住宅を中心に導入が進んでいるとみられ、令和 6 (2024) 年 12 月時点
20 での府内全域の設置率はおよそ 8 %となっています。（表 4）今後は、新技術を活かす等、既存住
21 宅も含めた導入促進に工夫が必要な状況です。

22 また、地上設置の太陽光発電設備については、住宅等に近接して設置されるケースも多いこと
23 から、耕作放棄地の活用によるソーラーシェアリングなど健全な地域振興（農業振興等）に貢献
24 するとともに周辺環境に十分に配慮することで地域に根ざし、持続的・安定的に営まれる事業の
25 普及・展開が必要です。

26 さらに、今後は駐車場、農地といった、今まで十分に活用されてこなかった場所を活用した再
27 エネ導入を促進する必要があります。

29 表 3 京都府内の太陽光発電設備の導入量の変化

	2010 年度	2023 年度
10kW 未満	(区分不明)	247,165kW
10kW 以上		439,345kW
合 計	51,600 kW	686,510kW

30 (出所) 資源エネルギー庁 FIT 公表情報

31 表 4 地域別の家庭用（戸建住宅）太陽光設置率の目安

地 域	設置率
京都市・乙訓地域	6.1 %
山城地域	12.9 %
南丹地域	12.0 %
中丹地域	9.9 %
丹後地域	4.8 %
府内全域	8.1 %

32 (出所) 設置件数は資源エネルギー庁 FIT 公表情報令和 6 (2024) 年 12 月時点
33 戸建住宅件数は令和 5 (2023) 年総務省調査

1 (2) 風力発電

2 令和2（2020）年3月末をもって京都府営太鼓山風力発電所が運転を停止し、その後は太
3 鼓山風力発電所跡地の開発案件を含め複数案件が事業計画中ですが、令和8（2026）年3月
4 現在、府内には1MW以上の陸上風力発電設備の稼働がない状態になっています。

5 風力発電に求められる風速を考慮した場合、陸上において府内で導入ポテンシャルのある
6 地域は山間部等、限定的です。また、洋上風力発電についても、風況等から導入ポテンシャルは経ヶ岬などの一部に限られています。

7 風力発電は、産業のすそ野が広く雇用創出等の地域貢献が可能であり、国においても技術開
8 発・実証が進んでいますが、設備導入には長いリードタイムがかかることも踏まえ、府内にお
9 いても周辺環境に配慮し地域振興に資する事業を着実に推進する必要があります。



11 図6 風力発電導入の先駆けとなった太鼓山風力発電所

12 (出所) 京都府ホームページ

13 (3) バイオマス

14 バイオマスとは、枝条や根株等の林地残材、家畜の排泄物、食品廃棄物等の生物から生ま
15 れた様々な資源であり、バイオマスを燃料とした発電や熱供給など、エネルギーとして利用
16 することもできます。府内では、令和2（2020）年4月に府北部において木質バイオマス発
17 電所が稼働したほか、市町村等が運営する廃棄物発電所や下水汚泥由来のバイオガス発電所
18 等が稼働しています。

19 活用可能な資源が豊富であり、地域の分散型エネルギーの確保や地域活性化の観点から
20 も、地域資源の有効活用が期待されますが、資源量が地域に依存することから、安定した質
21 と量の確保が課題です。また、資源の収集・運搬に係る物流コストは増大する傾向にあり、
22 安定的な収支予測が立てづらいことも課題となっています。



23 図7 2020年4月から稼働している舞鶴市内の木質バイオマス発電所

1 (4) 小水力発電

2 大規模なダムを伴わず、用水路や小規模河川など身近な場所や、水道管等にも設置できる
3 小水力発電は、地域協働の事業化による地域の活性化や、災害時等の電源確保等の観点から
4 注目を集めています。

5 他方、河川の管理、治水、利用等のルールを定めた河川法等の法規制に加え、経済性や地
6 域の理解（漁業権者との調整等）等の課題もあり、府内の普及は限定的となっています。

7 今後、府内に普及するためには、生態系や景観等の周辺環境への配慮に加え、発電によ
8 って得られる価値を地域に還元する地域主導での導入事例を創出することが必要です。

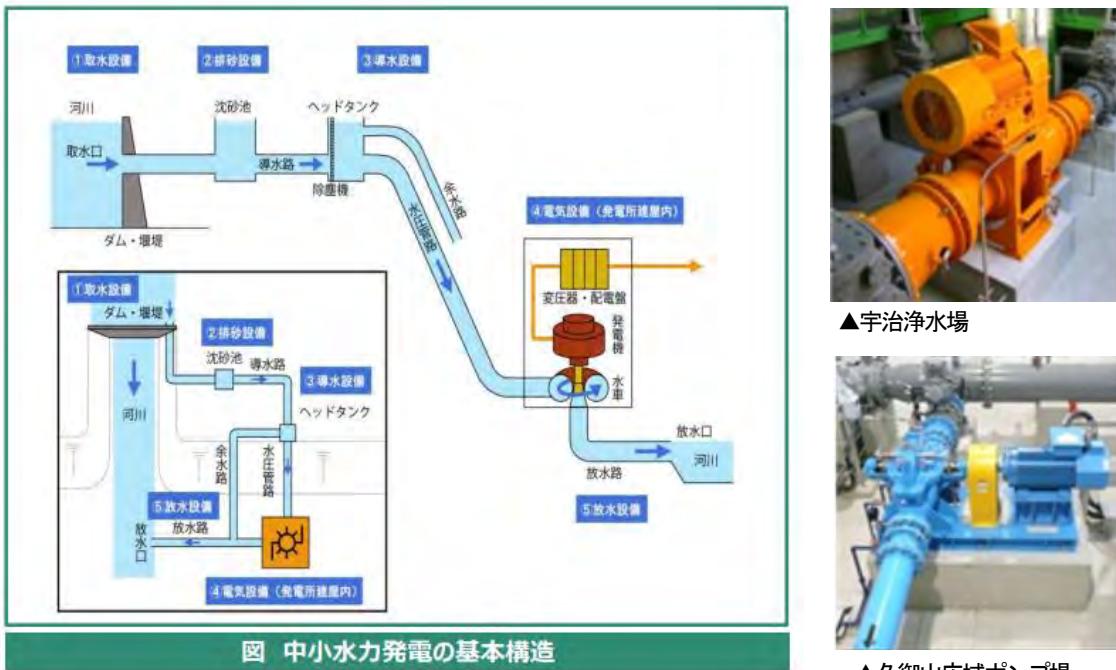


図 中小水力発電の基本構造

▲宇治浄水場



▲久御山広域ポンプ場

設置場所	京都府営水道 宇治浄水場	京都府営水道 久御山広域ポンプ場
運転開始	平成 22 年 3 月	平成 22 年 1 月
水車	横軸プロペラ水車	ポンプ逆転水車
発電機	三相誘導発電機	永久磁石式同期発電機
最大使用水量	0.90m ³ /秒	0.15m ³ /秒
有効落差	7.1m	49.37m
設備容量	63kW	31kW
令和 6 年度発電実績	約 107 千 kWh	約 25 千 kWh

図 8 小水力発電の仕組み及び京都府営水道の小水力発電設備

(出所) 資源エネルギー庁「中小水力発電の導入促進に向けた手引き」、京都府ホームページ

1 第2節 再生可能エネルギーの需要創出

2
3 SBT や RE100 への参加企業が増加しているように、大企業においては自社の事業活動に使う電
4 力の 100%再エネ化をはじめとする脱炭素経営への取り組みが加速しています。こうした動きの
5 中で、サプライチェーンに属する中小企業にも脱炭素化への対応が求められるようになってきて
6 います。

7 令和6（2024）年10月に実施した京都府内に事業所等がある事業者を対象としたアンケート調
8 査（図9）においても、約90%の企業が「環境に配慮した取り組みや経営を評価する社会への変
9 化を実感している」と回答するとともに、実際におよそ4分の1の企業において、取引先からの
10 温室効果ガス削減や削減目標設定を求められたことがあると回答するなど、京都府内においても
11 事業活動における脱炭素化の流れは加速していくと考えられます。

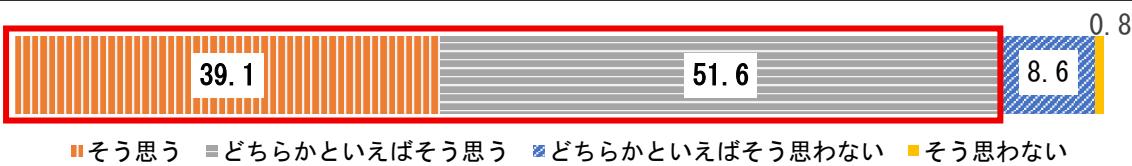
12 こうした流れの中で、府内企業の脱炭素経営を促し企業価値の向上を図るために、再エネの
13 調達を望む企業等がそれを実現しやすい仕組みづくりや、取組を促すための適切な政策（意識醸
14 成や付加価値創出等）を講じていくことが必要と考えます。

15 さらに、家庭分野においても、再エネ中心の電力プランへの契約切替えを促す施策や、小売電
16 気事業者に対して府内家庭向けの再エネ中心の電力プランの提供を促す仕組みづくりなどが必要
17 と考えます。

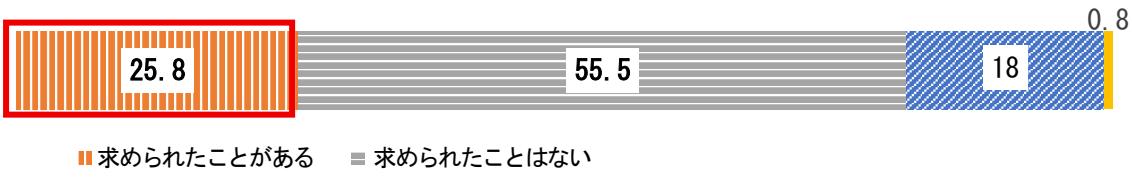
18

- 1 調査対象：京都府内に事業所等がある事業者（計128社）
- 2 実施期間：2024年10月28日～2024年12月15日
- 3 調査方法：インターネットを利用したWebアンケート調査

質問：企業の環境に配慮した取組や経営を評価する社会に変わってきた



質問：取引先からの温室効果ガス削減や目標設定要求の有無



32 図9 脱炭素経営に関する府内企業アンケート調査結果

33

34

1 第3節 地域共生型の再生可能エネルギー事業の普及促進

3 (1) 地域と共に存する再エネ導入促進

4 再エネ導入にあたり開発行為が行われてきた事例もありますが、自然を有効活用するため
5 の再エネが経済性優先により自然破壊を引き起こすことは本末転倒であり、自然と調和した
6 再エネ導入を進める必要があります。加えて、地域貢献や安心・安全な事業運営などによ
7 り、地域に理解され共生する再エネ事業を推進する必要があります。

9 (2) 災害時の活用の促進

10 再エネや蓄電池等の分散型のエネルギー供給システムは、災害時の独立電源として地域の
11 防災力向上に寄与するものとして期待されています。近年頻発・激甚化する自然災害への対
12 応として、エネルギーの自立的確保による地域のレジリエンス^{*}強化が必要であり、災害時に
13 おける再エネ電力の地域開放や避難所となる施設における再エネ導入を進めていく必要があります。



15 図10 市民協働により太陽光発電設備・蓄電池の導入による防災力向上を図る府内の施設

17 第4節 産業やイノベーション、地域の振興

20 (1) 技術革新と新技術の活用

21 再エネの主力電源化に向けては、これまで活用できなかった再エネの活用や、蓄電池・IoT^{*}
22 の活用等による再エネの効率的活用が必要となります。そのためには新技術の活用やさらなる
23 技術革新が必要です。

24 また、地域の再エネや資源等を活用した次世代エネルギーの取組を京都府としても積極的に
25 支援する必要があります。

27 (2) 太陽光パネル等の長期安定運営、資源循環システムの構築

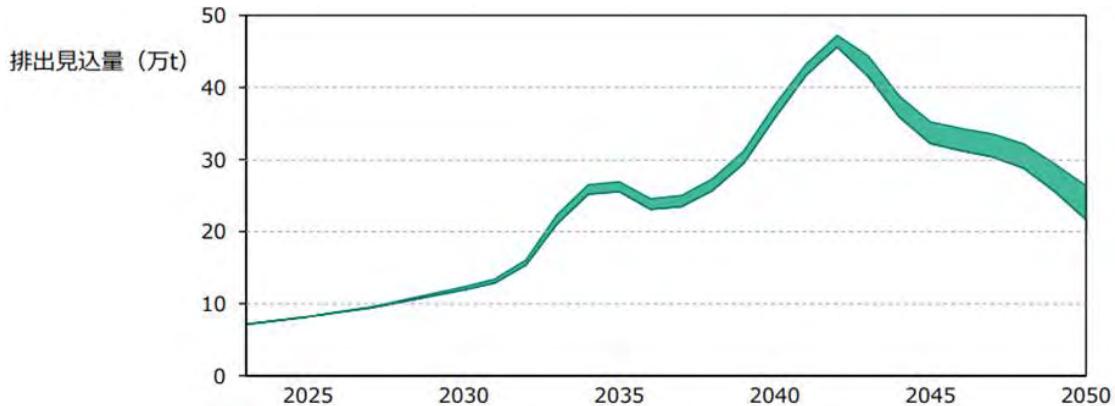
28 再エネの主力電源化に向けては、新規の再エネ設備の導入拡大に加え、既存設備の長期安定
29 的な事業運営や太陽光パネル等の資源循環システムの構築も重要な視点です。

30 特に、将来の太陽光発電設備の大量廃棄をめぐっては、放置・不法投棄、有害物質の流出・

1 拡散、最終処分場のひっ迫などの懸念が広がっていることから、資源の有効活用を図るために
2 は、太陽光パネルのリユース・リサイクルを促進する必要があります。

3 すでに府内に太陽光発電設備の保守管理や太陽光パネルのリユース・リサイクルに関するノ
4 ハウを有する企業が存在するため、こうした各企業の高度な技術を活かし、リユース・リサ
5 イクル等の仕組みを構築することも京都府の重要な役割と考えています。

6 また、既存設備の長期安定的な事業運営の視点では、不良設備のみのリプレイスやリパワリ
7 ングを検討することも重要であり、これは太陽光発電所のために構築された送配電網を有効に
8 活用し続けることにもつながります。



10 図 11 太陽電池モジュール排出見込量

11 (出所) 中央環境審議会循環型社会部会太陽光発電設備リサイクル制度小委員会・産業構造審議会
12 イノベーション・環境分科会資源循環経済小委員会太陽光発電設備リサイクルワーキング
13 グループ 合同会議（第9回）参考資料（令和7（2025）年3月21日）

14 第5節 理解促進、担い手育成

15 再エネを広く府民に普及させるためには、家庭や再エネ導入が進んでいないとみられる中小企
16 業等への導入意欲を醸成する方策の検討が必要です。

17 また、将来にわたって再エネが京都の重要なリソースであり続ける社会を実現するためには、
18 若者への環境教育や府内中小企業等の担い手育成を推進する必要があります。

19 さらに、施策効果をより一層発揮するため、ニーズの掘り起こしや情報提供を行う仕組みづく
20 りも重要となります。



1

2

3

4

5

6

7

8

9

10

11 第4章 プランの基本方針

12

13

14

15

16

17

18

19

20

21

第1節 基本的な考え方

京都府では、令和32（2050）年の脱炭素で持続可能な社会の実現を見据え、社会情勢の変化に対応しつつ、令和22（2040）年までに再エネ標準化による活力のある地域づくりや企業価値向上といった「新たな価値」が生まれ、環境・経済・社会が好循環するための意識醸成や仕組みの浸透を図ります。（図12）

その実現に向け、本プランの計画期間である令和22（2040）年度までに、表5に示す京都府総合計画で示す京都府社会の姿「人と地域の絆を大切にする共生の京都府」、「文化の力を継承し新たな価値を創造する京都府」、「豊かな産業と交流を創造する京都府」、「環境と共生し安心・安全が実感できる京都府」の視点を踏まえたエネルギー政策を展開します。

2050年 脱炭素で持続可能な社会 「温室効果ガス排出量実質ゼロ」

2050年頃の実現したい姿

京都の「豊かさ」をはぐくむ脱炭素で持続可能な社会の実現

2040年 実現したい京都府の将来像 （京都府総合計画） 環境と共生し安心・安全が実感できる京都府

2040年頃の将来像

京都ならではの「豊かさ」を強みに新たな価値が生まれ、環境・経済・社会の好循環に恵まれた京都

再エネ導入量：28～33%
再エネ使用量：40～50%

2030年度 温室効果ガスの46%以上削減（基準年度：2013年度）

2030年までの施策の展開方向

SDGsの考え方の活用による環境・経済・社会の好循環の創出

再エネ導入量：25%以上
再エネ使用量：36～38%

現在

- ◆府内温室効果ガス排出量（2023年度） 1,187万t-CO₂
- ◆府内総電力需要に占める再エネ導入割合（再エネ導入量、2023年度） 11.3%
- ◆府内電力供給量に占める再エネ比率（再エネ使用量 2023年度） 20.7%

図12 基本方針（実現したい姿）のイメージ

表5 京都府総合計画で示す2040年の京都府社会の姿

「一人ひとりの夢や希望が全ての地域で実現できる京都府をめざして」を実現したい京都府社会の姿として掲げた上で、右欄の4つの姿を提示	人と地域の絆を大切にする共生の京都府
	文化の力を継承し新たな価値を創造する京都府
	豊かな産業と交流を創造する京都府
	環境と共生し安心・安全が実感できる京都府

第2節 京都府が目指す再エネ社会の将来像（2040年頃）

府民や事業者等と一体となったオール京都体制により、「京都ならではの豊かさ」を活用し、京都に新たな価値が生まれ、環境・経済・社会の好循環に恵まれた京都を目指します。

（1）人と地域の絆を大切にする共生の京都府の視点

地域の絆や交流を図る重要な拠点である公民館や公園等の公共施設や商店街等に再エネ設備やエネルギー貯蓄システムが導入され、災害時にも照明や冷暖房等の稼働を維持できる、災害に強い社会が実現しています。

また、地域の再エネ事業の拡大により、関連産業における雇用の増加やエネルギーの地産地消による地域経済循環が促進されることを通じて、再エネが地域の活性化や課題解決の一つの手段として認識され、地域住民の主導・協働による地域共生型の再エネ導入が進んでいます。

このように地域の安心・安全な暮らしに寄与する再エネ活用が普及し、再エネを起点とした賑わいの溢れた活力ある地域づくりが実現しています。

（2）文化の力を継承し新たな価値を創造する京都府の視点

地域の再エネ事業が拡大することで新たな雇用やビジネスが生まれ、関係人口や移住者が増え、また事業を中心とする地域の垣根を超えた交流により環境・経済・社会の好循環が生まれ、経済の発展が実現しています。

さらに、地域の再エネ事業や自然資源を活かしたエネルギー学習により、自然エネルギーの価値を体感しながら学ぶことで次代の環境人材が育まれるとともに、次代の環境人材によって自然と生活・文化が共生する地域社会の継承が行われています。

これらにより再エネを起点とした人やモノ等の交流、創出が実現しています。

（3）豊かな産業と交流を創造する京都府の視点

GX等の進展による高度なエネルギー・マネジメントシステム^{*}のもと、多様な再エネを有効活用する環境経営が標準化し、RE100やCFP^{*}等に対応したCO2フリーな京都サプライチェーンが構築され、府内企業の企業価値が向上しています。

また、大学や研究機関、企業等の交流・集積により、日本を支える再エネ技術等に関する事業を共創する「脱炭素産業エリア」が京都に生まれ、新たな産業が創出されています。

（4）環境と共生し安心・安全が実感できる京都府の視点

府民の暮らす住まいは、断熱性能をはじめとした高い省エネ性能を有しているとともに、次世代技術の普及等により建物の立地や屋根形状等を問わず再エネ設備が標準化しており、環境性能に加え、快適性・経済性を兼ね備えた脱炭素なライフスタイルが定着しています。

また、蓄電池や電気自動車、エネルギー・マネジメントシステム等の普及により、災害対応力の高い安心・安全な暮らしが実現しています。

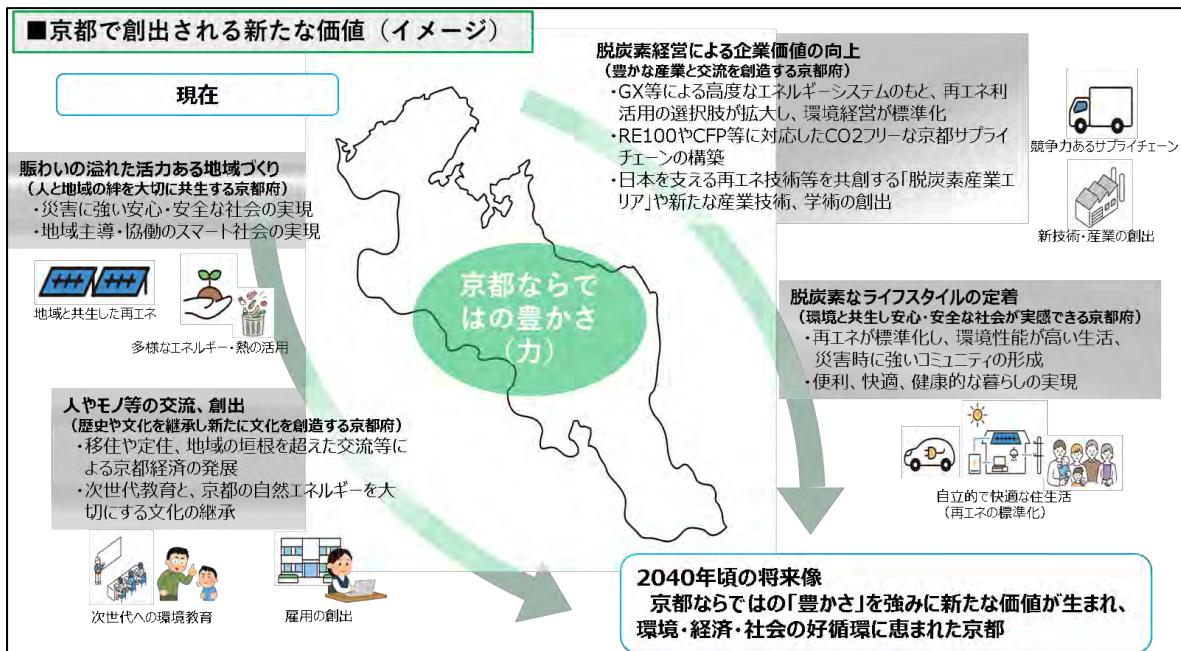


図 13 京都府が目指す再エネ社会の将来像のイメージ（2040 年）

第3節 プランの目標

（1）目標年次

プランの計画最終年度である令和 22（2040）年度の目標数値を設定し、中間目標として、令和 12（2030）年度の目標数値を第 2 期プランから引き継ぎます。

（2）目標指標

府内の再エネ導入量、再エネ需要量の増大、省エネによる電力需要の減少の観点から、以下の 2 つの目標指標を設定します。

目標①：府内の総電力需要量に対する府内の再エネ発電電力量の割合

目標②：府内の総電力需要量に占める再エネ電力使用量の割合

（3）目標値

目標①については、各再エネの府内の導入状況と今後の導入ポテンシャル等を勘案し、目標②については、京都府地球温暖化対策条例や第 7 次エネルギー基本計画（令和 7 年 2 月 18 日閣議決定）の目標との整合を図り、以下のとおり目標値を設定しました。

表 6 新たな目標値

目標指標	2023 年度 (実績値)	2030 年度 (目標値)	2040 年度 (目標値)
① 府内の総電力需要量に対する府内の再エネ発電電力量の割合	11.3%	25%以上	28～33%
② 府内の総電力需要量に占める再エネ電力使用量の割合	20.7%	36～38%	40～50%

1 (4) 目標値の考え方

2 ① 府内の総電力需要量に対する府内の再エネ発電電力量の割合

3 データセンターの建設や電化等による電力需要の増加、京都府の地域特性等を勘案
4 し、電源種別ごとの導入目安を設定しました。これまで導入が進んでいない場所（例：
5 建築物屋根や駐車場等）への太陽光発電の加速的な導入や次世代型太陽電池等の新技術
6 の活用を進めていくこととします。

7 太陽光発電における家庭部門の新築住宅への導入について、令和22（2040）年度まで
8 の間に7割程度の導入を図ります。併せて、既存住宅・事業用建築物についても、蓄電
9 池等と併せた導入を促進することにより、建物のエネルギー的自立化を推進します。

10 水力発電については、供給開始までのリードタイムが長いことから目標年次までの新
11 規開発は困難であると想定し、用水路や小規模河川等の小水力の導入促進を図ります。

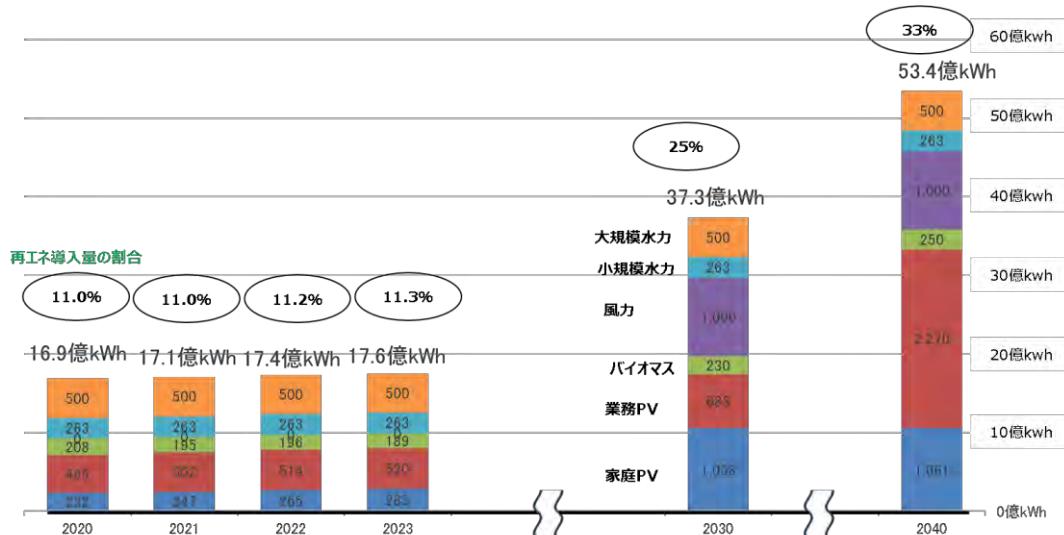
12 バイオマス発電については、既存設備の更新や増設を促進します。

13 風力発電については、府内では陸上に比較的ポテンシャルを有することから、計画中
14 のものを含み、ポテンシャルのある地域へのウインドファーム建設を想定しつつ、リード
15 タイムが長いことも鑑み、第2期プラン目標である1,000百万kWh/年程度の発電量目
16 標を引き継ぎながら、風車の大型化等今後の技術進展等の状況に応じて不断に見直しを
17 行います。

18 表7 電源種別の導入目標（33%の場合）

	2023年度（実績※）	2030年度（目標）	2040年度（目標）
太陽光	803百万kWh	1,740百万kWh	3,331百万kWh
水力	763百万kWh	763百万kWh	763百万kWh
バイオマス	189百万kWh	230百万kWh	250百万kWh
風力	-	1,000百万kWh	1,000百万kWh
小計（①）	1,755百万kWh	3,733百万kWh	5,344百万kWh
電力需要（②）	15,475百万kWh	15,200百万kWh	16,082百万kWh
割合（①/②）	11.3%	25%	33%

19 ※厳密な実績値ではなく、電源種別の設備利用率等の一定の仮定を置いて京都府にて試算したもの。



20 図14 2040年度までの電源種別の再エネ電力導入イメージ

1 ② 府内の総電力需要量に占める再エネ電力使用量の割合

2 京都府地球温暖化対策推進計画（最終改正：令和8年3月●日）において、「2050年温室
3 効果ガス排出量の実質ゼロ」を実現するため、温室効果ガス排出量を令和22（2040）年度
4 に平成25（2013）年度比73%以上削減することとしています。

5 当該目標の達成に向けては、省エネの取組（自家消費型の再エネの導入拡大含む）に加
6 え、府内で使用する電気の二酸化炭素排出係数の引き下げが必要となります。京都府地球
7 温暖化対策計画において試算された令和22（2040）年度の排出係数（0.035kg-CO₂/kWh）の
8 達成のために必要とされる府内の再エネの使用割合を目標として設定しました。

9

10

11

12

13

14

15

16

17

18

19

20

21

22

23

24

25

26

27

28

29

30

31

32

33

34

35

36

37

38

39

40

41

42

1 第4節 施策の基本方針

2 令和22（2040）年の将来像にむけた京都ならではの豊かさ、また、目標数値達成に向けて必要な施策について、

3 ✓ 「継続して大切にする視点」 ✓ 「京都らしい視点」 ✓ 「新しい視点」

4 を軸に、以下の5つの観点（表8）から施策の基本方針を構成します。

5 また、第3期プランでは、施策を次の3つに分類し、進め方を明確にした上で推進していきます。

- 6 ➤ 重点施策 … 目標数値達成に向け速やかに取り組むべき施策
- 7 ➤ 継続・発展させていく … 第2期プランから引き続き実施する施策やさらに拡張していく施策
- 8 ➤ 長期的視点を持って … 将来のイノベーションや社会情勢の変化に合わせて、長期的取り組むべき施策 … 視点を持ってできることから速やかに取り組むべきチャレンジングな施策

9
10 表8 施策の基本方針

施策の基本方針	主な考え方
第1節<供給側> 再エネの導入加速	太陽光の一層の導入加速の他に、地域資源を活用した再エネとともに、地域の活性化やレジリエンス、暮らしの安心・安全に寄与する再エネを推進 <重点施策> 導入ポテンシャルを最大限活用する太陽光発電マッチング
第2節 <需要側> 再エネの需要創出	企業での再エネ調達を拡大し、安定的に再エネが導入できる仕組みとともに、再エネニーズや需要を創出する環境を整備 <重点施策> 府内企業の再エネ電力調達支援 卒FIT・非FIT電源を活用した地産地消の推進
第3節 <地域共生> 地域共生型の再エネの普及促進	環境保全や地域住民の理解のもと、安心・安全で長期安定的な再エネを普及 <重点施策> 災害時に避難施設として活用できる公共施設等への太陽光発電、蓄電池の設置を推進
第4節 <京都らしさ> 産業やイノベーション、地域の振興	再エネの普及拡大を支える企業や技術、地域の振興とともに、新しいビジネスや産業等の拠点創出 <重点施策> 次世代型太陽電池の早期普及・普及拡大
第5節 <コミュニケーション・育成> 理解促進、担い手育成	府民や企業等の再エネ理解促進とともに、若者への環境教育や府内中小企業等の担い手育成 <重点施策> 再エネ導入を促進する中間支援体制の強化

11

12

1

2

3

4

5

6

7

8

9

10

11 第5章 目標達成に向けた施策

12

13

14

15

16

17

18

19

20

21

22

第1節 再生可能エネルギーの導入加速

再エネの導入加速に向けては、今まで十分に導入が進んでいなかった場所（建築物屋根・農地等）への太陽光発電設備の一層の拡大が必要であるとともに、需要場所における省エネと一体となった再エネ導入促進が重要です。このため、現在の取組については継続・発展させながら取り組むとともに、導入適地（自然や周辺環境と調和した再エネ導入が可能な場所）を最大限活用した導入加速に重点的に取り組みます。

また、地域と共生・協働する再エネ事業を浸透させるために、周辺環境に配慮しながら、地域資源を活用して地域振興に資する再エネ導入を促進します。

再エネの導入加速により、地球にやさしいだけでなく、家庭における脱炭素で快適なライフスタイル、企業における企業価値向上やBCP*強化、地域における経済活性化やレジリエンス強化の実現を目指します。

重点施策：導入ポテンシャルを最大限活用する太陽光発電マッチング

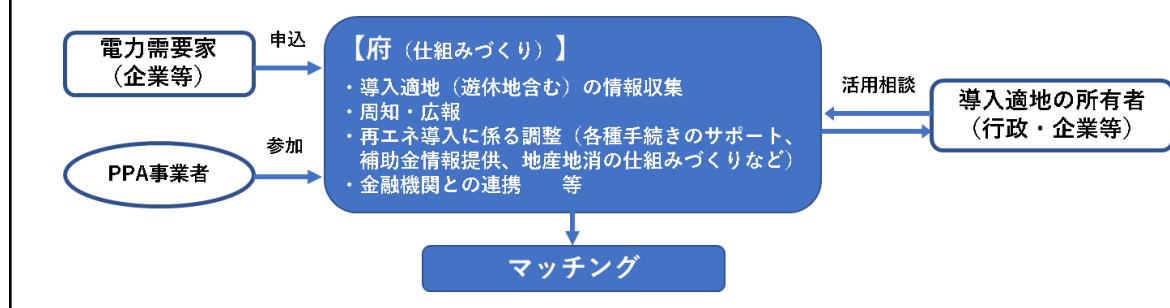
取組内容

<課題／背景>

- 再エネ導入量の計画目標達成のためには、太陽光発電について建築物屋根や駐車場等の導入適地を最大限活用した導入量の増大を図る必要があります。
- 企業等においては、自社敷地内での再エネ発電だけでは消費電力量が貯えないケースがあります。

<事業概要>

- 導入適地の活用を検討している行政・企業等、再エネ導入に意欲的な企業、府域で事業実施を検討するPPA事業者のマッチングを実施します。
- 事例創出のための説明会等を実施し、関係者における導入ニーズを掘り起します。
- 事業継続性や土地の安定的な活用などPPAで課題となる長期契約等によるリスクについて、府が関係者との調整に協力することで低減を目指します。



<効果>

- 府域の導入適地と導入意欲のある太陽光発電設備の設置者を発掘しマッチングすることにより、導入適地を最大限活用した再エネの導入・拡大を目指します。

1

2 繼続・発展させていく施策

3

4 取組内容

5 [建築物等への導入支援]

- 建築物への太陽光・蓄電池等導入支援（補助金、税の減免、低金利融資など）<一部条例>
- 初期投資ゼロモデルの普及促進（実施事業者の登録・補助制度など）
- 増築・改修等に合わせた既築住宅への太陽光発電設備の導入支援
- 自家消費型ソーラーカーポート等の新規技術を活用した自家消費型システムの導入支援
- 熱需要の多い福祉施設等への太陽熱利用システムの導入支援
- 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律（建築物省エネ法）に基づく市町村の建築物再生可能エネルギー利用促進区域の設定に係る支援

13 [未利用資源等の活用]

- 耕作放棄地への太陽光発電設備の導入や農業振興につながるソーラーシェアリングの推進
- 農家等による維持管理コストの負担軽減に資するため池等の浮体式太陽光導入に係る支援
- 多様な用途に応じた品質の府内産木材の安定供給による電気・熱の地域供給の促進
- 地域住民と協働して小水力などの再エネ設備を導入する団体（NPO等）への支援<条例>
- 廃棄物・下水汚泥等の未利用資源の循環利用の促進

19 [導入促進・情報発信]

- 建築物の新增築時における建築士による再エネ導入に係る情報提供の義務化（環境負荷低減効果や設置可能な再エネ設備等の情報）<条例>
- サプライチェーンにおける大企業・中小企業が一体となって再エネを導入する取組を支援
- 事業計画者による地域住民への適切な情報共有を通じた信頼関係の構築や円滑な合意形成を促す取組（府の積極関与）
- 環境や景観に配慮した事業計画の事前調査（風況調査等）の支援
- 地域合意及び地域経済の循環を達成したモデルケースの形成及び展開

27 [既存設備の長期安定化]

- 太陽光発電設備の適正な維持管理の促進

31 長期的視点を持って取り組むべき施策

33 取組内容

- 次世代型太陽電池や大規模蓄電所（例：系統用蓄電池）といった新技術を活用した再エネの導入や使用の拡大

第2節 再生可能エネルギーの需要創出

再エネ中心の社会の実現に向けては、FIT制度終了後も見据えた再エネの需要創出が必要です。

そのために、これまで以上に企業・府民の意識を醸成することにより再エネ調達を促すとともに、再エネを調達しやすい仕組みづくりに重点的に取り組みます。併せて、府も率先的に再エネ利用を実践します。

重点施策：府内企業の再エネ電力調達支援 卒FIT・非FIT電源を活用した地産地消の推進

取組内容1 府内企業の再エネ電力調達支援

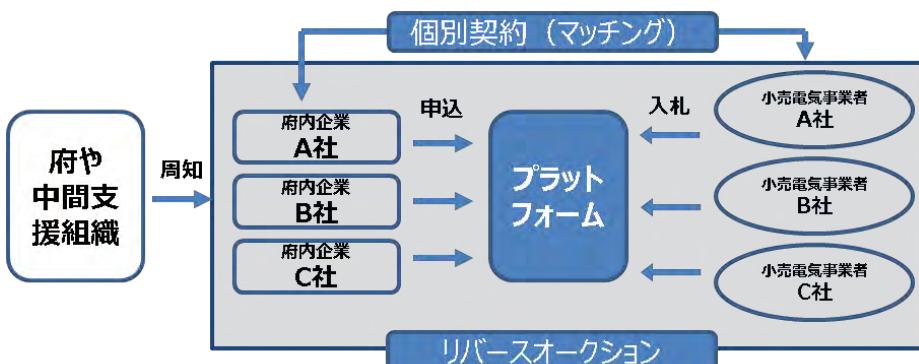
<課題／背景>

- 業種によっては、電力使用量が多い等により、自社敷地への再エネ導入だけでは消費電力を賄いきれない場合があります。
- 再エネ電力の調達では、多様なプランから企業の実情に合わせたものを選択することに労力がかかるとともに、通常電力と比較した際にコスト面でのハードルがあります。

<事業概要>

企業の再エネ電力利用を促進する調達支援プラットフォームを整備します。

- リバースオークション*や事業者マッチング等の手法により企業の再エネ電力調達を支援
- 様々な手法、プランを紹介することで、地域への貢献や追加性のある電力を選べる等、企業のニーズに合わせた選択が可能
- スキームを活用して再エネ電力に切り替えた企業を府HP等で紹介しインセンティブを付与
- 再エネ電力に切り替えた企業への取材等を通じ府内企業に再エネ電力活用の有効性をアピール



<効果>

- 設備設置以外の手法で再エネを調達できる仕組みを広く周知することにより再エネ需要を創出します。
- プラットフォームを通じた企業紹介等により、同業種等での脱炭素化の意識を醸成します。
- 小売電気事業者と連携した産地指定プランの設定により地産地消を促進します。

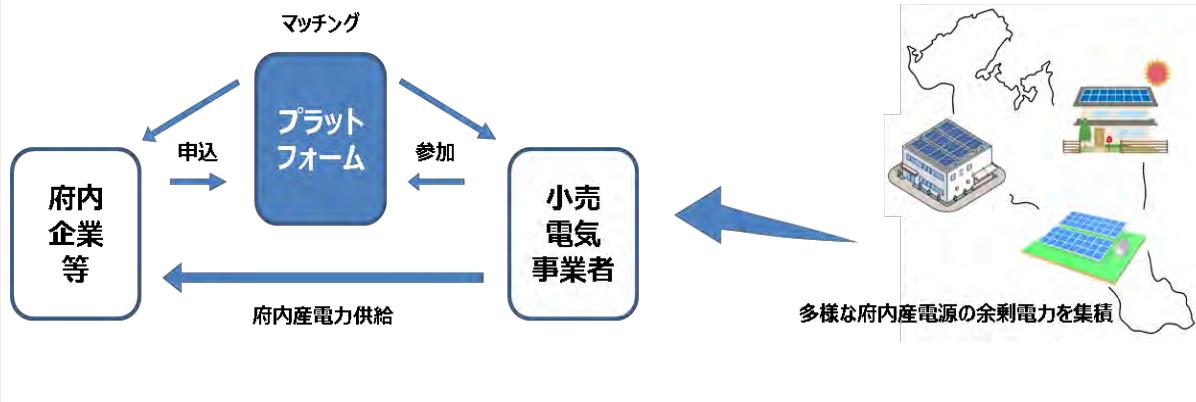
1 **取組内容2 卒FIT・非FIT電源を活用した地産地消の推進**

2 <課題／背景>

- 3
- 4 ● 最大限の再エネ導入促進にあたっては、建築物屋根等のポテンシャルを最大限活用した場
5 合に太陽光発電設備から発生する自家消費しきれなかった余剰電力の売電先確保が必要で
6 す。
- 7 ● 余剰電力の買取推進には、再エネ電力の供給先が必要であり、需要側と供給側のマッチン
8 グが必要となります。
- 9

10 <事業概要>

- 11
- 12 ● 小売電気事業者と連携し、府内の家庭・企業等から生まれる卒FIT・非FIT余剰電力の買
13 取を促進します。
- 14 ● 再エネ電力調達支援プラットフォーム（取組内容1）を活用し、府内産余剰電力と府内需
15 要家をマッチングします。
- 16



<効果>

- 府内産電力の買取促進により、再エネが売れるまち京都のイメージが作られ、再エネの導入が促進されます。
- 府民と余剰電力の購入企業の繋がりが生まれ、オール京都体制で脱炭素意識が向上します。
- 家庭等における卒FIT・非FIT電源の余剰電力を十全に活かすことでの導入された再エネ設備が最大限活用されます。

1

2 繼続・発展させていく施策

3

4 取組内容

5 [啓発活動]

- 6 ● 再エネ 100 宣言団体 (RE100、RE Action) と連携した啓発活動 (業種単位 (例: 大学等)
7 を想定)

- 8 ● 府営水力発電所 (大野発電所) を活用した府内の再エネ需要の喚起
9 ● 府庁舎や京都府イベント等における再エネ電気の購入を通じた啓発

10 [再エネ電力等の調達支援]

- 11 ● 府内事業者のカーボンクレジットや非化石証書等の取引の促進
12 ● 府民・府内企業向けへの再エネ (100%) メニュー等の選択肢の情報提供及び再エネ電力へ
13 の切替支援
14 ● 府内の再エネの供給の担い手となる地域新電力の支援

15 [評価制度による行動促進]

- 16 ● 特定事業者への再エネ利用等の基準設定及び再エネ導入状況等報告書制度の創設<条例>
17 ● 再エネを率先利用する企業の評価制度等インセンティブの創設
18 ● 再エネ 100 宣言や中小企業版 SBT など、ESG 投資等の評価に資する再エネ導入・利用に向
19 けた企業の取組を支援

20 [府の率先取組]

- 21 ● PPA モデルの活用等により、府有施設への太陽光発電設備等の導入を推進

22 長期的視点を持って取り組むべき施策

23 取組内容

- 24 ● 産地証明 (トレーサビリティ証明) 等による京都産電源の価値向上の取組
25 ● デマンド・レスポンスへの対応に向けた取組支援や理解促進
26 (国施策との連携、デマンド・レスポンス対応電力メニューの利用支援、企業向けセミナ
27 ー等)

28

第3節 地域共生型の再生可能エネルギー事業の普及促進

自然災害が頻発・激甚化する中、地域レジリエンス強化のためにはエネルギーの自立的確保が重要ですが、景観や災害時の設備崩壊など、再エネを巡る地域の問題が一部で顕在化しており、自然・周辺環境と調和し、適切な保守点検による安心・安全な事業運営で地域から信頼される再エネ導入が必要です。

地域と共生・協働することで、地域経済振興や地域課題解決に資する再エネ導入を推進するとともに、特に災害時に地域で電力供給できる再エネの導入を重点的に促進します。

重点施策：災害時に避難施設として活用できる公共施設等への太陽光発電、蓄電池の設置を推進

取組内容

<課題／背景>

- 災害の激甚化を踏まえ、再エネ導入にあたって災害時に電力が供給できる仕組みづくりにより地域のレジリエンス向上を図ること等が重要です。

<事業概要>

- 災害時に避難施設として活用できる施設への太陽光発電設備、蓄電池の設置を推進します。
- 導入成果・効果事例については、府HP等でPRすることで、PPP*やPFI*など企業の力を活用する事例に発展させるなど、さらなる導入につながる好循環を創出します。



<効果>

- 停電時、災害時における電力使用を可能とし、地域の災害レジリエンスが向上します。
- 再エネ導入が安心・安全に繋がることを率先してPRし、府民や府内企業における再エネ導入の意識を醸成します。
- 平時には当該施設のクーリングシェルターとしての活用も考えられます。

継続・発展させていく施策

取組内容

[再エネ活用による地域振興]

- 地域の環境保全に配慮し、地域の経済及び社会の持続的発展に資する再エネ事業の推進を図るため、地球温暖化対策推進法に基づく市町村の促進区域の設定に係る支援

- 地域協働で再エネ設備等の導入を図るNPO法人等への計画認定・税制優遇制度<条例>
- 再エネの地産地消等による雇用創出をはじめとした地域経済の付加価値向上をもたらす地域新電力の取組支援
- 地域の未利用地等を活用した地域共生型の再エネ導入の推進・支援
- 太陽光発電・風力発電事業における地域住民との信頼関係の構築や環境調和を促す取組
(各種法令やガイドラインの遵守徹底、適切な情報共有など)
- 未利用バイオマスを活用した新たな再エネ事業の推進
- [地域防災力の向上]
- 自立的地域活用再エネ導入等計画認定制度による災害時の地域への電力供給の推進<条例>
- 災害時に地域の再エネを地域住民に開放する仕組みづくり(条例規定)とそうした電源
(地域の給電ステーション)の周知や支援
- 地域の再エネと電気自動車等を活用した災害に強いまちづくりの構築
- [太陽光発電設備の長期安定化]
- 太陽光発電設備の設置・運用・メンテナンス・防犯・廃棄・リユースガイドラインの普及・浸透
- 府内の太陽光発電保守点検事業者データベースの拡充等による保守点検の促進
- 府内の太陽光発電設備(事業用)のメンテナンス実施状況の見える化
- 中小・ベンチャー企業等の太陽光発電設備の長期安定電源化に資する技術開発等の支援
- [資源循環の促進]
- 府内における太陽光パネルの資源循環システムのプラットフォームの深化
- 再エネ設備の資源循環に対する府民・府内企業の意識醸成(前項プラットフォーム活用)
- 産業分野における資源循環の推進によるサプライチェーン全体でのRE100の取組の推進

長期的視点を持って取り組むべき施策

取組内容

- 地域特性を活かした京都ならではの再エネ導入の促進
(例:積雪地域の垂直型太陽光発電、景観と調和する太陽光発電・風力発電・小水力発電等)



図15 垂直型太陽光発電
(出所) 北海道企業局

第4節 産業やイノベーション、地域の振興

既存技術による再エネの導入が限られる中、これまで活用できなかった再エネの活用を進めるためには、さらなる技術革新が必要となります。京都の学術・ものづくり都市という特色を生かし、地域の振興にも資する新しいビジネスや産業等の拠点創出に取り組みます。

また、再エネの有効活用に資する水素等次世代エネルギーの早期の社会実装に向けた支援をします。

重点施策： 次世代型太陽電池の早期普及・普及拡大

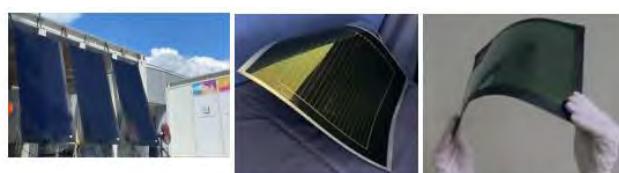
取組内容

<課題／背景>

- 京都府は太陽光発電の導入適地が少なく、令和32（2050）年までの温室効果ガス排出量実質ゼロ実現のためには、建築物の屋根や未利用地のポテンシャルを最大限活用する必要があります。
- 次世代型太陽電池の一つであるペロブスカイト太陽電池は、薄く、軽く、曲がるという特性を有し、従来では設置不可能な場所にも設置が可能です。
- 府内の大学や企業においては、様々な次世代型太陽電池の先端的な研究に取り組まれています。

<事業概要>

- 企業・大学・府内自治体等と連携し、次世代型太陽電池の早期普及・普及拡大に向けた取組を推進します。
 - 公共施設等を活用した実装によるデータ検証、普及啓発を実施します。
 - 早期普及と普及拡大に向けた取組を推進します。



出典：横水化学工業（株）

出典：（株）エネコートテクノロジーズ

出典：（株）東芝



出典：（株）カネカ

出典：パナソニック HD（株）

出典：（株）アイン

（出所）第8回次世代型太陽電池の導入拡大及び産業競争力強化に向けた官民協議会資料（令和6（2024）年11月26日）

<効果>

- 環境先進地・京都として、再エネ導入促進に繋がる府内企業の先進的な取組をオール京都体制で後押しします。
- 次世代型太陽電池の早期社会実装や活用範囲の多用途化を図り、太陽光発電の導入適地が少ない京都府における再エネ導入の加速化に繋げます。

1
2
3

継続・発展させていく施策

取組内容

〔技術開発等の促進〕

- スマート社会の実現に資する府内中小企業等の技術開発・実証事業等の支援
- 中小・ベンチャー企業等の太陽光発電設備の長期安定電源化に特化した技術開発等の支援
- 分散型エネルギー・システムにおける次世代技術（蓄電技術、バーチャルパワープラント* 等）のインフラ構築に向けた実証、府内産再エネ電気の地産証明の実証

〔次世代エネルギーの活用〕

- 地域資源を活用した水素エネルギーの需要拡大と地域課題解決に資する検討

12
13

長期的視点を持って取り組むべき施策

14
15
16
17
18
19
20

第5節 理解促進、担い手育成

令和32（2050）年までの温室効果ガス排出量実質ゼロ実現に向けては、府民一人一人への意識醸成によりオール京都体制で取組を進めることが必要であり、府民や企業に対して、再エネの需要・供給両面での理解促進、導入等の支援を行うことで、再エネが身近な存在になるライフスタイル・ビジネススタイルの定着を目指します。

また、若者への環境教育や府内中小企業等の担い手育成により、将来にわたって再エネが京都の重要なリソースであり続ける社会を実現します。

重点施策： 再エネ導入を促進する中間支援体制の強化

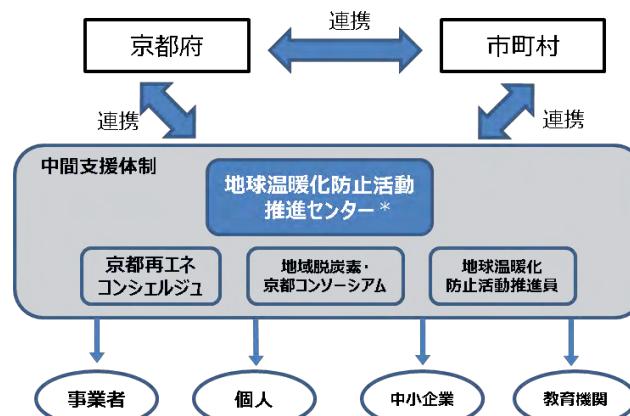
取組内容

<課題／背景>

- 再エネの導入や利用をより一層進めるため、ニーズの掘り起こしや情報提供などの伴走支援を行う中間支援体制強化が必要です。
- 家庭や中小企業に対して、適切な情報提供等による再エネ導入のさらなる意識醸成が必要です。

<事業概要>

- 既存の組織を相互連携することにより、再エネ全般のプラットフォーム機能を強化し、個々人へアプローチするような積極的な支援を実施します。
 - ・個人や中小企業へ補助金等の情報提供、収支シミュレーション等を実施します。
 - ・購入希望者へ施工業者の情報を提供します。
 - ・教育機関を通じた環境教育を実施します。 等



<効果>

- 情報が届きにくい個人・中小企業における再エネ導入をサポートすることで建築物屋根等のポテンシャルを最大限活用します。
- 企業の先行事例を用いた大学や各種団体等における環境教育により、次代の担い手を育成します。
- 脱炭素化が進んでいない中小企業に対して好事例を横展開するなどにより理解促進に努めます。

1

2 **継続・発展させていく施策**

3

4 **取組内容**

5 **〔次代の担い手育成〕**

- 6 ● 再エネの導入・利用促進を含む持続可能な社会の創り手の育成
- 7 ● 地域の再エネ施設や地域の拠点を活用した次代を担う子どもたちへの環境教育の推進
- 8 ● 企業の先行事例や先進研究を用いた環境教育により、大学や各種団体等での次代の担い手
9 の育成や情報発信
- 10 ● 地域完結型の再エネビジネスの推進（地域の保守点検事業者の創出等）

11 **〔理解促進〕**

- 12 ● 脱炭素化が進んでいない中小企業等に対して補助金の情報提供や好事例を横展開するなど
13 による理解促進

14
15

1

2

3

4

5

6

7

8

9

10

11 第6章 プランの実施体制・進行管理

12

13

14

15

16

17

18

19

20

21

22

1 第1節 実施体制

2 (1) 府民、事業者、NPO団体、大学などの多様な主体との連携

3 多様な主体と連携しながら、地域特性を活かした再エネの導入・利用等を省エネの取組
4 と一体的に促進します。

5 (2) 府内市町村との連携

6 協働の場の創設等により府内市町村との連携を強化し、実際の取組内容に地域の実情を
7 反映するなど地域特性に応じた取組を推進します。また、市町村間のネットワーク構築や
8 人材育成支援により、府域全体での再エネ導入促進の取組強化を図ります。

9 (3) 中間支援組織との連携

10 オール京都体制で取組を進めるための基盤として、相談窓口やコーディネート、情報発
11 信等の機能を有する中間支援組織の取組強化を図り、幅広い主体への働きかけ進めています。

12 (4) 国との連携

13 国や関係機関に府内の再エネの導入・利用の拡大に資する情報の提供を求めるとともに
14 に、実証事業等での連携を図ります。

15 (5) 他の自治体等との連携

16 再エネの導入・利用に関する自治体間ネットワーク会議等を活用した情報交換や意見交
17 換等を通じて、全庁連携のもと、府の施策の強化・拡大を図ります。

18 第2節 進行管理

19 京都府地球温暖化対策推進本部において、プランの進捗状況を毎年把握・評価した上で、その
20 結果を外部有識者等による委員会で検証し、徹底したPDCAサイクルにより、進行管理を実施する
21 こととします。

22 本プランは、令和22(2040)年度を見据えつつ、令和12(2030)、17(2035)年度の進捗を管
23 理できるよう、5年に1回、プラン・施策について不断に見直しを行うこととします。

24 また、気候変動や技術革新といった社会情勢の変化や、国エネルギー基本計画の改定等、今後
25 のエネルギー政策を取り巻く環境の変化により本プランの基本となる部分に大きな変更が生じた
26 場合は、必要に応じて計画の見直しを実施し、柔軟かつ効果的な施策展開を図ります。

1

2

3

4

5

6

7

8

附 屬 資 料

9

10

11

12

13

14

15

16

17

18

19

20

21

1 (参考1) 再生可能エネルギーの導入等促進プラン委員会 委員名簿

2
3
4

令和6年度～令和7年度6月

(敬称略、五十音順)

氏名	所属等
泉 真吾	株式会社京都銀行 公務・地域連携部 観光・地域活性化室長
岩村 真樹雄	一般社団法人京都府建築士会 副会長
小蒲 義夫 (参考人)	関西電力送配電株式会社 京都本部 企画・防災担当部長
小坂田 淳	大阪ガス株式会社 環境地域共創部 地域共創第3チーム マネジャー
河村 泰三	京都電気消防設備団体連絡協議会 幹事 (京都府電機商業組合 理事長)
北橋 みどり	一般社団法人口一カルグッド創成支援機構 マネジャー
河内 康浩	一般社団法人日本太陽光発電検査技術協会 理事・事務局長
田浦 健朗	特定非営利活動法人気候ネットワーク 事務局長 京都府地球温暖化防止活動推進センター 副センター長 (特定非営利活動法人京都府地球温暖化防止府民会議 副理事長)
高瀬 香絵	公益財団法人自然エネルギー財団 シニアマネージャー
竹内 謙	関西電力株式会社 京都支社 地域統括部長
手塚 哲央	京都大学 名誉教授 大和大学 情報学部 教授
西川 弘記	パナソニック株式会社 ライフソリューションズ社 コミュニケーション部 統合プランニング課 主任技師
三ツ松 昭彦	公益社団法人京都工業会 環境委員会 委員長

5
6

(注) 所属・役職等は当時

1
2
3

令和7年度7月以降

(敬称略、五十音順)

氏名	所属等
泉 真吾	株式会社京都銀行 法人総合コンサルティング部 観光・地域活性化グループ長
岩村 真樹雄	一般社団法人京都府建築士会 副会長
河村 泰三	京都電気消防設備団体連絡協議会 幹事 (京都府電機商業組合 理事長)
北橋 みどり	一般社団法人ローカルグッド創成支援機構 マネジャー
河内 康浩	一般社団法人日本太陽光発電検査技術協会 理事・事務局長
田浦 健朗	特定非営利活動法人気候ネットワーク 事務局長 京都府地球温暖化防止活動推進センター 副センター長 (特定非営利活動法人京都府地球温暖化防止府民会議 副理事長)
高瀬 香絵	公益財団法人自然エネルギー財団 シニアマネージャー
竹内 謙	関西電力株式会社 京都支社 地域統括部長
手塚 哲央	京都大学 名誉教授 大和大学 情報学部 教授
西川 弘記	パナソニック株式会社 ライフソリューションズ社 コミュニケーション部 統合プランニング課 主任技師
藤尾 真也 (参考人)	関西電力送配電株式会社 京都本部 企画・防災担当部長
三ツ松 昭彦	公益社団法人京都工業会 環境委員会 委員長
山中 篤	大阪ガス株式会社 環境地域共創部 地域共創第3チーム マネジャー

4

(注) 所属・役職等は当時

5

1 (参考2) 意見募集（パブリックコメント）の結果について

2 1 意見募集の期間

3 令和●年●月●日（●）から令和●年●月●日（●）まで

4

5 2 意見募集の結果

6 提出者数：●人・団体

7 提出案件数：●件

8

9 3 主な御意見

10 【目標値】

11 ○ ·····

12 ○ ·····

13

14 【●●●●●】

15 ○ ·····

16 ○ ·····

17

(参考3) 用語集

【あ行】

エネルギー・マネジメントシステム

ビルや工場、住宅等のエネルギー使用状況をモニタリングして「見える化」し、照明や空調設備等の運用効率を最適化するためのシステムのこと。

【か行】

カーボンニュートラル

温室効果ガスの人為的な排出量と吸収量を均衡させること。

きこうしきん 気候資金

開発途上国が気候の影響に対する緩和と適応策を実施するための努力を支援するために、先進国に求められる資金供与

きょうとさい 京都再エネコンシェルジュ

府民の再エネ導入に関する関心向上に向け、京都府知事が、再エネに関する幅広い知識を有する販売・施工事業者等を「京都再エネコンシェルジュ」として認証し、府民の再エネ導入に対して積極的かつ適切な提案を行っている。

こくれんき こ うへんどうわくぐみじょうやくていやくこくかいぎ こつぶ 国連気候変動枠組条約締約国会議 (COP)

「COP」とは「Conference of the Parties」の略称で締約国会議の意味。大気中の温室効果ガスの濃度を安定化させることを究極の目標とする「国連気候変動枠組条約」が採択され、同条約に基づき、国連気候変動枠組条約締約国会議 (COP) が 1995 年から毎年開催されている。

【さ行】

サプライチェーン

商品の企画・開発から、原材料や部品などの調達、生産、在庫管理、配送、販売、消費までのプロセス全体のこと。

じせだいがたたいようでんち 次世代型太陽電池

現在主流のシリコン系太陽電池以外の化合物系や有機系の太陽電池のこと。特に、ペロブスカイト太陽電池は、直近 10 年間で変換効率が約 1.5 倍に向上し、各国で事業化を目指す動きが見られる等、社会実装が近い次世代型太陽電池として期待されている。

【た行】

ちきゅうおんだんかぼう しかつどうすいしん 地球温暖化防止活動推進センター

地球温暖化対策の推進に関する法律に基づき、地球温暖化対策に関する普及啓発等により地球温暖化の防止に寄与する活動の推進を図ることを目的とする団体として、知事が指定するもの。京都府では京都府地球温暖化防止活動推進センターを指定しており、地球温暖化対策を担う中核的支援組織として、事業者、府民及び環境保全活動団体の積極的な取組を促進する役割を果たしている。

データセンター

インターネット用のサーバやデータ通信、固定・携帯・IP 電話などの装置を設置・運用することに特化した建物の総称

デマンド・レスポンス (ディマンド・レスポンス)

需要家側エネルギー資源の保有者もしくは第三者がそのエネルギー資源を制御することで、電力需要パターンを変化させること。

【は行】

バーチャルパワープラント

需要家側エネルギー資源、電力系統に直接接続されている発電設備、蓄電設備の保有者もしくは第三者が、そのエネルギー資源を制御(需要家側エネルギー資源からの逆潮流(※)も含む)することで、発電所と同等の機能を提供することです。

※ 逆潮流：自家発電事業者等が、消費電気よりも発電電力が多くなった場合に、余った電力を電力会社線側に戻るように流すこと。また、需要家とエネルギー資源が同じ場所にない場合は、直接電力を電力会社線側に流すこともある。

【ら行】

リバースオークション

一般的なオークションとは逆に、販売者が低い金額を提示することで落札する繰り下げ方式の入札のこと。再低価格者が落札するため、購入者は低廉な価格で購入することが可能となる。

レジリエンス

防災分野や環境分野で想定外の事態に対し、社会や組織が機能を速やかに回復する強靭さを意味する用語・概念のこと。

【B】

BCP

「Business Continuity Plan」の略称で、企業等の事業存続を脅かす緊急事態に見舞われたときを想定し、重要業務を許容限界以上のレベルで維持するとともに、許容される期間内に操業度を回復するための事前の対策・緊急期の対応計画・事後の復旧計画のこと。

【C】

CFP

「Carbon Footprint of Product」の略称で、製品・サービスの原材料調達から廃棄、リサイクルに至るまでのライフサイクル全体を通した温室効果ガス排出量を、CO₂ 排出量として換算したこと。

【E】

ESG投資

従来の財務情報だけではなく、環境(Environment)・社会(Social)・企業統治(Governance)要素も考慮した投資

【F】

FIT制度

正式名称は「再生可能エネルギーの固定価格買取制度」であり、再生可能エネルギーで発電した電気を、電力会社が一定価格で一定期間買い取ることを国が約束する制度のこと。

【G】

GX推進法

脱炭素成長型経済構造への円滑な移行の推進に関する法律

GX脱炭素電源法

脱炭素社会の実現に向けた電気供給体制の確立を図るための電気事業法等の一部を改正する法律

【I】

あいおーていー
I o T

「Internet of Things」(モノのインターネット)の略称で、家電、自動車、ロボット等あらゆるものがインターネットにつながり、情報をやりとりすること。

【P】

ぴーぴーえー
PPA

「Power Purchase Agreement」の略称で、自社の敷地内に第三者である PPA 事業者が太陽光発電設備を導入し、PPA 事業者に電気料金を支払うことで、そこから電力を調達する仕組み(オンサイト PPA)や、自社敷地外に他者が発電事業者として太陽光発電設備を導入し、発電した電力を系統を介して調達するような仕組み(オフサイト PPA)を指す。消費電力量に応じた金額を支払うものであり、「第三者保有モデル」とも呼ばれる。

ぴーぴーぴー
PPP

公共施設等の建設、維持管理、運営等を行政と民間が連携して行うことにより、民間の創意工夫等を活用し、財政資金の効率的使用や行政の効率化等を図ること。

ぴーえふあい
PFI

PPP の方式の一つであり、PFI 法に基づき、公共施設等の建設、維持管理、運営等を民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用して行う手法

【R】

あーるいーひやく
R E 1 0 0

「Renewable Energy 100」の略称で、企業が自らの事業の使用電力の 100%を再生可能エネルギーで賄うことを目指す国際的なイニシアチブのこと。

【S】

えすびーていー
S B T

「Science Based Targets (企業版 2°C目標)」の略称で、パリ協定(世界の気温上昇を産業革命前より 2°Cを十分に下回る水準に抑え、また 1.5°Cに抑えることを目指すもの)が求める水準と整合した、5年～15年先を目標年として企業が設定する、温室効果ガス排出削減目標のこと。

えすぶらすさんいー
S + 3 E

安全性 (Safety) を大前提に、エネルギー安定供給 (Energy Security) を第一として、経済効率性の向上 (Economic Efficiency) と環境への適合 (Environment) を図るという日本のエネルギー政策の原則

【Z】

ぜ　ぶ
ZEB

「Net Zero Energy Building」の略称で、快適な室内環境を実現しながら、省エネルギーにより使用するエネルギーを減らし、再生可能エネルギーにより使用するエネルギーを創ることで、建物で消費する年間の一次エネルギーの収支をゼロにする建物

ぜ っ ち
ZEH

「Net Zero Energy House」の略称で、快適な室内環境を実現しつつ、省エネルギーにより使用するエネルギーを減らし、再生可能エネルギーにより使用するエネルギーを創ることで、建物で消費するエネルギーの収支をゼロにする家

令和7年12月京都府議会定例

政策環境建設常任委員会 報告事項

建設交通部

- ・由良川水系由良川上流圏域河川整備計画の変更について（最終案）
- ・由良川水系由良川下流圏域河川整備計画の変更について（最終案）
- ・京都府建築物耐震改修促進計画の改定について（最終案）
- ・京都府流域下水道事業経営戦略の中間見直しについて（最終案）
- ・建設交通部所管施設における指定管理者候補団体について
- ・京都府手数料徴収条例一部改正の件

由良川水系由良川上流圏域河川整備計画の変更について（最終案）

令和7年12月
建設交通部

1. 最終案の概要

(1) 変更の趣旨

「一級河川由良川水系由良川上流圏域河川整備計画」に高屋川（畠川合流点上流部）、
大朴川、須知川を追加するもの

(2) 計画対象期間 概ね30年間

(3) 整備の実施に関する事項

河川名	目的	種類	場所
高屋川 (畠川合流点上流区間)	概ね5年に1回 程度の規模の 降雨による洪 水に対応でき るよう整備を 行う。	河道掘削 築堤、護岸整備 橋梁改築、堰改築	実勢川合流点から和田大橋までの 約6,290m区間 (京丹波町豊田地内～和田地内)
大朴川		河道掘削 築堤、護岸整備 橋梁改築、堰改築	高屋川合流点から京都縦貫自動車 道交差部上流までの約1,200m区間 (京丹波町大朴地内)
須知川		河道掘削 築堤、護岸整備 橋梁改築、堰改築	高屋川合流点から京都縦貫自動車 道交差部上流までの約5,600m区間 (京丹波町富田地内～須知地内)

2. パブリックコメントの結果概要

(1) 実施期間：令和7年9月30日～令和7年10月21日

(2) 提出された意見：17件

(3) 主な意見

意見	最終案に追記等した内容
過去に浸水被害が発生した須知荒堀地区及び須知本町地区まで整備区間を延伸して欲しい。 14件	【追記等あり】 須知川の計画対象範囲を須知荒堀地区及び須知本町地区まで延伸。（上流端を500m延伸） 【当初】整備区間 0.0k～5.1k 地点 【変更】整備区間 0.0k～5.6k 地点
井堰や河川に土砂が堆積しているため対処して欲しい。 2件	【追記等なし】 流下阻害となる堆積土砂や樹木については、必要に応じて撤去するなど適切に管理していく。

3. 今後のスケジュール

令和7年度12月定例会 最終案報告

1月 国土交通省へ認可申請

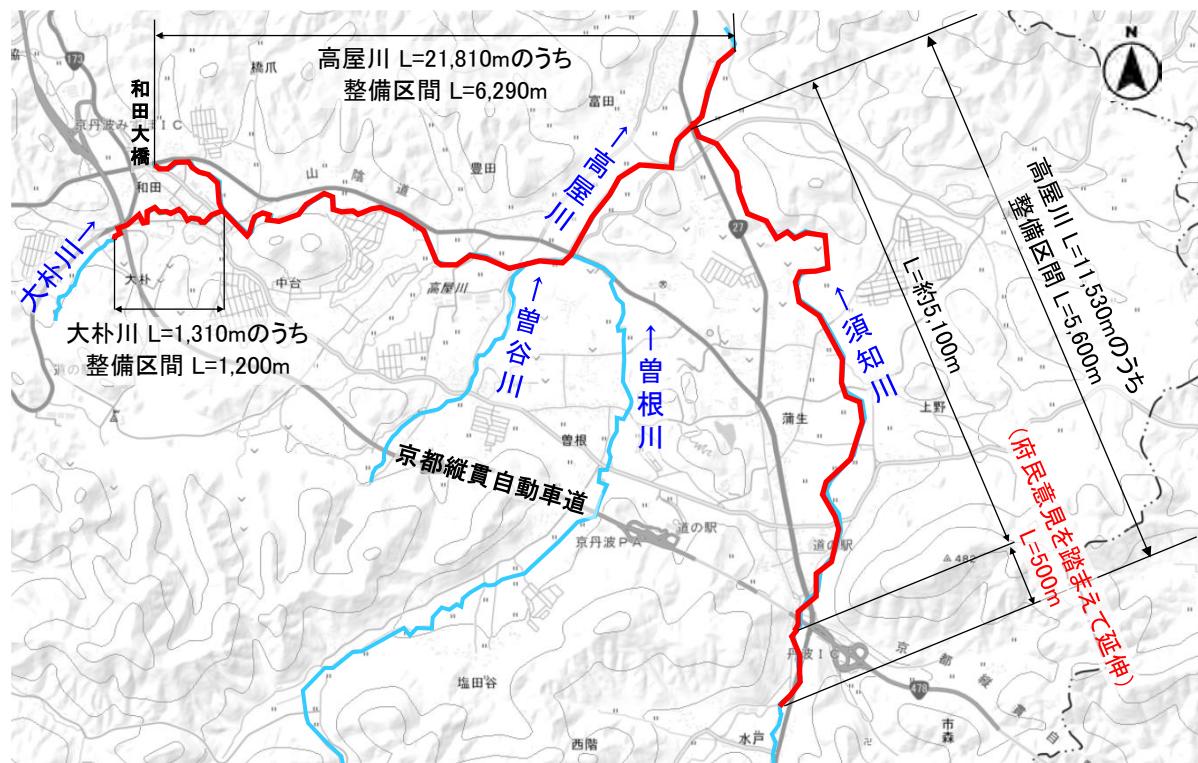
■由良川上流圏域位置図



■新たな改修区間を整備対象に加える河川

【高屋川（畠川合流点上流区間）、大朴川、須知川】

5年確率規模の流下能力（概ね5年に1回程度の降雨による洪水を安全に流下させる能力）を満たしていない区間を解消するため、実勢川合流点から和田大橋まで（総延長L=約13,090m）を新規に追加。なお、須知川については府民意見を踏まえて中間案から整備区間を上流500m延伸。



由良川水系由良川下流圏域河川整備計画の変更について（最終案）

令和7年12月
建設交通部

1. 最終案の概要

(1) 変更の趣旨

「一級河川由良川水系由良川下流圏域河川整備計画」に犀川を追加するもの

(2) 計画対象期間 概ね30年間

(3) 整備の実施に関する事項

河川名	目的	種類	場所
犀川	概ね10年に1回程度の規模の降雨による洪水に対応できるよう整備を行う。	河道掘削、築堤 護岸整備、橋梁架替 井堰改築	石原橋付近から西方川合流点付近までの約9,800m (綾部市小貝町地内～志賀郷町地内)

2. パブリックコメントの結果概要

(1) 実施期間：令和7年9月30日～令和7年10月21日

(2) 提出された意見：46件

(3) 主な意見

意見	最終案に追記等した内容
平成30年と令和5年に2度の浸水被害が発生。早急な対策を切望する。 41件	【追記等なし】 河川整備計画の変更手続きを早期に実施し、関係機関等と連携を図り、早期事業着手する。
今回越水した地点より上流等に水量観測ポイントを設け、行政が常時状況を把握し、住民に避難対応等を提供出来る仕組み作りや住民が検索が必要。 1件	【追記等なし】 犀川流域では、雨量計を3箇所（小貝、物部、篠田）、水位計を1箇所（新庄）、河川防災カメラを1箇所（物部大橋）、危機管理型水位計を6箇所（小貝町、今田町、物部大橋、志賀郷町、新庄村、西方町）設置している。また、リアルタイムでWeb公開しており、綾部市と連携して更なる周知に努める。

3. 今後のスケジュール

令和7年度12月定例会 最終案報告

1月 国土交通省へ認可申請

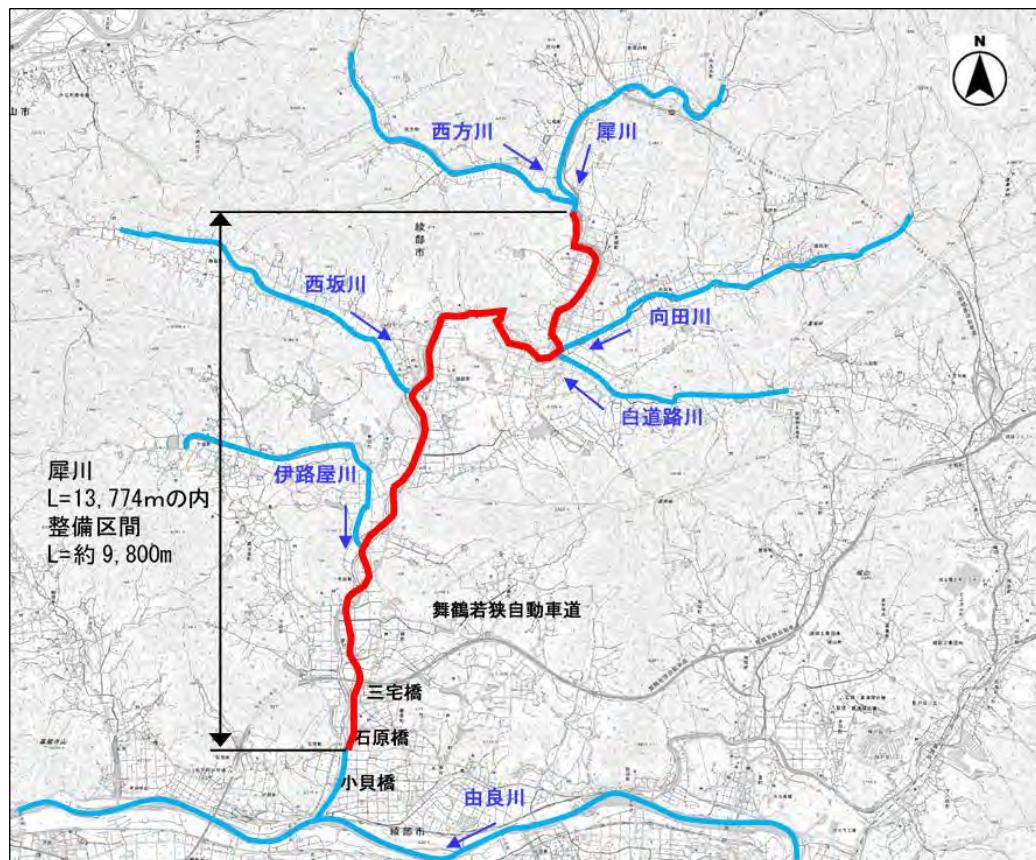
■由良川下流圏域位置図



■新たな改修区間を整備対象に加える河川

【犀川】

10年確率規模の流下能力（概ね10年に1回程度の降雨による洪水を安全に流下させる能力）を満たしていない区間を解消するため、石原橋から西方川合流点まで（総延長L=約9,800m）を新規に追加。



一級河川 由良川水系

由良川上流圏域河川整備計画

(最終案)

令和7年12月

京都府

目 次

第1章 河川整備計画の目標に関する事項.....	1
1.1 圏域及び河川の概要	1
1.2 圏域の現状と課題	4
1.2.1 洪水等による災害の発生の防止又は軽減に関する現状と課題	4
1.2.2 河川の利用及び流水の正常な機能に関する現状と課題	6
1.2.3 河川環境に関する現状と課題.....	6
1.3 河川整備計画の目標に関する事項.....	8
1.3.1 計画対象区間	8
1.3.2 計画対象期間	8
1.3.3 洪水等による災害の発生防止または軽減に関する目標	8
1.3.4 河川の適正な利用、流水の正常な機能の維持に関する目標	8
1.3.5 河川環境の整備と保全に関する目標.....	9
第2章 河川の整備の実施に関する事項	
2.1 河川工事の目的、種類及び施工場所.....	10
2.1.1 高屋川（畠川合流点下流区間）、畠川及び畠川ダム（京丹波町下山）	10
2.1.2 高屋川（畠川合流点上流区間）	13
2.1.3 大朴川	14
2.1.4 須知川	16
2.2 河川の維持の目的、種類及び施工の場所.....	18
2.2.1 河川の維持の目的.....	18
2.2.2 河川の維持の種類、施工の場所	18
第3章 その他河川整備を行うために	
3.1 住民と連携した河川管理	19
3.2 地元市町と一体的な防災対策の推進.....	19
3.3 流域治水の推進.....	20
3.4 豊かな自然環境との触れあい	21
3.5 由良川上流圏域の健全な水環境に向けての取り組み	21

第1章 河川整備計画の目標に関する事項

1.1 圏域及び河川の概要

由良川は、その源を京都、福井、滋賀の府県境付近の杉尾坂に発し、棚野川、高屋川、上林川をはじめとする支川を合わせながら東から西に流下し、福知山市において土師川が合流したのち大きく湾曲して流路を北東に変え、舞鶴市と宮津市との市境において日本海に注ぐ、幹川流路延長 146km、流域面積 1,880km²の一級河川である。

由良川上流圏域は、由良川（京都府管理区間：新綾部大橋から上流約 700m 地点から上流区間）とその支川 38 河川からなる流域面積 798.9km²の圏域であり、由良川流域全体の約 4 割強を占め、3 市 1 町（京都市、綾部市、南丹市、京丹波町）にまたがっている。

圏域の約 7 割は山地が占め、由良川沿川に発達した河岸段丘や、高屋川流域の丹波高原など残り 3 割が平地となっている。また、圏域の東南部では由良川水系と淀川水系の分水嶺の一部が幅 700m の平坦な谷中分水界となっており、かつては現在の淀川水系の一部の河川が、由良川に注いでいたことを物語る特徴的な地形を示している。圏域の地質は、古生代から中生代（2 億 5 千年前～1 億 5 千年前）に形成され、硬く固結した丹波帯が広く分布している。植生は、圏域内の比較的低標高部にはコナラ、アカマツ群落が広がり、高標高部にはスギ等が見られる。さらに、由良川上流部には特定植物群落に指定されている芦生の原生林が広がっている。

圏域は日本海式気候と瀬戸内式気候の中間に位置し、内陸性の気候特性を示している。年平均気温は、圏域の中央部に位置する美山観測所において 13℃程度で、夏季平均は 24～26℃、冬季には 0℃程度まで低下する。年降水量は 1,500～1,900mm 程度で、圏域の北部から南西方向に移るに従い減少する傾向にある。

圏域を構成する市町の人口（令和 2 年時点）は約 5.7 万人で、近年は穏やかな人口減少にあり、また、圏域内の産業別就業者率は、第一次産業が約 16.6%、第二次産業が約 26.4%、第三次産業が約 57.0%となっており、第一次産業の比率が年々低下している。

圏域の南西部には、国道 9 号、27 号、京都縦貫自動車道及び JR 山陰本線などが通過しており、京都の南北を結ぶ役割を担っている。

圏域には、西乗寺（南丹市美山町）、大福光寺（京丹波町）、光明寺、照福寺（綾部市）などの古刹もあり、特に光明寺の二王門は 1248 年の建立で、国宝に指定されているほか、神社では、九手神社（京丹波町）の本殿が重要文化財に指定されている。

また、南丹市美山町北にある“かやぶきの里”は、由良川の北側河岸段丘に形成された茅葺き屋根の家屋が多く点在する山村集落で、日本の原風景を今も伝える地区として国の重要伝統的建造物群保存地区に選定されている。



由良川上流圏域の位置図

由良川上流圏域河川整備計画対象河川一覧表

河川名(合計値は河川数)					流域面積 (km ²)	河川延長 (km)
本川	一次支川	二次支川	三次支川	四次支川		
由良川					224.7	70.1
	上林川				159.7	33.7
		井根川			5.7	1.9
		浅原川			6.3	2.3
		畠口川			27.1	8.4
			木住川		4.0	1.3
			睦志川		4.2	1.5
		山内川			2.1	1.4
		草壁川			13.1	2.7
		古和木川			34.1	8.5
			稻早谷川		9.3	1.5
	高屋川				153.3	21.8
		質美川			17.5	6.1
		畠川			22.9	9.1
		実勢川			8.8	3.5
		須知川			29.3	11.5
			水戸川		3.9	2.1
		曾根川			10.1	6.5
		曾谷川			3.1	2.1
		大朴川			3.2	1.3
		水呑川			5.9	2.2
	上和知川				56.0	10.2
		西河内川			11.5	3.1
	川谷川				13.4	2.7
	棚野川				86.0	12.2
		砂木谷川			7.7	1.9
		西川			23.4	5.6
			神谷川		3.5	0.9
				下谷川	2.8	0.4
		山森川			17.6	4.3
			太田川		5.0	0.3
	原川				21.8	5.3
	深見川				7.5	3.6
	知見谷川				23.8	5.6
		西畠川			8.0	2.6
			小畠川		3.8	0.9
	河内谷川				17.7	3.1
	佐々里川				35.0	6.2
		中ノ谷川			4.7	1.5
1	10	20	7	1	798.9	269.9
河川数計39						

1.2 圏域の現状と課題

1.2.1 洪水等による災害の発生の防止又は軽減に関する現状と課題

(1) 治水事業の経緯

由良川本川の本格的な改修事業は、戦後間もない昭和 22 年に直轄事業として着手され、綾部から福知山までの築堤・護岸工事を中心に進められた。

その後、昭和 28 年 9 月の台風 13 号出水に鑑み、昭和 33 年の總体計画や新河川法の施行に伴い昭和 41 年に策定された工事実施基本計画では、福知山地点での基本高水のピーク流量を $6,500\text{m}^3/\text{s}$ とし、上流の大野ダム（昭和 36 年完成。現在、京都府で管理）により $900\text{m}^3/\text{s}$ の洪水調節を行うこととされた。これらの計画にもとづき、福知山や綾部など中流部においては築堤工事や河道掘削がすすめられるとともに、福知山市内の内水対策として、支川改修や排水機場の整備が順次行われた。また、下流部においては、低水路部の拡幅掘削工事が行われるとともに、平成 2 年より輪中堤整備や宅地嵩上げを行う水防災対策事業が開始された。現在、由良川水系河川整備基本方針（平成 11 年策定、令和 5 年変更）、由良川水系河川整備計画（平成 15 年策定、25 年変更）に基づき、引き続き中流部を堤防整備するなど対策が進められているところである。

一方、京都府が管理している本圏域内の河川では、これまで河川災害復旧事業や河川局部改良事業などによる改修工事が順次行われてきた。

由良川本川（京都府管理区間）においては、昭和 34 年の伊勢湾台風による出水などを契機として、昭和 35 年度から 37 年度にかけて、疎通能力の低い南丹市美山町中地先において河川局部改良事業が実施された。

昭和 28 年の台風 13 号により甚大な被害が発生した上林川では、その後の河川災害復旧助成事業や河川災害関連事業、昭和 36 年度から河川局部改良事業、さらには昭和 38 年度から昭和 61 年度まで小規模河川改修事業等一連の改修が完了しているところである。

また、平成 19 年の由良川下流圏域河川整備計画の策定以降、畠川ダムの整備を進め、平成 25 年に供用開始した。さらに高屋川及び畠川については、畠川ダム下流区間ににおいて河川改修が概ね完了した。

(2) 治水に関する現状と課題

圈域内の河川では、昭和28年以降の度重なる災害などを契機に、これまで災害復旧関連事業や河川局部改良事業等によって河川改修が行われてきたが、依然として全体的に河川の疎通能力は低く、近年においても令和4年7月豪雨による出水をはじめ、河川氾濫による人家等の浸水被害がしばしば発生している。

こうした状況を踏まえ、本圈域の河川においては、人家の浸水被害の軽減を早期に図るため、重点的かつ効率的に治水対策を進めていく必要がある。

圈域内の主な洪水記録一覧表

	年月日	要因	被害状況	
			浸水面積(ha)	浸水戸数(棟)
1	S28.9.22～9.26	台風第13号	—	7,765*
2	S34.9.23～9.26	台風第15号 (伊勢湾台風)	—	6,905*
3	S38.6.2～6.6	梅雨前線豪雨	330	0
4	S40.9.17～9.18	台風第24号	4,654	11
5	S45.6.10～7.18	梅雨前線及び 台風第2号	52	0
6	S47.6.6～7.23	台風第6,7号 及び台風第9号	38.5	33
7	S47.9.6～9.19	豪雨及び台風第20号	67.8	15
8	S50.9.16～9.24	豪雨	0.3	6
9	S54.9.24～10.1	台風第16号と豪雨	45.5	0
10	S57.7.5～8.3	豪雨、落雷 風浪と台風第10号	61.2	6
11	S58.9.24～9.30	台風第10号	234	37
12	S60.5.27～7.24	台風第6号及び豪雨	21.8	3
13	S61.7.9～7.17	台風第8号	13.45	3
14	H1.8.31～9.16	豪雨	0.05	0
15	H2.9.11～9.20	台風第19号	452.17	29
16	H10.9.18～9.26	豪雨及び 台風第6～7号	0.32	34
17	H12.10.31～11.3	豪雨	0.02	1
18	H16.10.19～10.20	台風第23号	71.73	128
19	H25.9.14～9.17	台風第18号	104	86
20	H26.7.29～8.12	豪雨及び 台風第11～12号	22	11
21	H29.10.19～10.24	台風第21号	382	55
22	H30.6.26～7.9	梅雨前線及び 台風第7号	146	25
23	R4.7.1～7.6	豪雨及び 台風第4号	0.8	13

出典：水害統計

* 由良川水系河川整備計画（直轄管理区間）の資料より転載（典拠は「各市町村史等」）しており、由良川下流部の被害状況を含む。

1.2.2 河川の利用及び流水の正常な機能に関する現状と課題

本圏域は豊かな自然環境に恵まれており、圏域内河川の沿川にも美しい景観や手付かずの自然環境が多く保持されている。

圏域内の河川では、由良川の京丹波町本庄地区や大野ダム貯水池周辺などにおいて、公園的な整備や利用がなされているものの、多くは豊かな自然環境の中で、アユ釣りやカヌー下りなど川との直接的な触れ合いを楽しむ利用がなされている。

本圏域の主要河川である由良川は流況が比較的豊かであり、特に、戦後にはその豊かな水量を利用した発電利用が行われるようになり、大野ダム（京都府）、和知ダム・由良川ダム（関西電力）において水力発電が行われている。また、かんがいのための利用も多く行われているところであり、特に丹波高原が広がる高屋川や、沿川に比較的平坦な地形が広がる上林川及び棚野川での利用が多くなっている。

本圏域内では、平成6年渇水を除き、河川水の減少に起因した大きな渇水被害は発生していないものの、旧丹波町や旧瑞穂町などでは、沢水や地下水を主な水源とした簡易水道が、昭和61年、平成2年、平成6年など断水を伴う渇水被害にしばしば見舞われていたが、平成25年の畠川ダム供用開始に伴い、旧京丹波町域では安定的な取水が可能となった。しかしながら、旧瑞穂町域など上流域では水源地の保全が必要となっている。

今後とも、現況の自然豊かな河川環境が損なわれることのないよう、河川空間あるいは河川水の適正な利用に一層努めていくことが期待されている。

1.2.3 河川環境に関する現状と課題

圏域内河川において、平成28年度に行われた河川水辺の国勢調査や第5回自然環境保全基礎調査によれば、オヤニラミ、ズナガニゴイ、アカザ（ともに府絶滅危惧種）やアジメドジョウ（府絶滅寸前種）などの貴重な魚類のほか、国の特別天然記念物であるオオサンショウウオをはじめ、ハコネサンショウウオ（府絶滅寸前種）やヒダサンショウウオ（府準絶滅危惧種）など貴重な両生類の生息が確認されている。

また、圏域上流（芦生・地井・安掛）は日本の重要湿地（環境省）にも選定され、多様な溪流性の在来魚類が生息している。

また、圏域内河川の水質は良好であり、環境基準の類型指定がなされている由良川（大野ダム上流：AA類型、大野ダム下流：A類型）、棚野川（A類型）、高屋川（A類型）、上林川（A類型）において環境基準をほぼ満足している。

以上のように、本圏域の自然環境は良好な状態が保たれているところであり、今後の河川整備においても、これらの良好な自然環境が保持されるよう適正な措置を講じていくとともに、流域全体での取り組みが重要である。



由良川（南丹市美山町）



棚野川（南丹市美山町）

なお、ブルーギルやオオクチバスなどの外来生物も確認されていることから、今後も定期的に調査を行い、在来種への影響についても注視する必要がある。

1.3 河川整備計画の目標に関する事項

1.3.1 計画対象区間

本整備計画の対象区間は、由良川上流圏域にある府管理の一級河川の区間とする。

1.3.2 計画対象期間

本整備計画の対象期間は、変更から概ね 30 年間とする。

なお、本整備計画は、現時点（令和 7 年度）の圏域の社会状況、自然環境及び河道状況等を踏まえ作成するものであり、今後、これらの状況の変化や新たな知見等により適宜見直しを行う。

1.3.3 洪水等による災害の発生防止または軽減に関する目標

圏域の府管理河川のうち、高屋川（畠川合流点下流区間）については、平成 19 年に策定された河川整備計画に基づき、畠川ダムの整備や高屋川及び畠川の河川整備を重点的に実施したことから、概ね 30 年に 1 回程度の規模の降雨による洪水に対応できる段階まで安全度が向上している。

高屋川（畠川合流点上流区間）については、令和 4 年 7 月豪雨の出水をはじめとする浸水被害が発生している高屋川、須知川、大朴川の浸水被害軽減を図るため、概ね 5 年に 1 回程度の規模の降雨による洪水に対応できるよう整備することとする。

これにより、高屋川流域で浸水被害が発生した令和 4 年 7 月豪雨による洪水と同規模の洪水による浸水被害を軽減することが可能となる。

圏域内のその他の河川についても、局部的な改良、洪水等による被災箇所の復旧、治水上支障となる堆積土砂の除去、堤防除草等により治水機能の適正な維持に努める。

また、河川管理者が実施する従来の河川改修だけでは対応が困難であることから、流域のあらゆる関係者が、治水、利水、環境、利用のそれぞれの課題が相互に関連していることを理解し、情報や問題意識を共有しながら連携・協働していく必要がある。

そのため、今後は気候変動の影響や社会状況の変化などを踏まえ、流域のあらゆる関係者が協働して、①氾濫をできるだけ防ぐ・減らすための対策、②被害対象を減少させるための対策、③被害の軽減及び早期復旧・復興のための対策を流域全体で行う治水対策「流域治水」を推進し、洪水による災害の発生の防止又は軽減を図る。

1.3.4 河川の適正な利用、流水の正常な機能の維持に関する目標

畠川については、概ね 10 年に 1 回程度の確率で発生すると想定される渇水時においても、生態系の維持やかんがい用水の取水などを総合的に勘案した正常流量の確保を図る。

圏域内その他河川については、現在良好な河川環境のもとに水利用がなされていることから、河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持に資するために継続的に水量等の観測を行うなど、今後とも適正な水利用が図られるよう努める。

新たな水需要が発生した場合は、関係機関と調整を行い、水資源の合理的かつ有効な利用の促進を図る。さらに、渇水時における関係機関等の調整が速やかに図られるよう必要な情報の提供に努めるとともに、気候変動の影響による降雨量や除雪・融雪量、流況の変化の把握に努め、関係機関との共有を図る。

1.3.5 河川環境の整備と保全に関する目標

河川環境の整備と保全に関しては、現状の豊かな自然環境を保全することを基本とし、自然との共生を図る河川整備を行う。また、環境学習や自然体験活動の場として地域と連携しながら安全に利用できるような河川空間づくりについても今後も検討していく。

第2章 河川の整備の実施に関する事項

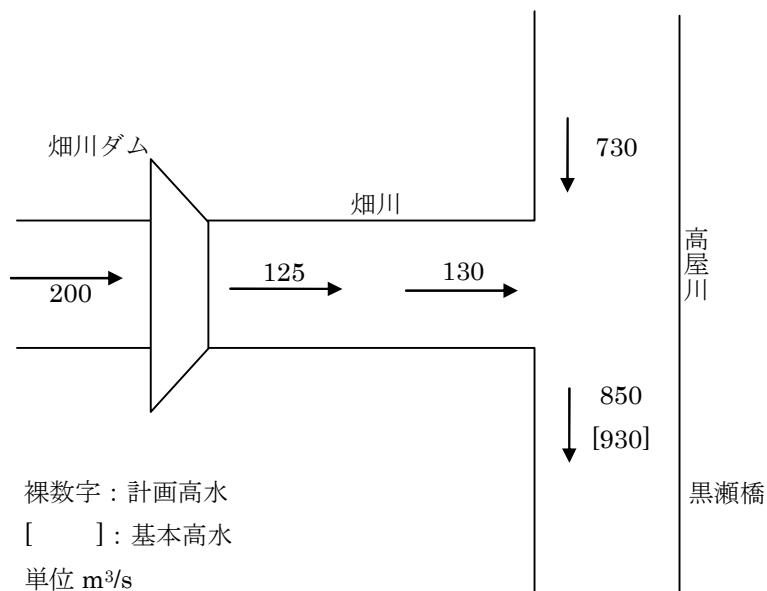
2.1 河川工事の目的、種類及び施工場所

2.1.1 高屋川（畠川合流点下流区間）、畠川及び畠川ダム（京丹波町下山）

高屋川（京丹波町下山）については、京丹波町の水道用水を確保するとともに、洪水を調節する畠川ダムを支川の畠川に建設し、両河川における掘削や築堤による河道拡幅とあわせて、概ね30年に1回程度の規模の降雨による洪水を安全に流下させることを目的とする。

あわせて、生態系の維持や既得かんがい用水の確保等の観点から、畠川において畠川ダム下流から高屋川合流点までの正常流量を確保する。

なお、事業実施にあたっては、周辺の動植物や河川環境への影響が考えられることから、学識者の意見も聞きながら、ダム建設等による自然環境への影響を把握するとともに、必要に応じて適切な保全対策を行う。



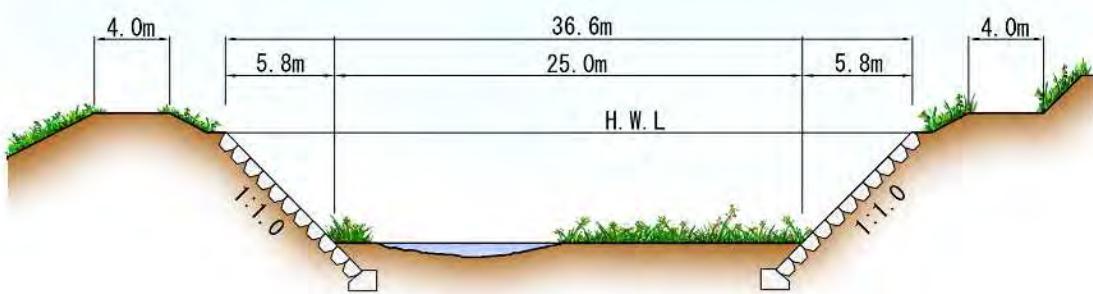
高屋川及び畠川計画流量配分図（京丹波町下山）

期間区分	畠川ダム地点
9月 1日～4月30日	0.114m ³ /s
5月 1日～5月10日	0.129m ³ /s
5月11日～8月20日	0.128m ³ /s
8月21日～8月31日	0.118m ³ /s

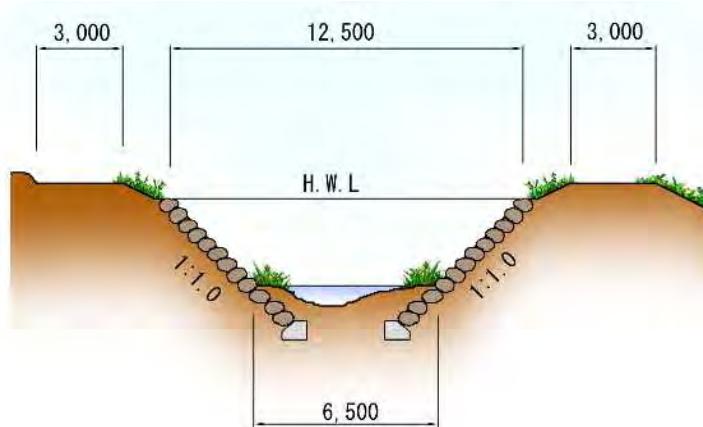
流水の正常な機能を維持するために必要な流量



高屋川、畠川河川改修及び畠川ダム位置図（京丹波町下山）



高屋川（京丹波町下山）改修横断イメージ



畠川改修横断イメージ

畠川ダム

ダム諸元

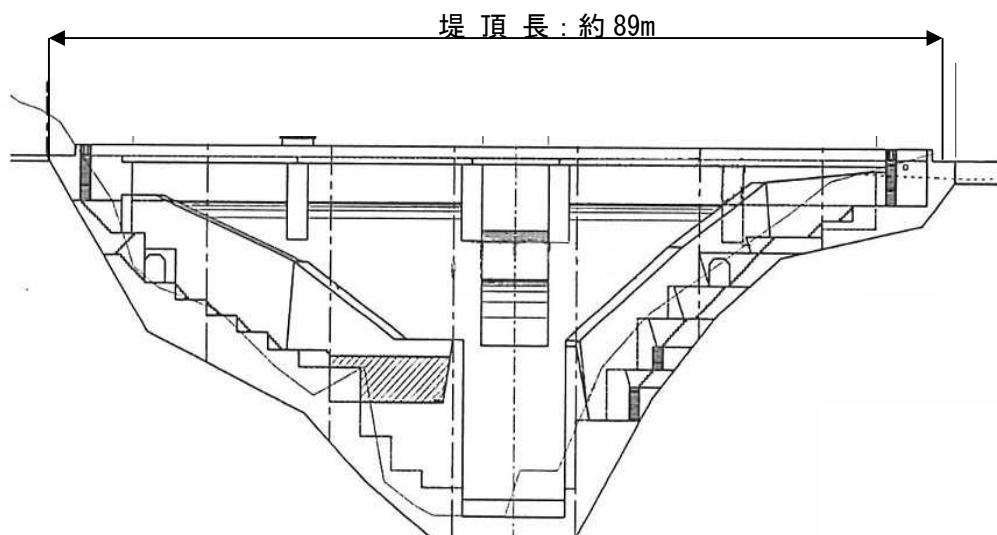
型式：重力式コンクリートダム

流域面積：約 22km²

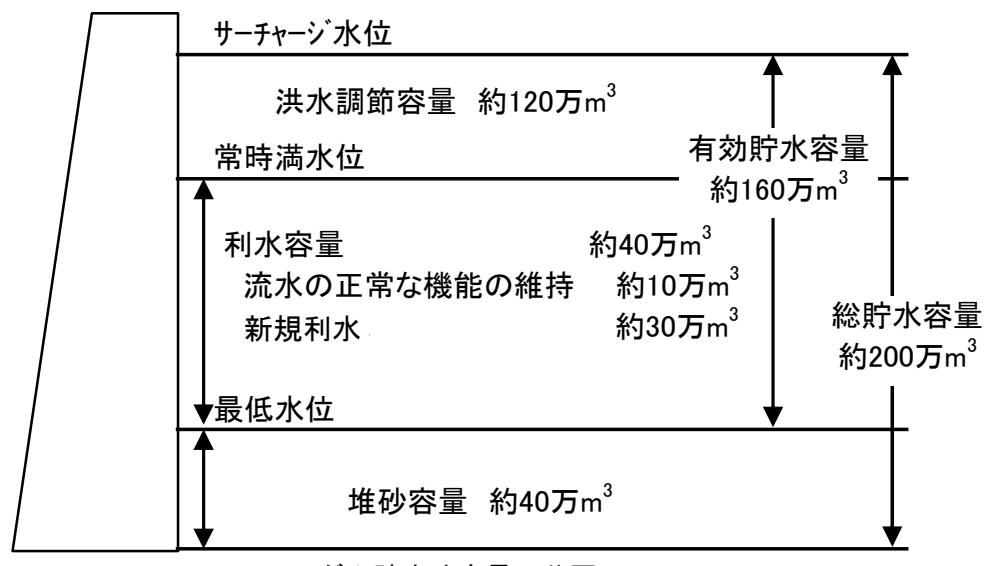
堤高：約 34m

堤頂長：約 89m

堤体積：約 27,000m³



ダム下流面図

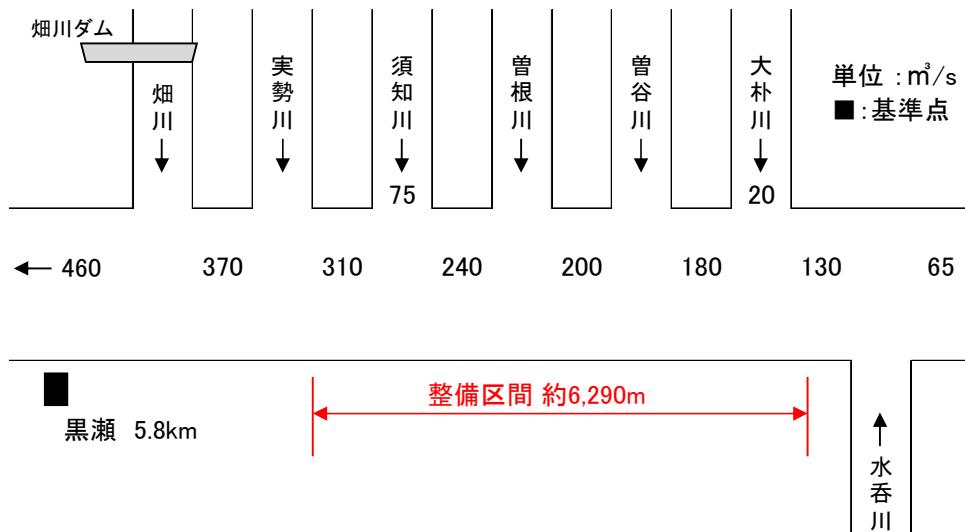


ダム貯水池容量配分図

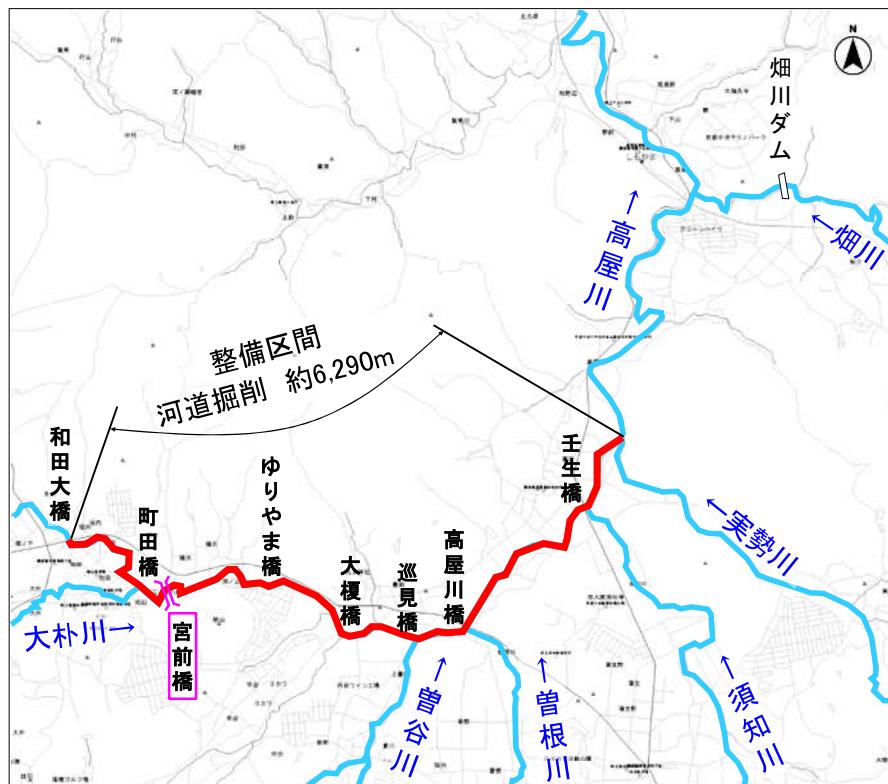
2.1.2 高屋川（畠川合流点上流区間）

高屋川（畠川合流点上流区間）については、「河川の流下能力」、「浸水被害の早期軽減」などを考慮し、下記の区間を整備対象区間として設定し、概ね5年に1回程度の降雨による洪水を安全に流下させることを目標に整備を実施する。

整備区間：実勢川合流点（9.0k）から和田大橋（15.29k）までの延長約6,290m



高屋川（畠川合流点上流区間）流量配分図

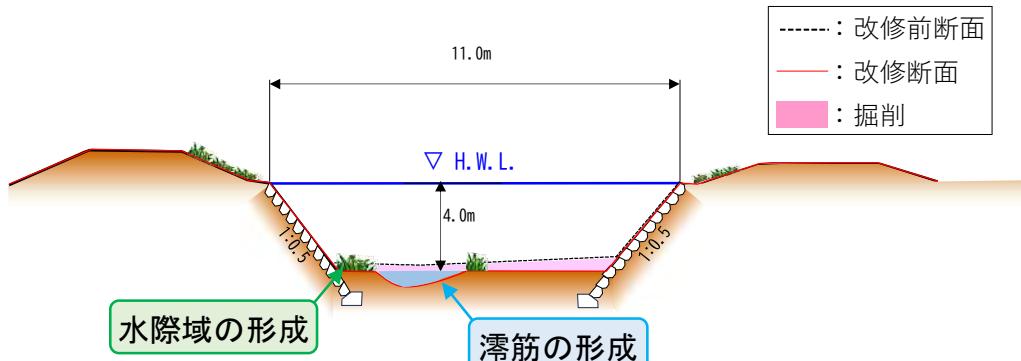


高屋川（畠川合流点上流区間）位置図

高屋川（畠川合流点上流区間）では、河道掘削、河道拡幅、築堤、護岸整備により河川の断面を広げ、流下能力の向上を図る。

また、河道改修に伴い必要となる橋梁及び堰・落差工の改築等をあわせて実施する。

なお、整備にあたっては、河床の幅を広くとり、自然の蓄力による瀬や淵、みお筋などの形成を図り、護岸には景観や生物の成育に配慮したブロック等を使用し、河川に生息する生物の生育・繁殖環境の復元・創出に努める。

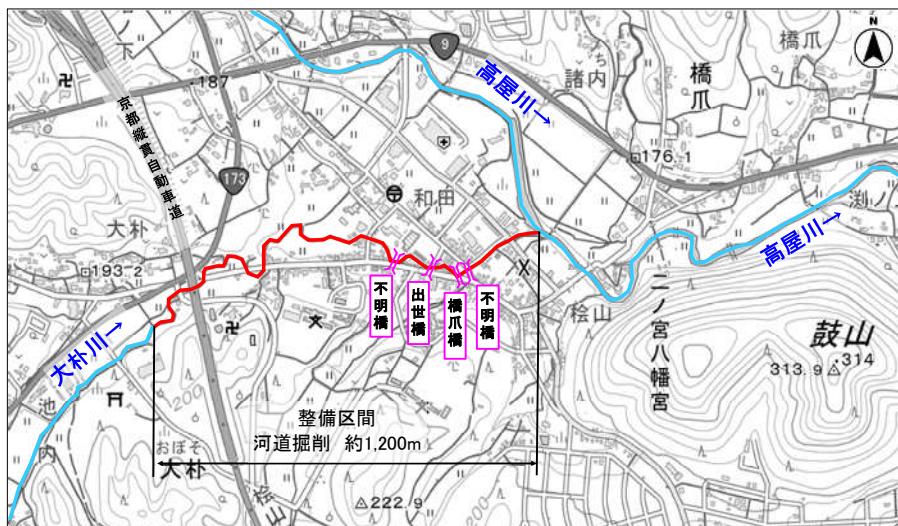


高屋川（畠川合流点上流区間）改修横断イメージ

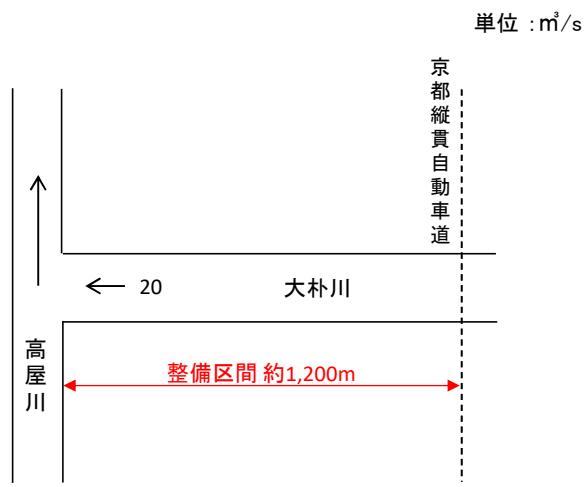
2.1.3 大朴川

高屋川支川の大朴川については、「河川の流下能力」、「浸水被害の早期軽減」などを考慮し、下記の区間を整備対象区間として設定し、概ね5年に1回程度の規模の降雨による洪水を安全に流下させることを目標に整備を実施する。

整備区間：高屋川合流点（0.0k）から京都縦貫自動車道交差部上流（1.2k）までの延長
約1,200m



大朴川位置図



大朴川流量配分図

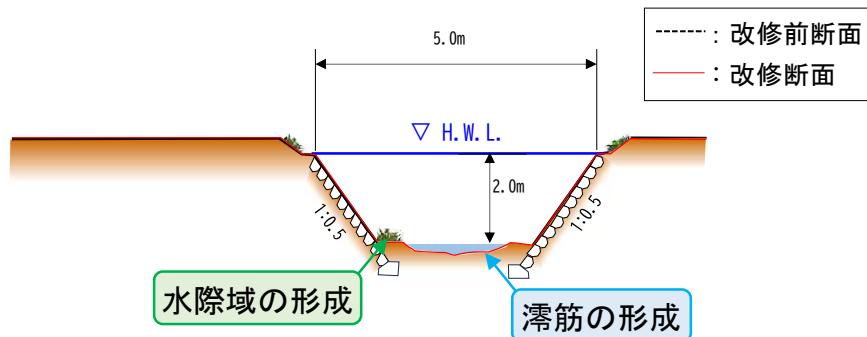
大朴川では、河道掘削、築堤、護岸整備により河川の断面を広げるとともに、著しい湾曲河川を解消し、流下能力の向上を図る。

また、河道改修に伴い必要となる橋梁及び堰・落差工の改築等をあわせて実施する。

流下能力の確保には、旧瑞穂支所付近にある取水堰の撤去が必要になることから、整備に際しては、京丹波町と連携を図りながら実施するものとする。

なお、整備にあたっては、河床の幅を広くとり、自然の営力による瀬や淵、みお筋などの形成を図り、護岸には景観や生物の成育に配慮したブロック等を使用し、河川に生息する生物の生育・繁殖環境の復元・創出に努める。

また、河川を付け替える区間の河床について、現河川の水際の土を利用するなど水際植生の再繁茂の促進に努める。

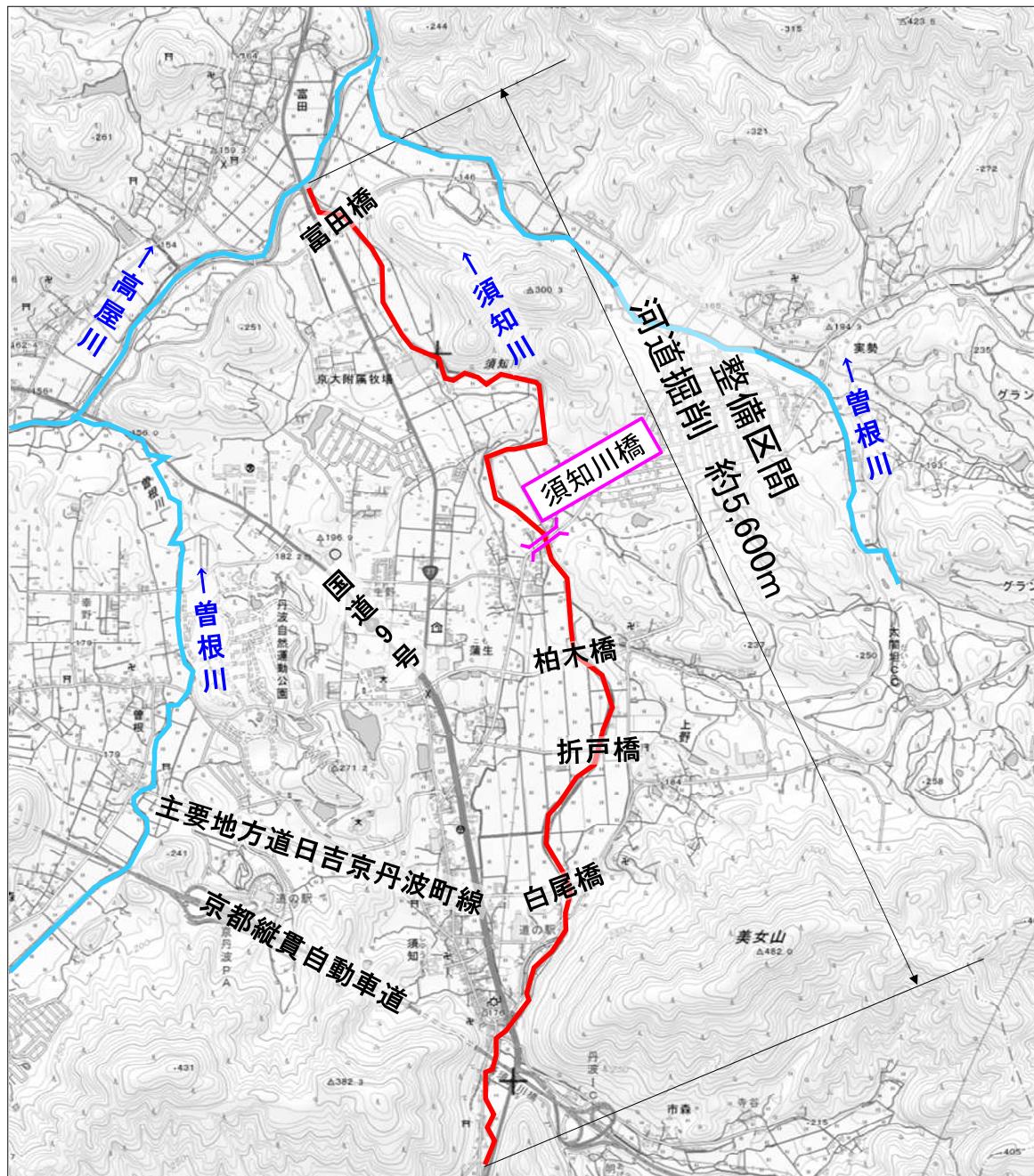


大朴川河川改修横断イメージ

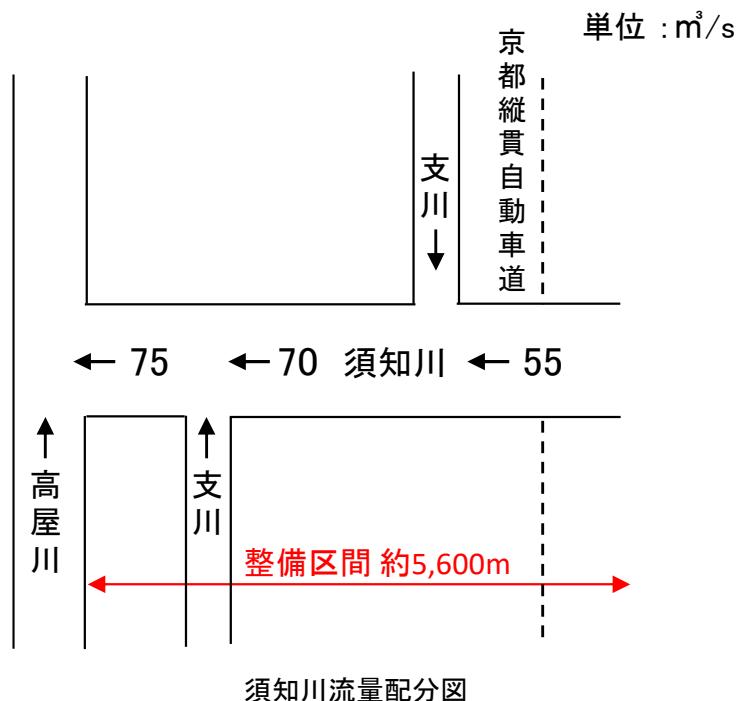
2.1.4 須知川

須知川については、大朴川と同様、「河川の流下能力」、「浸水被害の早期軽減」などを考慮し、下記の区間を整備対象区間として設定し、概ね5年に1回程度の規模の降雨による洪水を安全に流下させることを目標に整備を実施する。

整備区間：高屋川合流点（0.0k）から京都縦貫自動車道交差部上流（5.6k）までの延長約
5,600m



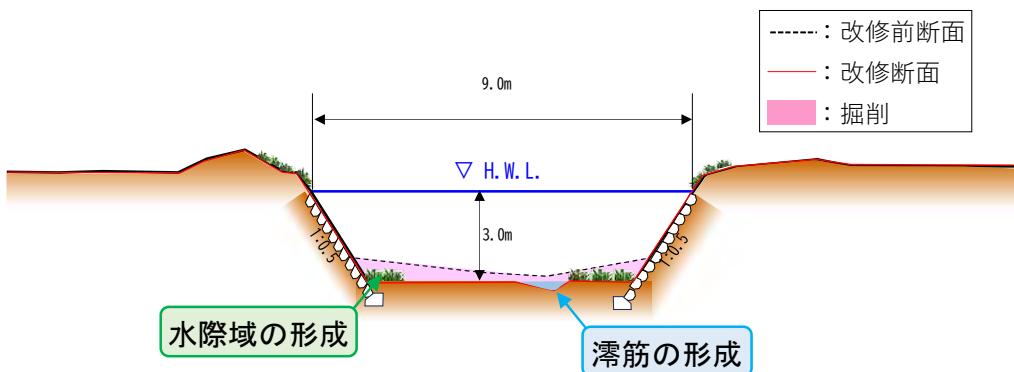
須知川位置図



須知川では、河道掘削、築堤、護岸整備により河川の断面を広げ、流下能力の向上を図る。

また、河道改修に伴い必要となる橋梁及び堰・落差工の改築等をあわせて実施する。

なお、整備にあたっては、河床の幅を広くとり、自然の営力による瀬や淵、みお筋などの形成を図り、護岸には景観や生物の成育に配慮したブロック等を使用し、河川に生息する生物の生育・繁殖環境の復元・創出に努める。



2.2 河川の維持の目的、種類及び施行の場所

2.2.1 河川の維持の目的

河川の維持管理は、治水、利水及び環境の観点から調和のとれ、機能を十分に発揮できるよう努めるものとする。

特に、圏域内河川が持つ良好な自然環境の保全には十分に留意する。

2.2.2 河川の維持の種類、施行の場所

ア. 河川管理施設の維持管理について

洪水を安全に流下させるため、定期的に河川巡視や河川管理施設の点検を行い、危険箇所や老朽箇所の早期発見とその補修に努める。

大野ダム及び畠川ダム（完成後）については、ダム本体、貯水池及びダムに係わる施設の機能を良好に保つため、必要な計測及び点検等を行うことにより、適切な維持管理に努める。

イ. 流下能力の維持について

河床の土砂堆積が著しく洪水の流下に障害となる場合は、水際等の動植物の生息環境に配慮しつつ河道掘削を行い、河積の確保を行う。

ウ. 局部的な改良工事や災害復旧工事について

必要に応じて局部的な改良工事（上下流に比べ著しく流下能力が不足している区間や湾曲部における部分的な改修など）、さらには、洪水等による被災箇所の復旧工事を施工することにより、きめ細かな河川改修を行う。

エ. 自然環境調査について

河川環境の保全に活用するため、定期的に河川の自然環境調査を実施し、データの蓄積に努める。

オ. 流水の正常な機能の維持について

適正な河川管理を行うため雨量や水位の把握に努め、データ蓄積を行う。

また、渇水時には水利使用者が相互にその水利使用の調整に必要な協議を行う場合、当該協議が円滑に行われるよう、水利使用に必要な情報の提供に努める。

第3章 その他河川整備を行うために必要な事項

3.1 住民と連携した河川管理

本圏域を流れる河川は、多様な動植物が生息するなど豊かな自然環境に恵まれており、さらに沿川との調和した美しい景観が保たれている。

また、人々の川との関わりにおいても、いくつかの河川では地域住民を中心にホタルまつりや水辺まつりが開催され、さらに水質調査など美しい川を守り育てる取り組みも積極的に行われている。

本圏域の自然豊かで美しい河川を、地域住民の手で今後とも守り育んでいく取り組みが継続し、かつ、広がっていくことが重要であり、このため、圏域の各河川や沿川の豊かな自然環境などに関する様々な情報を共有化することで、地元自治体及び地域住民との連携を一層図っていく。

3.2 地元市町と一体的な防災対策の推進

本圏域では、過去の水害を契機として改修事業が進められてきたが、全体的には依然として疎通能力が低い河川が多く、近年の集中豪雨の発生状況をみると、ハード対策だけに対応することは困難である。このため、気候変動の影響や社会状況の変化などを踏まえ、いかなる洪水に対しても氾濫被害をできる限り最小化するため、施設能力を上回る洪水の発生を想定し危機管理体制を構築・強化する必要がある。このため、河川管理者、国、自治体、住民等、流域のあらゆる関係者が協働して気候変動により激甚化・頻発化する水災害から人命や地域を守るために、リスクコミュニケーションにより水災害に関する知見や情報を流域全体で共有し、あらゆる関係者の主体的な参画によって水災害に強い地域づくりを推進する等、危機管理体制の構築、強化を図る。



河川管理者・国・自治体が連携した意見交換の実施
(令和6年度 京丹波町流域治水意見交換会(国・府・町))

また、水位周知を行う高屋川、上林川、棚野川において、速やかな情報伝達を行い、市町による住民避難措置や水防活動の一層の支援を図っていくとともに、圏域内河川の危機管理型水位計及び簡易型河川監視カメラを活用した監視体制の充実を図るなど、洪水時の危険度を容易に把握し、住民の適切な避難判断、行動を支援できるように洪水情報等の収集及び提供を実施していく。

さらに、現在実施中の河川水位・降雨に関するリアルタイム情報や圏域内河川の浸水リスクの情報に加え、河川整備の整備効果等の情報発信を行うなど、あらゆる情報の伝達手段や内容の拡充・改善を行い、地域住民の防災意識の啓発を図るとともに、関係市町と協力して、各種ハザードマップの普及や避難訓練等の実施を行うなど、住民の避難誘導体制の整備を推進していく。

3.3 流域治水の推進

近年の気候変動による水災害の激甚化・頻発化により、整備の途中段階や河川整備計画の目標が達成された場合においても、想定を上回る洪水や施設能力を上回る洪水が発生する恐れがある。

そのため、集水域と河川、氾濫域を含めた源流から河口までの流域全体のあらゆる関係者（国・府・市町・企業・住民等）が協働し、ハード・ソフト一体となった総合的・多層的な治水対策として被害を軽減させる「流域治水」に取り組む必要がある。

由良川水系では、令和2年8月に国・京都府・兵庫県・市町・外郭団体・企業からなる「由良川水系流域治水協議会」を設立し、河川管理者と流域内の関係者間でそれぞれの取組やその進捗状況について情報共有を行っており、流域内の関係者が実施している取組をとりまとめた「由良川水系流域治水プロジェクト」を令和3年3月に策定・公表した。

本プロジェクトに基づき、雨水貯留施設の整備等の「氾濫をできるだけ防ぐ・減らすための対策」、土地利用に関するルールづくり等の「被害対象を減少させるための対策」、河川管理者、自治体、民間団体などによる水防災教育の普及等の「被害の軽減、早期復旧復興のための対策」を流域一体となって取り組んでいく。

また、京都府では、引き続き着実な河川整備を推進するとともに、治水効果の見える化・定量化及び浸水想定区域などのリスク情報を提供することにより、流域住民をはじめとした関係者に「流域治水」の深化を図り、自分事化してもらうことでより多くの関係者の参画に努めるとともに、防災・減災対策を推進する。



流域治水イメージ図

3.4 豊かな自然環境との触れあい

本圏域の河川は手つかずとも言える豊かな自然環境に恵まれており、このような河川との触れあいを通して、河川の機能や豊かさを実感でき、さらには川の優しさや恐ろしさ、あるいは自然の大切さなど多くのことを学ぶことができる。

このため、本圏域の河川では、豊かな自然に直接触れあうことができるフィールドとして利用され、さらに、未来を担う子ども達にとっても、河川が貴重な自然体験の場として一層積極的に活用されるよう、地域と連携しながら安全で豊かな水辺空間を守り育てることに努める。

3.5 由良川上流圏域の健全な水環境に向けての取り組み

由良川上流圏域の水量、水質の維持については、源流から河口に至るまでの水系全体の問題としてとらえ、啓発活動など流域住民や関係機関とより一層連携を図る。

また、山が荒廃すると木々が流出し、流木が橋梁などに滞留することによって、河積断面が阻害され、溢水する事例が見受けられる。そのため、今後は山地や森林の管理も流域治水対策の一環として捉え森林の果たす水源涵養機能が十分保たれるよう、森林の管理、保全について関係機関等と連携を図っていくものとする。

一級河川 由良川水系

由良川下流圏域河川整備計画

(最終案)

令和7年12月

京都府

目 次

第1章 河川整備計画の目標に関する事項	1
1.1 圏域及び河川の概要	1
1.2 河川整備の現状と課題	4
1.2.1 洪水等による災害の発生の防止又は軽減に関する現状と課題	4
1.2.2 河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持に関する現状と課題	9
1.2.3 河川環境に関する現状と課題	10
1.3 河川整備計画の目標に関する事項	11
1.3.1 計画対象区間	11
1.3.2 計画対象期間	11
1.3.3 洪水等による災害の発生防止または軽減に関する目標	11
1.3.4 河川の適正な利用、流水の正常な機能の維持に関する目標	12
1.3.5 河川環境の整備と保全に関する目標	12
第2章 河川整備の実施に関する事項	13
2.1 河川工事の目的、種類及び施行の場所	13
2.1.1 八戸地川	13
2.1.2 宮川	15
2.1.3 牧川	17
2.1.4 和久川	19
2.1.5 相長川	21
2.1.6 大谷川	23
2.1.7 大砂利川	25
2.1.8 榎原川	27
2.1.9 弘法川	29
2.1.10 法川	31
2.1.11 犀川	33
2.1.12 内水対策について	36
2.1.13 局部的な改良工事等について	37
2.2 河川の維持の目的、種類及び施行の場所	38
2.2.1 河川の維持の目的	38
2.2.2 河川の維持の種類、施行の場所	38
第3章 その他河川整備を行うために必要な事項	39
3.1 地域住民や自治体と連携した防災に関するソフト対策の推進	39
3.2 地域住民と連携した河川整備・河川管理の推進	39
3.3 豊かな自然環境及び文化的景観との触れあいと保全	39
3.4 由良川下流圏域の健全な水環境に向けた取り組み	40
3.5 流域治水の推進	40

第1章 河川整備計画の目標に関する事項

1.1 圏域及び河川の概要

由良川はその源を京都、福井、滋賀の府県境付近の杉尾坂に発し、棚野川、高屋川、上林川をはじめとする支川を合わせながら東から西に流下し、福知山市において土師川と合流した後、大きく湾曲し流路を北東に変え、牧川、宮川を合流して舞鶴市と宮津市との市境において日本海に注ぐ、幹川流路延長 146km、流域面積 1,880km²の一級河川である。

由良川下流圏域（新綾部大橋から上流約 700m 地点から下流域）の由良川本川（直轄管理区間）の流路延長は 54km、流域面積は 897km²であり、由良川流域全体の約 5 割弱を占めている。圏域内には支川 84 河川があり、4 市 1 町（福知山市、舞鶴市、綾部市、宮津市、京丹波町）にまたがっている。

圏域の地形は約 6 割を山地が占め、福知山盆地部に発達した長田野、以久田野、味方平などの洪積台地や河岸段丘、扇状地など種々の地形がある。下流域では狭隘な平地を形成しており、その西岸には大江山（標高 833m）が突出している。福知山市夜久野町と兵庫県朝来市の境界にある宝山（別称・田倉山）は数十万年前に活動した京都府内唯一の火山で、裾野の夜久野ヶ原は宝山の噴火によってできた溶岩台地である。

圏域の代表的な地層は舞鶴帯と丹波帯（I 型地層群と II 型地層群）から成り、中部の一部に超丹波帯を含んでいる。丹波帯の地質は頁岩、砂岩、チャート、石灰岩及び玄武岩から成り、舞鶴帯の地質は泥岩、砂岩、玄武岩、チャート、礫岩及び石灰岩から成る。

植生は大江山や宮川沿い等にミズナラやブナなどの原生林があるが、その他はほとんどがスギ、ヒノキの人工林かアカマツ、コナラを主とする二次林で、由良川本川沿い及び支川下流部ではオギ・ヨシ・ツルヨシ・ヤナギ類群落が多く見られる。大江山周辺や宮川中上流にはシイやブナ等の特定植物群落に指定されている区域や京都の自然 200 選に選ばれている区域もあり、自然豊かで貴重な植生が残されている。

気候は日本海気候区に属し、年平均気温は 16~17°C であり、夏季は 26~28°C、冬季は氷点下になることはほとんどない。年平均降雨量は 1,500~2,100mm 程度で、圏域の南東部から北西部に移るにしたがって冬季に降雨量が大きくなる傾向がある。

圏域を構成する市町の人口は約 22 万人（令和 2 年時点）で、近年 30 年間に 8% 減少しているとともに、高齢化が進展し圏域の 3 人に 1 人が 65 歳以上である。また、産業別就業人口は第一次産業が約 5%、第二次産業が約 27%、第三次産業が約 68% となっており、第三次産業が年々増加している。

圏域の基幹産業は長田野工業団地、綾部工業団地等を中心とした機械金属関係等の多くの製造業が立地している。

圏域中央部の福知山周辺では古くから道路が整備され、日本海沿岸、山陰地方と京阪神方面をつなぐ交通の要所となっている。現在では国道 9 号、近畿自動車道敦賀線、京都縦

貫自動車道及びJR山陰本線、福知山線、京都丹後鉄道などが通過している。

福知山市には明智光秀により拡張整備された福知山城があり、福知山市のシンボルとなっている。福知山市大江町には伊勢神宮の元宮といわれる皇大神社（元伊勢内宮）と豊受神社（元伊勢外宮）があり、天岩戸神社（岩戸山）とともに元伊勢三社として周辺の豊かな森林と合わせ、永い間信仰の対象とされてきた。また、圏域内には豊かな水の恵みを背景に縄文・弥生遺跡や古墳が多く残されており、なかでも私市円山古墳は京都府内最大の円墳で国の史跡に指定されている。

宮川上流部等は丹後天橋立大江山国定公園や京都の自然200選に選定されており、地域の象徴的存在として人々に親しまれている優れた自然環境を有する地域である。

また、雲原川上流部に位置する雲原砂防施設群は我が国の砂防計画の先駆けとして、平成18年7月に砂防施設としては初めて国の登録記念物に登録された。それを契機に地域の活性化に向けた様々な取り組みが行われている。

このような、圏域の優れた景観を有している地域では、平成16年10月台風23号の災害復旧工事等においても、自然環境や歴史的価値のある施設などと調和を図る河川工事を行っており、今後もこうした取り組みを進めることとしている。



図1-1 由良川下流圏域の位置図

表 1-1 由良川下流圏域河川整備計画対象河川一覧

	左右岸	支川			流域面積 (km ²)	流路延長 (m)		支川	流域面積 (km ²)	流路延長 (m)	
		一次支川	二次支川	三次支川							
1	左	大迫川			2.6	687	43	左	和久川	58.7	11,698
2	左	馳出川			0.5	700	44		鴨谷川	1.9	3,095
3	左	和江谷川			2.5	1,123	45		加津良川	3.0	1,657
4	右	土佐川			2.4	1,373	46		榎原川	10.2	4,535
5	左	丸田川			1.5	1,365	47		堺川	3.2	2,225
6	左	八戸地川			6.1	3,687	48	左	弘法川	11.1	6,227
7	右	真壁川			2.3	1,942	49		弘法川放水路		424
8	右	久田美川			12.7	4,798	50	左	法川	3.3	1,500
9		池田川			5.0	2,485	51	左	土師川	198.9	40,627
10	左	岡田川			29.1	12,944	52		竹田川	12.5	2,000
11		富室川			3.7	2,883	53		大内川	7.2	3,027
12		平川			5.5	3,255	54		田野川	4.2	3,065
13		下見谷川			4.8	3,198	55		平石川	4.7	2,483
14		長谷川			1.8	2,045	56		寺尾川	8.5	4,690
15	右	宇谷川			5.8	4,213	57		川合川	34.1	10,068
16	左	桧川			15.6	9,185	58		台頭川	4.1	2,073
17		滝川			25.5	4,508	59		細見川	16.4	5,688
18	右	田中川			3.8	2,245	60		西松川	4.7	2,920
19	左	三河川			3.3	1,243	61		岬ヶ鼻川	2.6	2,905
20	右	枯木川			2.3	1,371	62		友淵川	8.0	4,899
21	左	宮川			66.7	9,395	63		猪鼻川	9.8	3,409
22		雲原川			32.2	11,998	64		加用川	1.8	1,315
23		玉川			1.7	383	65		奥山川	2.0	745
24		北原川			7.1	2,523	66		井尻川	14.9	7,356
25	左	蓼原川			3.2	1,285	67		東又川	4.0	2,556
26	右	尾藤川			8.6	3,440	68	右	大砂利川	1.8	1,906
27	左	谷河川			2.7	2,335	69	左	大谷川	10.8	3,590
28	右	在田川			6.1	2,849	70	右	相長川	9.9	4,793
29	左	花倉川			12.2	7,240	71	左	荒倉川	5.6	2,928
30	左	大呂川			13.0	6,340	72	右	犀川	59.1	13,774
31	左	牧川			156.9	29,060	73		伊路屋川	7.4	3,360
32		佐々木川			24.3	8,693	74		西坂川	5.4	4,318
33		宮垣川			3.4	1,738	75		天野川	2.2	1,279
34		千原川			10.5	4,437	76		白道路川	2.1	2,333
35		深山川			2.5	1,095	77		向田川	8.3	4,567
36		畠川			24.8	6,435	78		西方川	6.1	4,203
37		小畠川			4.6	3,338	79	左	安場川	7.2	4,503
38		額田川			3.9	1,388	80	右	八田川	42.0	11,403
39		末川			5.3	2,118	81		小呂川	6.7	2,204
40		東川			4.7	2,034	82		上八田川	11.1	2,921
41		大油子川			3.3	1,853	83		大谷川	3.8	2,388
42		直見川			17.0	6,348	84	左	田野川	4.5	2,375
					合計	34	42		8		

注) 支川を持つ河川の流域面積には、支川の流域面積も含まれています。

1.2 河川整備の現状と課題

1.2.1 洪水等による災害の発生の防止又は軽減に関する現状と課題

(1) 治水事業の経緯

由良川本川の本格的な改修事業は戦後間もない昭和 22 年に直轄事業として着手され、綾部から福知山までの築堤・護岸工事を中心に進められた。

昭和 41 年に策定された工事実施基本計画では昭和 28 年 9 月の台風 13 号出水に鑑み、福知山地点での基本高水のピーク流量を $6,500\text{m}^3/\text{s}$ とし、上流の大野ダム（昭和 36 年完成。現在、京都府で管理）により $900\text{m}^3/\text{s}$ の洪水調節を行うこととされた。これらの計画にもとづき、福知山や綾部など中流部においては築堤工事や河道掘削がすすめられるとともに、福知山市内の内水対策として、支川改修や排水機場の整備が順次行われた。また、下流部においては低水路部の拡幅掘削工事が行われるとともに、平成 2 年より輪中堤整備や宅地嵩上げを行う水防災対策が開始された。

現在、由良川水系河川整備基本方針（平成 11 年策定、令和 5 年変更）、由良川水系河川整備計画（平成 15 年策定、25 年変更）に基づき、由良川（直轄管理区間）では整備が進められているところである。

また、昭和 28 年と 34 年の 2 つの大きな洪水被害を契機に行われた和久川改修は和久川と弘法川を分離し、和久川については捷水路にて由良川に直接合流させ、弘法川については和久川下をサイホンにて横過させ、当時の和久川河道に導き荒河水門地点にて由良川に合流させるものとして、昭和 39 年着手、昭和 49 年に完成している。また、法川排水機場が昭和 48 年に着手し、平成 13 年に完成（排水容量 $12\text{m}^3/\text{s}$ 、直轄事業で施工）している。

一方、京都府が管理している河川については河川災害復旧事業や国の本川改修に合わせた河川改修事業を進めてきたところである。

由良川に流入する最大の支川である土師川は、昭和 58 年の洪水により、旧三和町および福知山市では、激甚な被害を受けた。そのため、災害復旧とあわせて改良工事を行える災害復旧助成事業によって、総延長約 49.4km の改修が昭和 58 年～62 年度の 5 箇年で進められ、昭和 63 年 3 月に完成した。工事は上下流の整合を図りつつ、保水遊水機能を確保しつつ、霞堤・不連続堤・山付堤を築き、河川の断面の拡大、護岸の整備を行い、流下能力の向上と洪水位の低下を図るものとした。同時に、橋梁・井堰・樋門等の諸施設の改築も実施した。

和久川、弘法川の他、牧川及び宮川などでは、国の本川改修に合わせ、河川法施行令第 2 条第 7 号の規定により由良川合流点から一定区間は国が、その上流は府が河川改修事業を行っている。

また、平成 26 年 8 月豪雨では福知山市街地において大規模な内水氾濫が発生したこ

とから、弘法川及び法川の流域において、国・府・市から成る「由良川流域（福知山市域）における総合的な治水対策協議会」の検討結果等を踏まえ、概ね5年の短期の取り組み（以下、「短期対策」という。）として、平成26年8月豪雨と同程度の降雨が発生した場合での床上浸水被害の概ね解消を目指し、関係機関と連携した一体的な対策を実施した。

府の役割分担として、弘法川については、国及び市の内水対策と連携を図る区間（ $L=3.0\text{km}$ ）において、法川については、国及び市の内水対策と連携を図る区間（ $L=1.4\text{km}$ ）において、平成26年8月豪雨の洪水に対して河川から溢れないよう流下能力が不足している区間の河川改修を実施した。さらに、弘法川流域において、調節池（効果量20万m³）及び排水機場（救急排水ポンプ等11m³/s）を整備した。また、この短期対策に合わせて、国は排水機場のポンプ増強や新設、福知山市は貯留施設等の整備や流域における効果的な雨水流出抑制対策を進め、令和2年5月に総合的な治水対策が概成した。

犀川では、昭和27年に策定した犀川河川改修全体計画に基づき整備を行い、平成18年に概成したが、橋梁等において一部流下能力が著しく不足している区間があり、引き続き整備を行う必要がある。

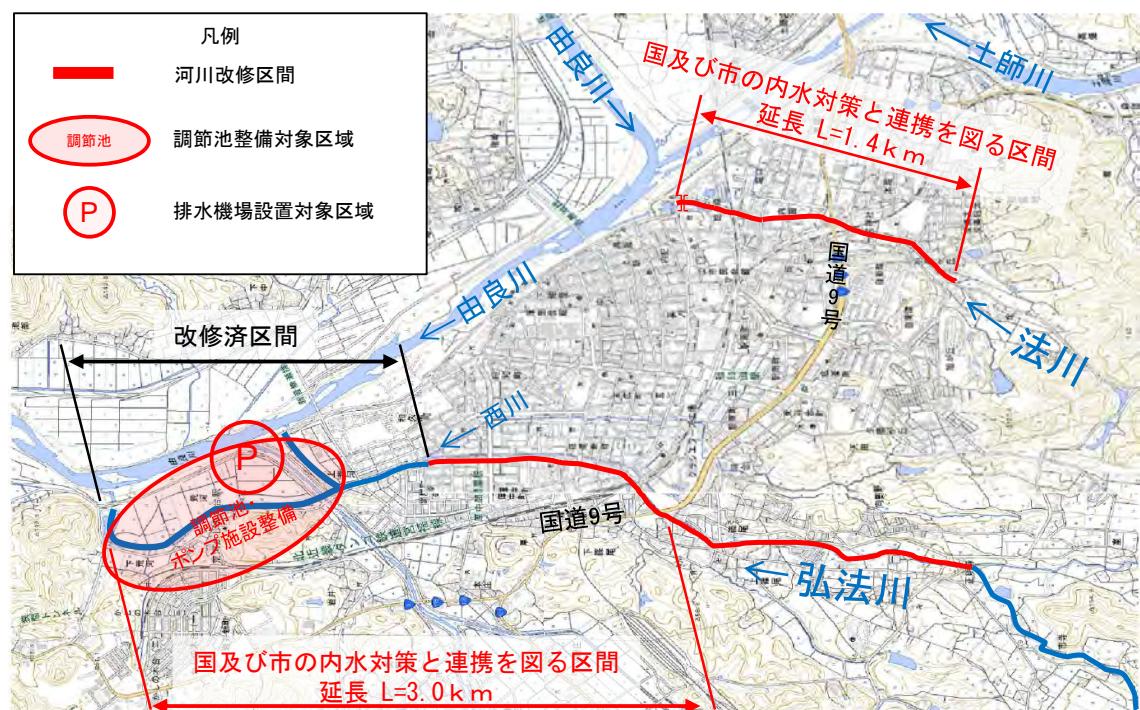


図1-2 内水対策（弘法川及び法川流域）

表 1-2 由良川本川における主な既往水害一覧

西暦	発生年月日	要因	総雨量 (mm)	最高水位 (m)	最大流量 (m ³ /s)	被害状況
1953	昭和28.9.25	台風13号	360.2	7.80	6,500	災害救助法適用、死者36人、行方不明者1人、負傷者893人、家屋流出205戸、全壊1,178戸、半壊1,432戸、床上浸水5,307戸、床下浸水2,458戸
1959	昭和34.9.26	伊勢湾台風 (15号)	247.6	7.10	4,384	災害救助法適用、死者2人、行方不明者1人、負傷者28人、家屋流失24戸、全壊19戸、半壊214戸、床上浸水4,455戸、床下浸水2,450戸
1961	昭和36.10.28	台風26号	234.8	5.33	2,402	災害救助法適用、床上浸水767戸、床下浸水1,540戸、住宅被害176戸
1965	昭和40.9.17	秋雨前線 台風24号	473.6	5.41	2,833	家屋全壊4戸、半壊48戸、損壊327戸、床上浸水411戸、床下浸水1,534戸
1972	昭和47.9.16	台風20号	188.1	6.15	4,063	負傷者5人、家屋全壊4戸、半壊33戸、床上浸水527戸、床下浸水1,024戸
1982	昭和57.8.1	台風10号	188.3	5.45	3,636	床上浸水40戸、床下浸水65戸
1983	昭和58.9.28	台風10号	245.6	5.57	3,608	床上浸水23戸、床下浸水49戸
1990	平成2.9.20	台風19号	250.3	4.64	2,469	床下浸水62戸(非住家含む)
1995	平成7.5.12	低気圧	177.1	4.23	2,242	床上浸水1戸、床下浸水3戸
1998	平成10.9.22	台風7号	144.9	4.49	2,178	床下浸水5戸(内4戸は非住家)
1999	平成11.6.30	梅雨前線	121.5	4.57	2,203	床上浸水1戸、床下浸水1戸
2004	平成16.10.20	台風23号	288.7	7.55	5,285	災害救助法適用、死者5人、床上浸水1,251戸、床下浸水418戸
2013	平成25.9.15	台風18号	299.0	8.30	5,400	災害救助法適用、床上浸水1,157戸、床下浸水1,303戸
2014	平成26.8.16	平成26年8月豪雨	178.0	6.48	3,516	災害救助法適用、死者1人、床上浸水1,995戸、床下浸水2,430戸
2017	平成29.10.21	台風21号	245.6	7.39	4,270	災害救助法適用、床上浸水99戸、床下浸水104戸
2018	平成30.7.6	平成30年7月豪雨	380.5	6.52	3,574	災害救助法適用、床上浸水226戸、床下浸水337戸

出典：2004 年までは、国土交通省福知山河川国道事務所資料 HP(主要洪水記録)

2013 年以降は、国土交通省 HP(災害・防災情報)

水位・流量は福知山観測所、総雨量は流域平均雨量

(2) 治水に関する現状と課題

近年に発生した平成 16 年 10 月台風 23 号の降雨は時間最大雨量 40～50 mm/hr 程度とそれほど大きくはないが、20 mm/hr 以上の雨が 5 時間以上続き、流域の広い由良川本川では計画高水に匹敵する洪水をもたらした。一方で、この洪水を流域の小さい府管理河川で評価すると、概ね 10 年から 30 年に 1 回程度の確率規模と推定されるが、圏域内の河川は全体的に整備率が低く、未整備区間の破堤や越水、由良川本川水位の上昇による内水氾濫により、民家や田畠の浸水被害が圏域全体で多数発生した。

このため、由良川下流部（直轄管理区間）では平成 16 年 10 月台風 23 号洪水により、甚大な被害を受けたことに鑑み、平成 16 年度から輪中堤、宅地嵩上げ、緊急避難路等を概ね 10 年間で行う由良川下流部緊急水防災対策事業を実施してきた。これらの事業が進められる中、平成 25 年 9 月の台風 18 号により、中流部の福知山地点では、平成 16 年 10 月台風 23 号洪水を上回る観測史上最大の水位を記録するなど、由良川本川の中流部の堤防や下流部の輪中堤等の未整備箇所からの溢水により、甚大な浸水被害が発生した。このような甚大な被害の発生を受け、概ね 10 年間で、下流部の整備や中流部の連続堤の整備を推進する緊急治水対策が実施されている。

このように本川の整備が進められる中、府管理河川では、宮川、牧川の国庫補助事業による河川改修事業の他は災害復旧事業や府単独事業での河川改修の実施にとどまっている状況である。昭和 28 年、34 年、58 年の洪水等をはじめ、圏域では度重なる洪水による家屋浸水被害が発生しており、近年においても平成 16 年台風 23 号洪水により牧川、宮川で甚大な被害が発生したほか、局地的、集中的で激甚な豪雨であった平成 26 年 8 月豪雨により、弘法川及び法川で大規模な浸水被害が発生した。

また、平成 29 年台風 21 号及び平成 30 年 7 月豪雨により、由良川沿川では甚大な浸水被害が発生し、内水氾濫による浸水被害が顕在化した。

さらに令和 5 年台風 7 号では、綾部市、福知山市、舞鶴市にまたがる地域で局地的な大雨により、河川の越水による浸水被害の発生や土石流による住宅の一部破損等の甚大な被害が発生した。

近年の大規模な浸水被害が発生している状況等に鑑み、圏域の河川の治水安全度を早急に高めることが求められているが、依然として圏域の河川の整備率は低く、改修を必要とする全区間について整備を行うことは予算的、時間的な制約もあり困難であるため、緊急性や実現性を踏まえ重点的かつ効率的に整備を進めていく必要がある。

また、局部的な改良や護岸の補修、堆積土砂の除去、河道内樹木の伐採等の維持管理により、現状の治水安全度を維持する必要がある。

さらに、温暖化による洪水の増大等も考えられることから、被害の軽減を目的として、水防活動や避難行動など、地域住民や各防災機関の自助・共助・公助に資する防

災情報の充実・提供・共有化に努めるとともに、水防訓練や防災教育を通じて、効果的に地域の防災力を高める取り組みを進めていく必要がある。

表 1-3 平成 16 年台風 23 号による
府管理河川の浸水家屋被害

河川名	市町村名	被災家屋棟数(棟)			
		床下 浸水	床上 浸水	全壊 流失	合計
宮川	福知山市	12	16		28
牧川		33	21	2	56
直見川				1	1
和久川		10	10		20
堺川		1			1
相長川		1	2		3
大谷川		14	7		21
土師川		10	9		19
井尻川		7			7
犀川		28			28
西方川	綾部市	2	2		4
安場川		2			2

出典：水害統計

表 1-4 平成 26 年 8 月豪雨による
府管理河川の浸水家屋被害

河川名	市町村名	被災家屋棟数(棟)			
		床下 浸水	床上 浸水	半壊	合計
榎原川	福知山市	22	10		32
弘法川	福知山市	767	580		1,347
相長川	福知山市	101	30		131
土師川	福知山市	164	97		261
尾藤川	福知山市	8	5		13
法川	福知山市	149	318		467
和久川	福知山市	13	1		14
蓼原川	福知山市	54	13		67
犀川	綾部市	14			14

出典：水害統計

表 1-5 平成 29 年台風 21 号による
府管理河川の浸水家屋被害

河川名	市町村名	被災家屋棟数(棟)			
		床下 浸水	床上 浸水	半壊	合計
雲原川	福知山市	1			1
宮川	福知山市	9	10		19
枯木川	福知山市	51	6		57
在田川	福知山市	1	1		2
上林川	綾部市	19	7		26
相長川	福知山市	17	7		24
土師川	福知山市		1		1
八田川	綾部市	1			1
尾藤川	福知山市	9	6	3	18
牧川	福知山市	1			1
和久川	福知山市		1		1

出典：水害統計

表 1-6 平成 30 年 7 月豪雨による
府管理河川の浸水家屋被害

河川名	市町村名	浸水家屋数(戸)		
		床下 浸水	床上 浸水	合計
大呂川	福知山市			1
大砂利川		1		1
谷河川		11	4	15
三河川			3	3
枯木川		12	10	22
田中川		1	1	2
蓼原川		10	31	41
土師川		48	56	104
弘法川		93	105	198
牧川		19	47	66
相長川		9	4	13
大谷川		13	4	17
法川			1	1
和久川		6	1	7
烟川		10		10
直見川		1		1
宮川		7	2	9
雲原川		4	2	6
在田川		0	2	2
尾藤川		3	8	11
犀川	綾部市	78	27	105

福知山市被害家屋調査結果、水害統計

表 1-7 令和 5 年台風 7 号による
府管理河川の浸水家屋被害

河川名	市町村名	浸水家屋数(戸)		
		床下 浸水	床上 浸水	合計
犀川	綾部市	97	32	129
伊佐津川	綾部市	3		3

綾部市「8月 14 日からの台風第 7 号の接近に伴う豪雨による被害等状況について（最終報）」報告書

1.2.2 河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持に関する現状と課題

由良川下流圏域は豊かな自然環境に恵まれており、山地部では川下りや生物採集等の活動が行われ、市街地部では地域住民の憩いの場としての親水性やホタル等の生息環境に配慮した川づくりが府民の積極的な参画・協働のもとで行われている。また、由良川本川では花火大会等の祭りなど、河川空間を利用した様々なイベントが開催され、地域住民の憩いの場となっている。

水利用は耕作地としての土地利用が沿川で数多く見られ、灌漑用水が大半を占めており、近年水需要に大きな変化はない。過去に渇水による大きな被害の報告はなく、安定した水利用がなされている。

水質については、環境基準の A 類型を満足する状況で推移している。なお、圏域の環境基準の類型指定は、環境基準点の全てで A 類型の BOD 2 mg/L 以下に指定されている。また、河川に生息する生物の状況から判断される生物学的水質階級（全国水生生物調査における水質階級、環境省）は、4 階級評価のうち上位 2 階級の評価となっている。

また、令和 5 年 8 月に犀川流域において、有機フッ素化合物（PFOS・PFOA）が国の定める暫定指針値（50ng/L）を超過する値が検出されたため、発生源と推察される事業場については、水処理の改善を指導するとともに、継続的にモニタリングを実施している。

今後とも、山地部では豊かな自然環境を生かした活動や、環境学習、自然体験の場としての河川空間づくりに、市街地部では地域の憩いの場として親水性や安全性などに配慮した川づくりに努めるとともに、適正な水利用が図られるように、良好な水質、水量の保全に努める必要がある。



図 1-3 生物採集（犀川）



図 1-4 サケ稚魚の放流（由良川）

1.2.3 河川環境に関する現状と課題

圏域の自然環境については国の特別天然記念物のオオサンショウウオ（府絶滅危惧種）をはじめ、アブラハヤ、チュウガタスジマドジョウ（ともに府絶滅寸前種）、オヤニラミ（府絶滅危惧種）等の貴重な生物が確認されており、全国でも魚や植物等の種類が多い河川であり、生物の多様性を有する自然が豊かな環境である。

また、由良川はサケの遡上する河川であり、貴重な自然環境として地域の人々の誇りとなっている。

今後の河川整備に際してはこの豊かな自然環境に十分配慮するとともに、川本来の変化に富んだ水辺創出など、多様な生物が生息・生育する河川環境の保全に努める必要がある。また、堰や落差工により魚類等の縦断方向の連続性が損なわれている箇所については魚道整備等を必要に応じて検討する必要がある。

宮川上流部等は丹後天橋立大江山国定公園や京都の自然200選に選定されており、地域の象徴的存在として人々に親しまれている優れた自然環境である。また、雲原川上流部の砂防施設群は国の登録記念物にも登録され、景観に優れた地域であることから、河川改修に際しては周囲の景観に配慮した整備を行う必要がある。



オオサンショウウオ



アブラハヤ



スジシマドジョウ



オヤニラミ

図1-5 圏域の貴重な生物

魚写真出典：東山憲行



図1-6 周辺の景観にとけ込むえん堤
(雲原砂防施設群)

1.3 河川整備計画の目標に関する事項

1.3.1 計画対象区間

本整備計画の対象区間は由良川下流圏域にある府管理の一級河川の区間とする。

1.3.2 計画対象期間

本整備計画の対象期間は、変更から概ね 30 年間とする。

なお、本整備計画は現時点（令和 7 年度）の圏域の社会状況、自然環境及び河道状況等を踏まえ作成するものであり、今後これらの状況の変化や新たな知見等により適宜見直しを行う。

1.3.3 洪水等による災害の発生防止または軽減に関する目標

圏域の整備計画の目標は、平成 16 年台風 23 号洪水と同規模の洪水を安全に流下させることを目指すこととする。

しかし、圏域には改修を必要とする区間が多く残り、平成 16 年台風 23 号洪水でも圏域のほぼ全域において被害が発生し、平成 26 年 8 月豪雨においては局地的、集中的な被害が発生したが、それら全てについて直ちに被害軽減を図ることは予算的、時間的な制約があり困難であるため、本整備計画では、緊急性や実現性を踏まえ、重点的かつ効率的に整備を行うこととし、平成 16 年台風 23 号出水及び平成 26 年 8 月豪雨における民家浸水被害状況や、直轄事業との連携などを総合的に勘案し、八戸地川、宮川、牧川、和久川、相長川、大谷川、大砂利川、榎原川、弘法川、法川について、優先的かつ重点的に整備を行うこととする。このうち牧川及び榎原川以外の整備対象河川については平成 16 年台風 23 号洪水が概ね 10 年に 1 回程度発生する降雨規模（毎年、1 年間にその規模を超える洪水が発生する確率が 1/10（10%）程度である）で生ずる洪水に相当することから、整備目標を達成する上での降雨規模を 10 年に 1 回程度とする。

一方、牧川では平成 16 年台風 23 号洪水が概ね 30 年に 1 回程度発生する降雨規模で生ずる洪水に相当することから、整備目標を達成する上での降雨規模を 30 年に 1 回程度とする。榎原川では下流の流下能力と整合を図り、かつ、平成 26 年 8 月豪雨による洪水規模を勘案して、整備目標を達成する上での降雨規模を 3 年に 1 回程度とする。これにより、八戸地川、宮川、牧川、和久川、相長川、大谷川、大砂利川では、平成 16 年台風 23 号洪水、榎原川では平成 26 年 8 月豪雨と同規模の洪水を安全に流下させることが可能となる。

平成 29 年台風 21 号及び平成 30 年 7 月豪雨では、福知山市大江町河守・公庄地区において 2 年連続で大規模な内水被害が発生したことから、国・府・市から成る「由良川大規模内水対策部会」での検討結果等を踏まえ、平成 29 年台風 21 号と同程度の降雨が発生し

た場合での床上浸水被害の概ね解消を目指し、国・府・市が連携・協力した一体的な対策を実施する。

犀川では、平成30年7月豪雨及び令和5年台風7号の洪水により綾部市物部・志賀郷地区において浸水被害が発生したことから、浸水被害の早期効果発現を踏まえ、整備目標を達成するまでの降雨規模を10年に1回程度とする。これにより、平成30年7月豪雨及び令和5年台風7号の洪水により家屋浸水被害の発生した地区的被害軽減を図ることが可能となる。

また、圏域内のその他の河川についても、局部的な改良、洪水等による被災箇所の復旧、治水上の支障となる堆積土砂の除去、堤防除草等により治水機能の適正な維持に努める。

さらに、河川管理者が実施する従来の河川改修だけでは対応が困難であることから、流域のあらゆる関係者が、治水、利水、環境、利用のそれぞれの課題が相互に関連していることを理解し、情報や問題意識を共有しながら連携・協働していく必要がある。

そのため、今後は気候変動の影響や社会状況の変化などを踏まえ、流域のあらゆる関係者が協働して、①氾濫をできるだけ防ぐ・減らすための対策、②被害対象を減少させるための対策、③被害の軽減及び早期復旧・復興のための対策を流域全体を行う治水対策「流域治水」を推進し、洪水による災害の発生の防止又は軽減を図る。

1.3.4 河川の適正な利用、流水の正常な機能の維持に関する目標

由良川下流圏域では良好な河川環境のもとに利用がなされていることから、今後とも、豊かな自然環境のもと、様々な水辺空間の利用と適正な水利用が図られるように、良好な水質、水量の保全に努める。新たな水需要が発生した場合は、関係機関と調整を行い、水資源の合理的かつ有効な利用の促進を図る。さらに、渇水時における関係機関等の調整が速やかに図られるよう必要な情報の提供に努めるとともに、気候変動の影響による降雨量や除雪・融雪量、流況の変化の把握に努め、関係機関との共有を図る。

また、環境学習や自然体験の場としての河川空間づくりに努める。

1.3.5 河川環境の整備と保全に関する目標

河川環境の保全に関しては川本来の変化に富んだ水辺の創出など多様な生物が生息・生育する豊かな自然環境の保全・再生に配慮した河川整備を行う。また、堰や落差工により魚類等の縦断方向の連続性が損なわれている箇所については魚道整備等を必要に応じて検討し、河川工事の際には、魚類等生態系への影響を最小限に抑えるため、濁水の流下防止に努める。さらに、自然環境や歴史的価値のある施設等と調和を図り、周囲の景観に配慮した河川整備に努める。

第2章 河川整備の実施に関する事項

2.1 河川工事の目的、種類及び施行の場所

2.1.1 八戸地川

平成16年台風23号洪水により、八戸地川下流域の緊急輸送道路に指定されている国道175号が冠水した。このため、平成16年台風23号洪水と同規模（概ね10年に1回程度で発生する降雨規模）の出水を安全に流下させることを目的とし、本川築堤計画における樋門設置予定位置から上流約460mの区間について、付替え河川整備（約200m）と現川部の河道拡幅を行う。なお、整備にあたっては国の築堤事業と連携して実施する。

整備に際しては現況河道内の河原や植生を極力保全し、河道内にみお筋を確保することで自然の営みによって瀬・淵が形成されることを促し、生物の生息・生育・繁殖環境の保全に配慮する。

なお、河川改修を進めていく上で八戸地川の計画流量は次の値とする。

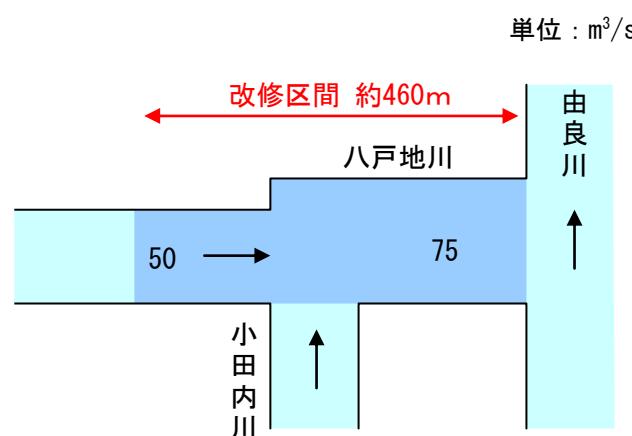


図2-1 八戸地川計画流量配分図

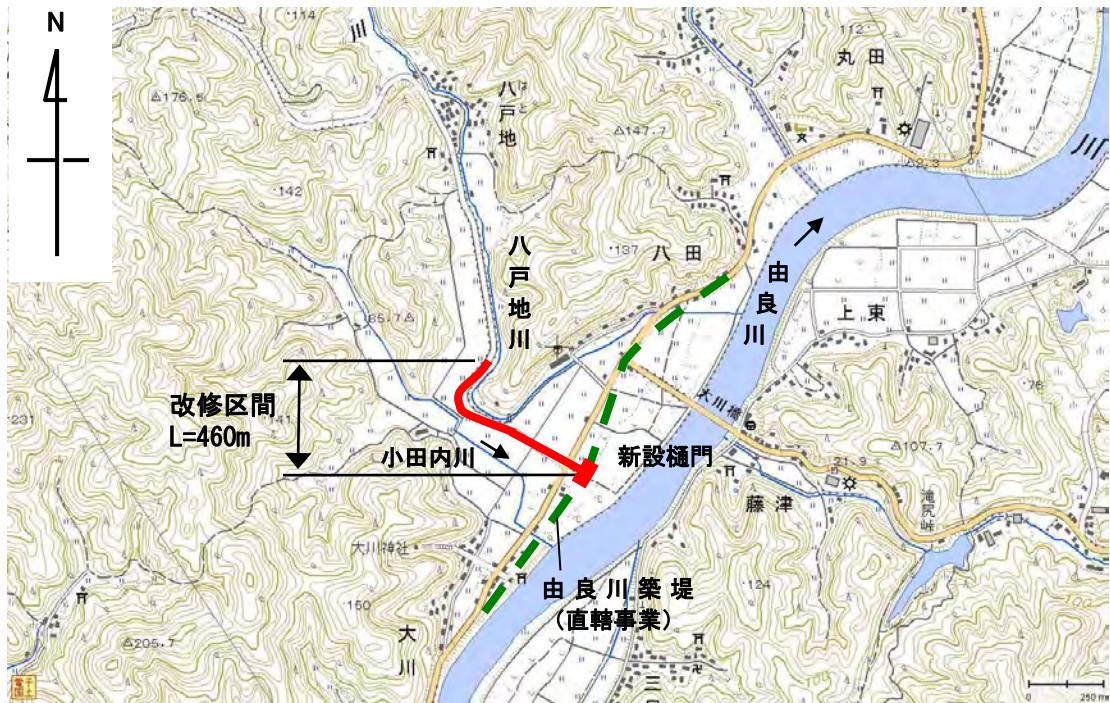


図 2-2 八戸地川改修区間位置図

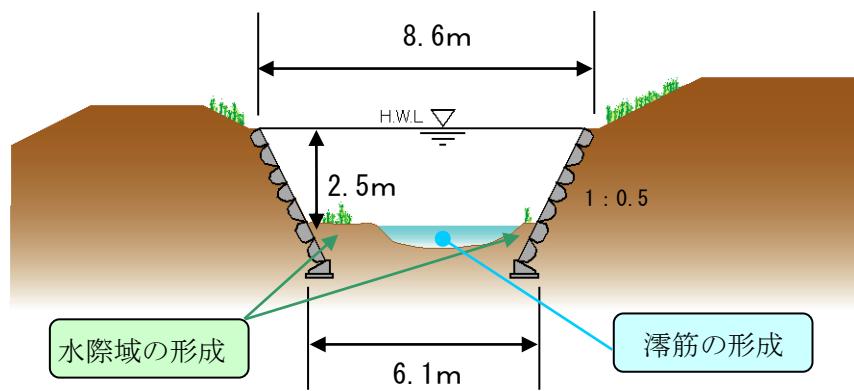


図 2-3 八戸地川標準横断図

2.1.2 宮川

現在の宮川は直轄施工である宮川橋下流を除き、川幅が狭い。そこで、平成 16 年台風 23 号洪水と同規模（概ね 10 年に 1 回程度で発生する降雨規模）の出水を安全に流下させることを目的とし、宮川橋から雲原川合流点までの約 590m 区間について、築堤及び河道拡幅を行う。なお、整備にあたっては由良川本川の計画高水位影響範囲における築堤については国が、低水部の河道拡幅等その他の整備については府が役割分担をして実施する。

整備に際しては、現況河道内の河原や植生を極力保全し、河道内にみお筋を確保することで自然の営みによって瀬・淵が形成されることを促し、生物の生息・生育・繁殖環境の保全に配慮する。

なお、河川改修を進めていく上での宮川の計画流量は次の値とする。

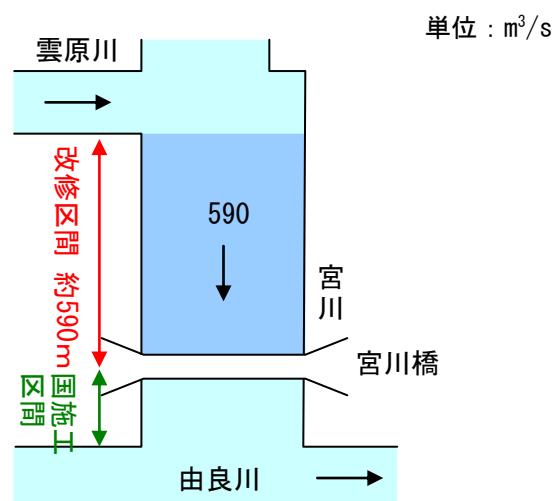


図 2-4 宮川計画流量配分図



図 2-5 宮川改修区間位置図

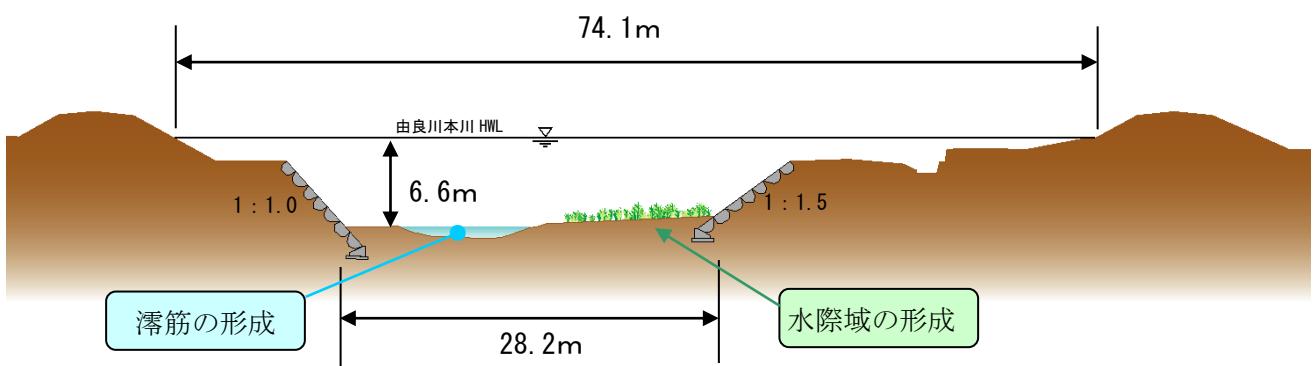


図 2-6 宮川標準横断図

2.1.3 牧川

現在の牧川は直轄施工である牧川橋下流を除き、流下能力が低い。そこで、平成 16 年台風 23 号洪水と同規模（概ね 30 年に 1 回程度で発生する降雨規模※）の出水を安全に流下させることを目的とし、牧川橋から上流約 3,670m の区間について、築堤、河床掘削、橋梁架替、堰改築等を行う。

整備に際しては現況河道内の河原や植生を極力保全し、河道内にみお筋を確保することで自然の営みによって瀬・淵が形成されることを促し、生物の生息・生育・繁殖環境の保全に配慮する。

また、岩端井堰の改築時には魚道整備等により縦断方向の連続性確保に配慮する。

なお、河川改修を進めていく上で牧川の計画流量は次の値とする。

単位 : m^3/s

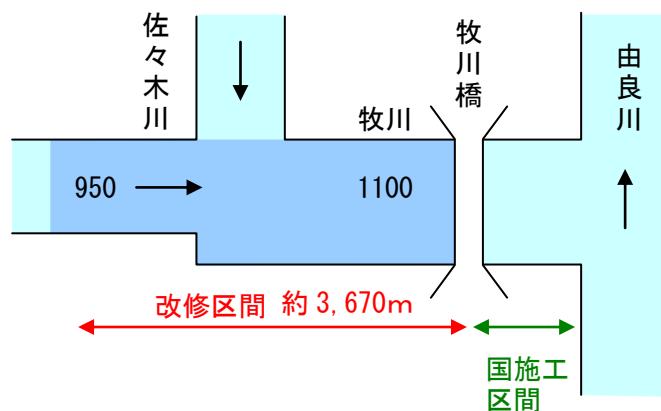


図 2-7 牧川計画流量配分図

※牧川流域における平成 16 年台風 23 号洪水は、圏域の他の地域よりも、降雨強度が大きく、強雨の継続時間が長いため、生起確率を評価すると他の河川よりも大きな規模となった。なお、この計画規模は平成 21 年 8 月洪水もカバーしている。

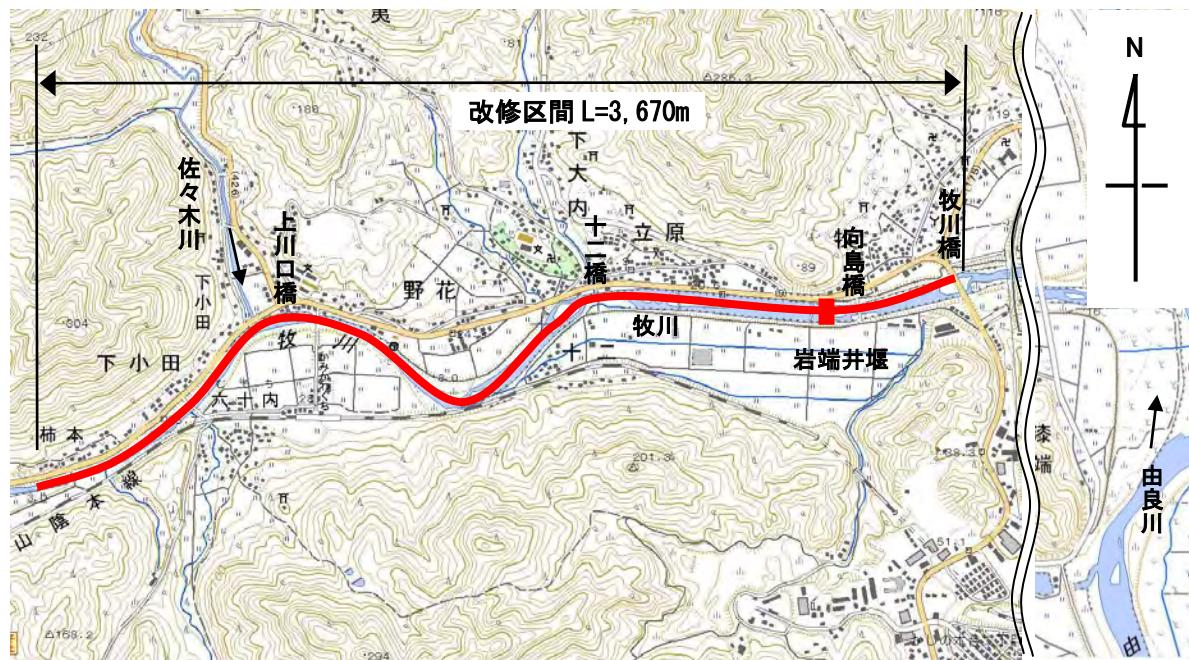


図 2-8 牧川改修区間位置図

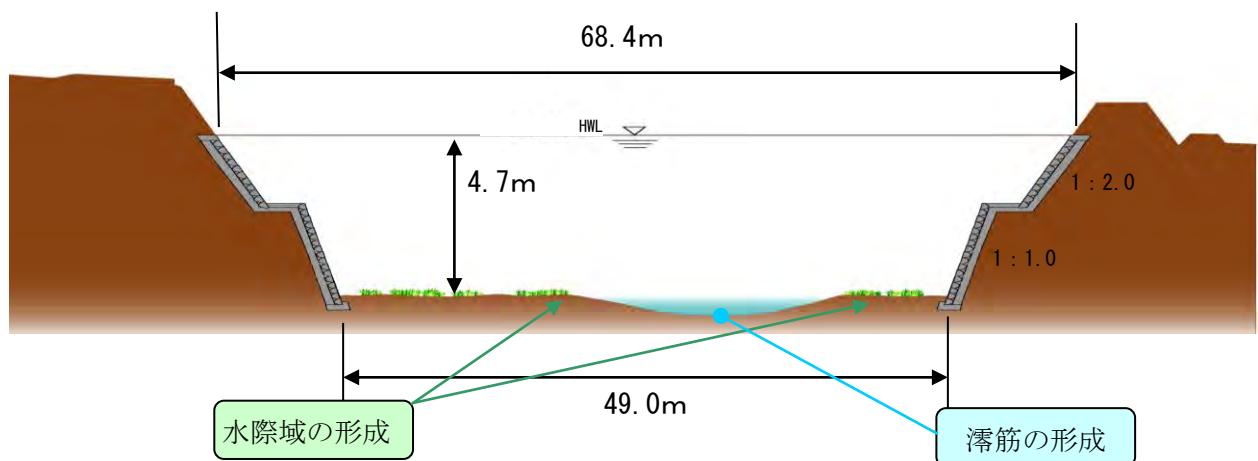


図 2-9 牧川標準横断図

2.1.4 和久川 わくがわ

現在の和久川は整備済みである由良川合流点から新庄橋までの区間を除き、流下能力が低く、平成 16 年台風 23 号洪水により、榎原川合流点付近で民家浸水被害が生じた。そこで、平成 16 年台風 23 号洪水と同規模（概ね 10 年に 1 回程度で発生する降雨規模）の出水を安全に流下させることを目的とし、新庄橋から上流約 4,780m 区間について、築堤、河道拡幅、橋梁架替、井堰改築及び河床掘削を行う。

整備に際しては現況河道内の河原や植生を極力保全し、河道内にみお筋を確保することで自然の営みによって瀬・淵が形成されることを促し、生物の生息・生育・繁殖環境の保全に配慮する。

なお、河川改修を進めていく上で和久川の計画流量は次の値とする。

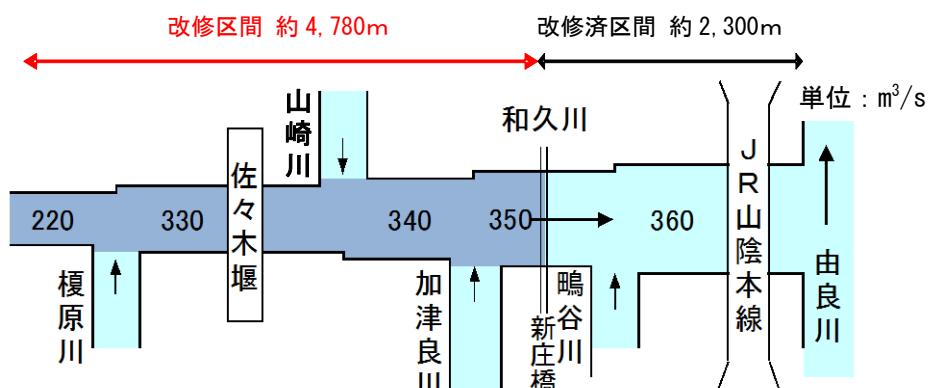


図 2-10 和久川計画流量配分図

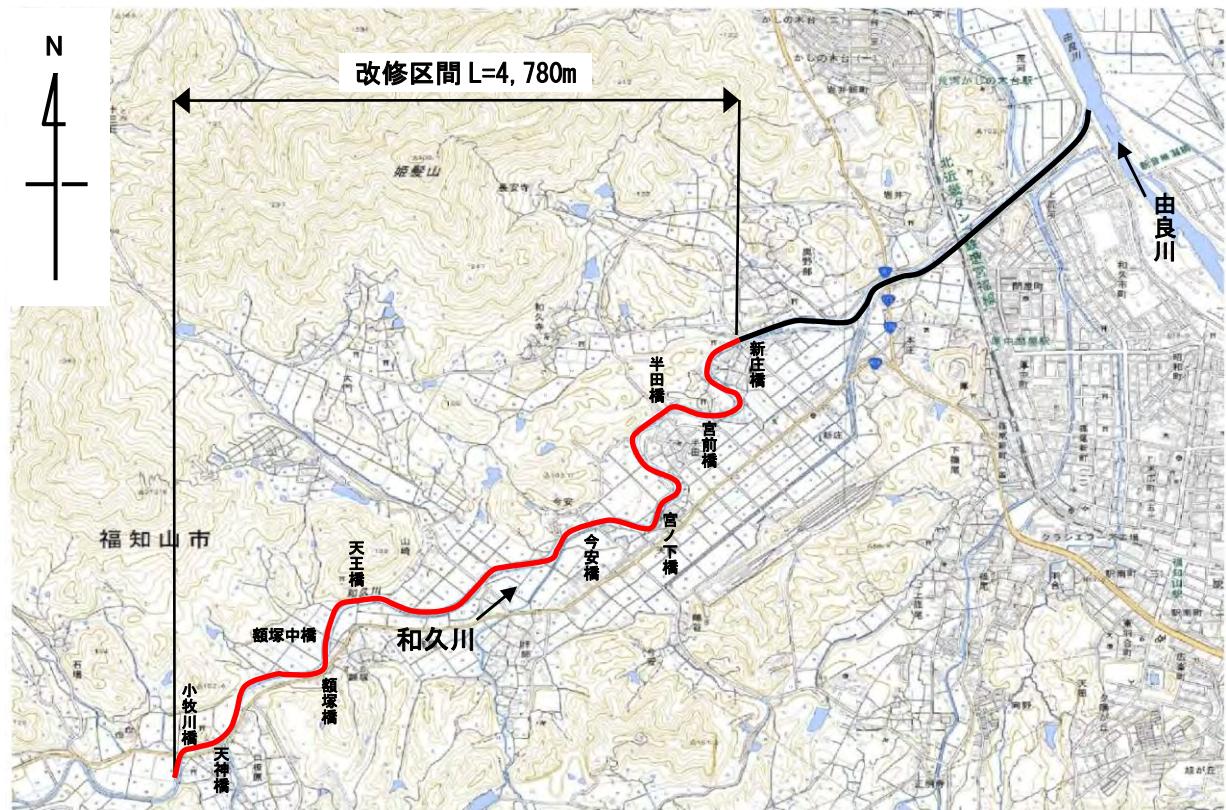


図 2-11 和久川改修区間位置図

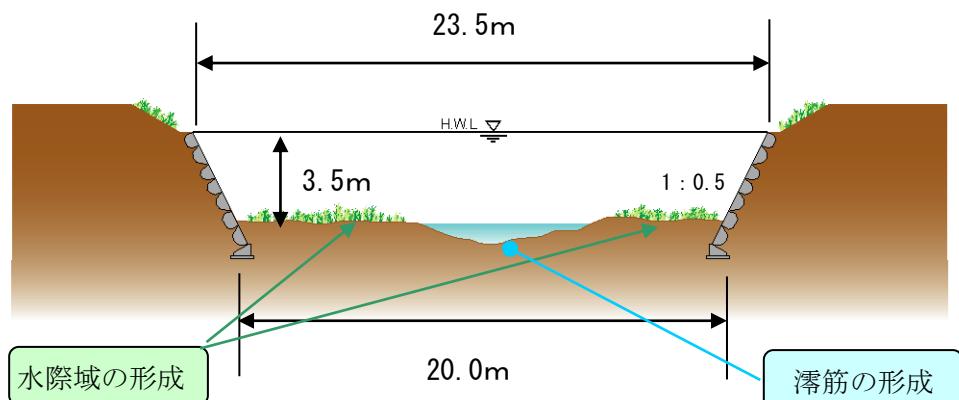


図 2-12 和久川標準横断図（佐々木堰上流付近）

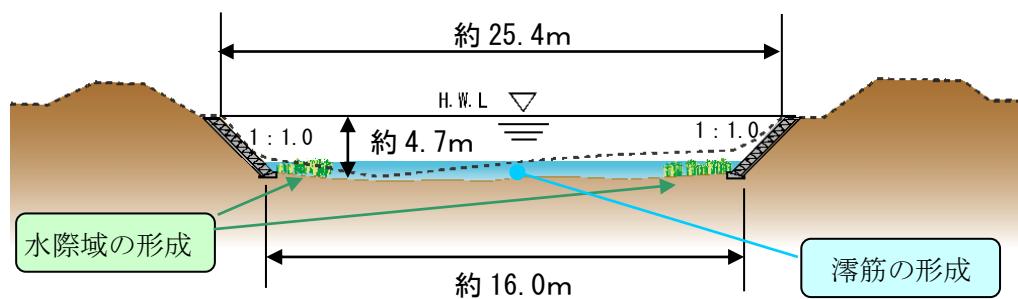


図 2-13 和久川標準横断図（新庄橋上流付近）

2.1.5 相長川

相長川はほぼ全区間に渡り流下能力が低いため、平成 16 年台風 23 号による出水により下流部で民家浸水被害が生じた。そこで、平成 16 年台風 23 号洪水と同規模（概ね 10 年に 1 回程度で発生する降雨規模）の出水を安全に流下させることを目的とし、由良川合流点から府道上流までの約 830m 区間について、セミバック堤方式^{*}による築堤及び付替え河川整備を行う。なお、整備にあたっては国の築堤事業と連携して実施する。

整備に際しては、現況河道内の河原や植生を極力保全し、河道内にみお筋を確保することで自然の営みによって瀬・淵が形成されることを促し、生物の生息・生育・繁殖環境の保全に配慮する。

なお、河川改修を進めていく上で相長川の計画流量は次の値とする。

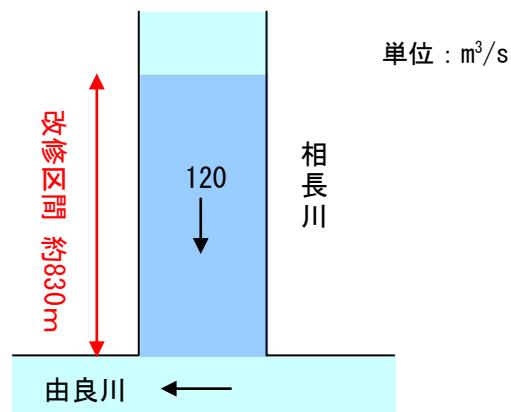


図 2-14 相長川計画流量配分図

*セミバック堤方式：

合流点に水門等の逆流防止施設を設けて本川の背水を遮断できる機能を有した支川の堤防形態で、支川の計画堤防高は本川の計画高水位を考慮するが、支川の自己流量をもとに天端幅と余裕高を設定できる。



図 2-15 相長川改修区間位置図

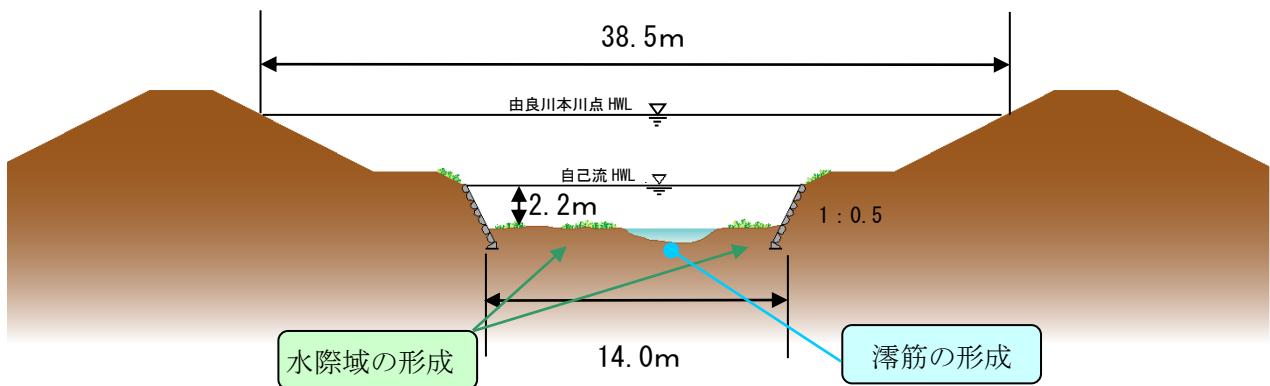


図 2-16 相長川標準横断図

2.1.6 大谷川

大谷川はほぼ全区間に渡り流下能力が低く、平成 16 年台風 23 号洪水により、上流部の JR 山陰本線交差部付近で民家浸水被害が生じた。そこで、平成 16 年台風 23 号洪水と同規模（概ね 10 年に 1 回程度で発生する降雨規模）の出水を安全に流下させることを目的とし、由良川合流点から一級河川起点までの全区間（約 3,590m）について、築堤、河道拡幅、河床掘削を行う。なお、整備にあたっては国の築堤事業と連携して実施する。

整備に際しては現況河道内の河原や植生を極力保全し、河道内にみお筋を確保することで自然の営みによって瀬・淵が形成されることを促し、生物の生息・生育・繁殖環境の保全に配慮する。

なお、河川改修を進めていく上での大谷川の計画流量は次の値とする。

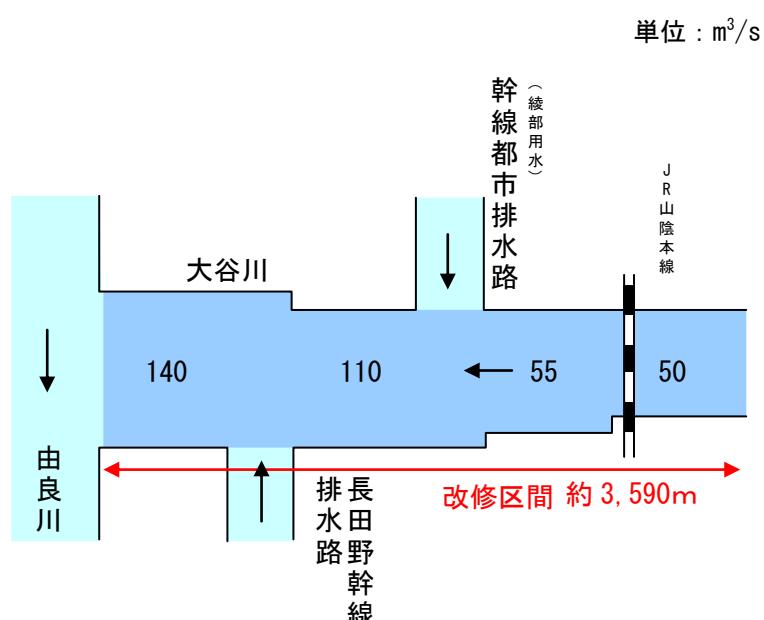


図 2-17 大谷川計画流量配分図



図 2-18 大谷川改修区間位置図

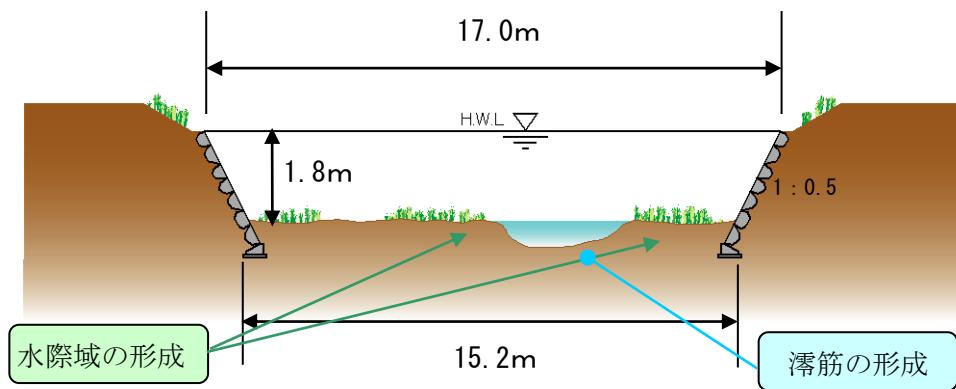


図 2-19 大谷川標準横断図

2.1.7 大砂利川

大砂利川は全区間に渡り流下能力が低く、平成 16 年台風 23 号洪水により、下流部で浸水被害が生じたため、平成 16 年台風 23 号洪水と同規模（概ね 10 年に 1 回程度で発生する降雨規模）の出水を安全に流下させることを目的として由良川合流点から府道までの区間（約 700m）について、築堤、河道拡幅、河床掘削及び橋梁架替を行う。なお、整備にあたっては国の築堤事業と連携して実施する。

整備に際しては現況河道内の河原や植生を極力保全し、河道内にみお筋を確保することで自然の営みによって瀬・淵が形成されることを促し、生物の生息・生育・繁殖環境の保全に配慮する。

なお、河川改修を進めていく上での大砂利川の計画流量は次の値とする。

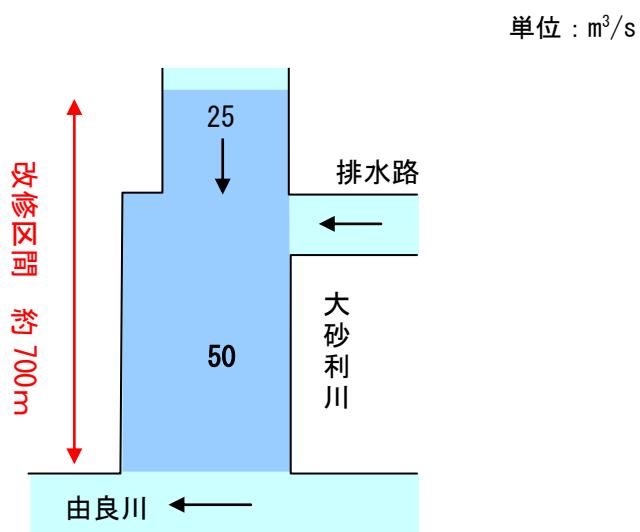


図 2-20 大砂利川計画流量配分図

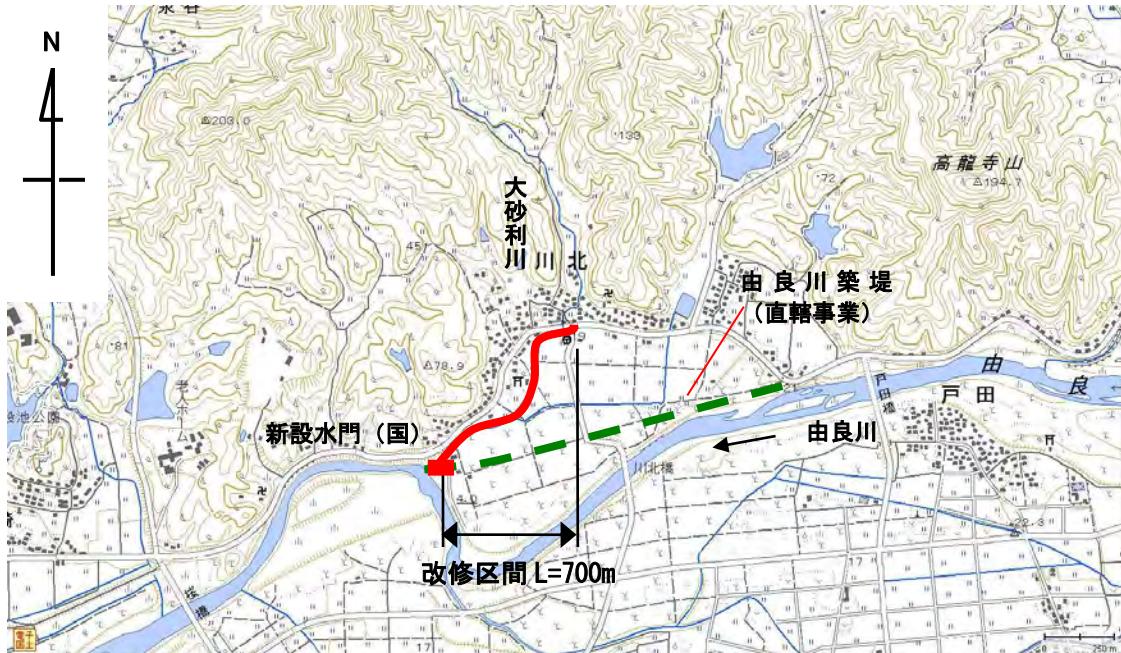


図 2-21 大砂利川改修区間位置図

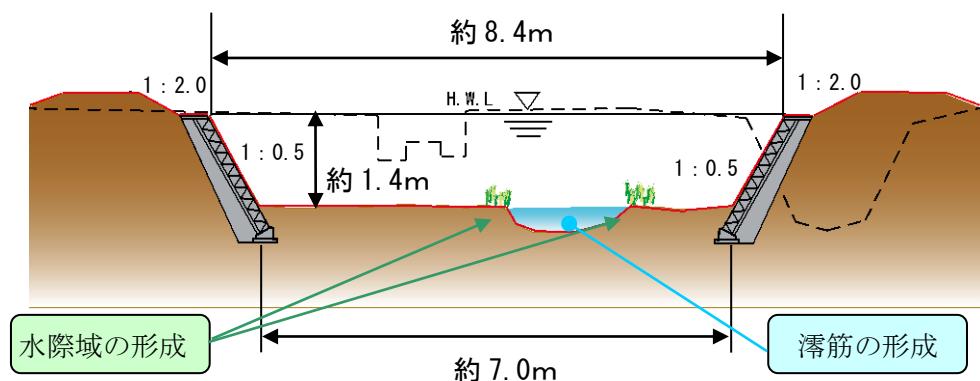


図 2-22 大砂利川標準横断図

2.1.8 榎原川 えばらがわ

榎原川はほぼ全区間に渡り流下能力が低く、平成26年8月豪雨により榎原川の中流部及び下流部において浸水被害が生じた。そこで、下流の流下能力と整合を図り、概ね3年に1回程度で発生する降雨規模（平成26年8月豪雨の規模相当）の洪水を安全に流下させることを目的とし、人家連単区間である和久川合流点から上流区間（約700m）と塩坪橋上流付近より上流区間（約1,330m）について、築堤、河道拡幅、河床掘削及び橋梁架替を行う。

整備に際しては現況河道内の河原や植生を極力保全し、河道内にみお筋を確保することで自然の営みによって瀬・淵が形成されることを促し、生物の生息・生育・繁殖環境の保全に配慮する。

なお、河川改修を進めていく上で榎原川の計画流量は次の値とする。

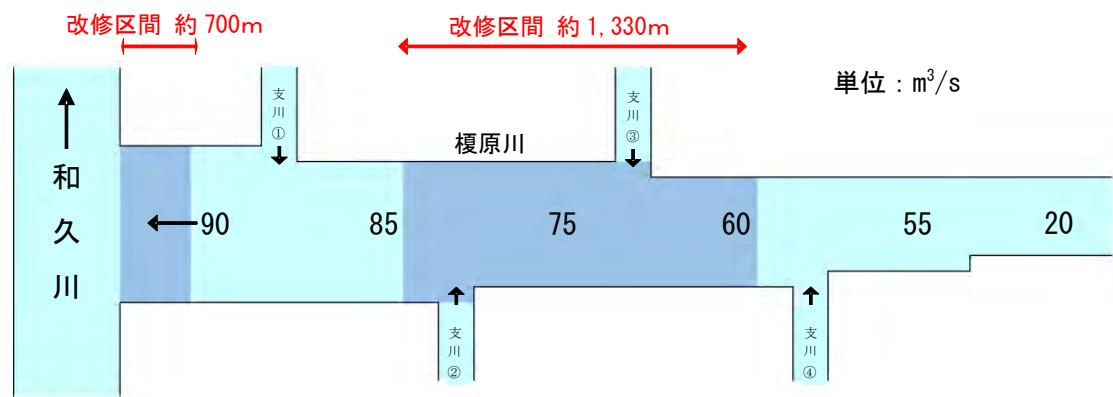


図 2-23 榎原川計画流量配分図

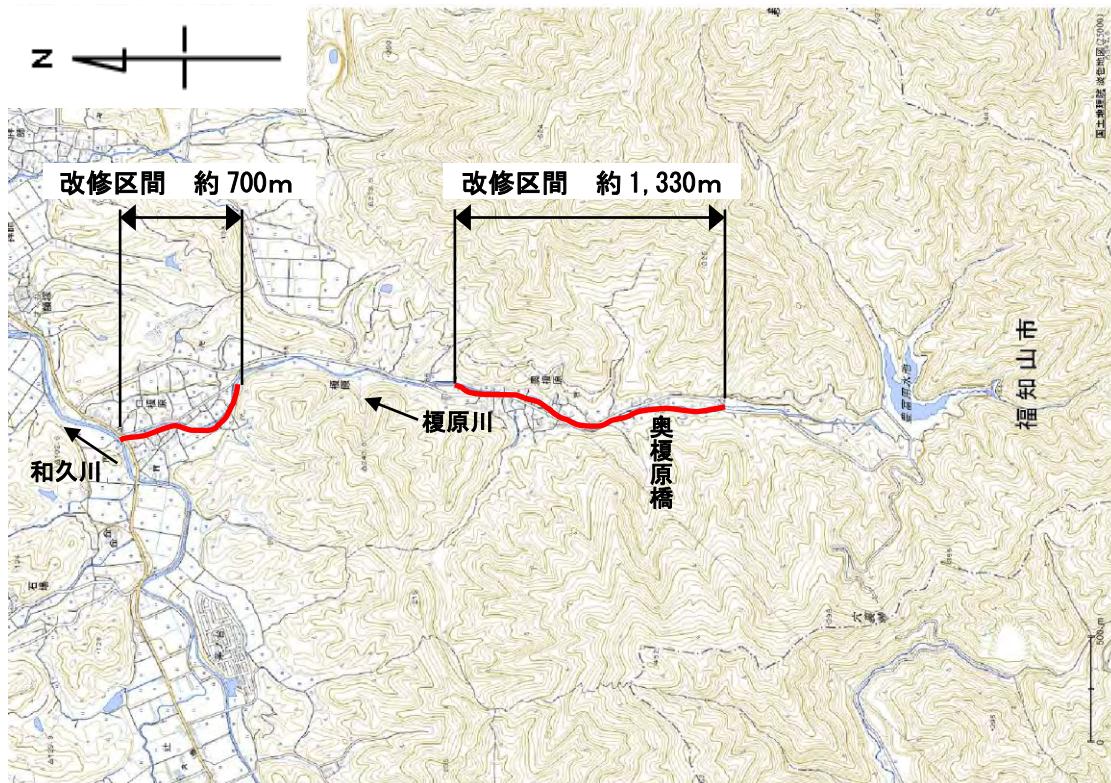


図 2-24 榎原川改修区間位置図

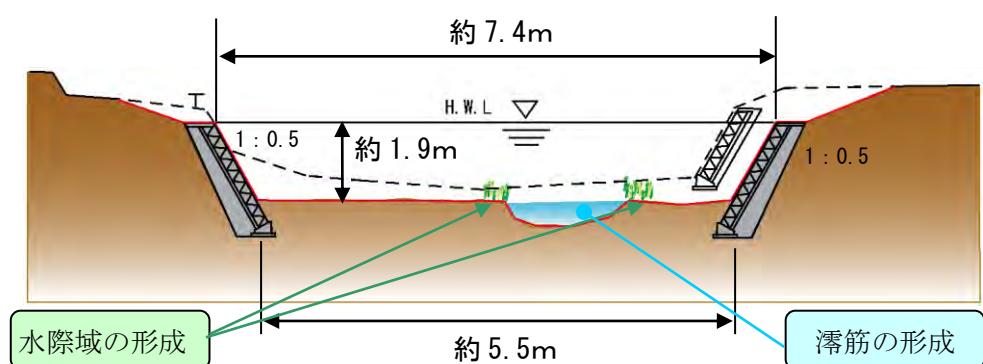


図 2-25 榎原川標準横断図